

三番箱

伊(進)上(上)

諸舊記 三

諸舊記三

一 文明記

一 行脚僧雜錄

一 樺山玄佐自記

一 鮫島日向入道自記

文明十六年甲辰、不量三ヶ國弓箭出来、其起如何となれば、嶋津式部太輔久逸与新納近江守忠續と有不快事、数年雜説無止事、去は終に実説となり、既ニ去年十月三日、近江守より親類治部少輔「伊書久」・隈江伊勢守を為使者、忠昌公へ被申上候意趣へ、古之「大岳」様、近江守を飫肥へ被移候時之御意へ、彼在所之事へ「山東カ」東山之境目なり、其上「伊」東可有御退治時分へ、殊ニ可被奔走之由承仰候つるに、動すれば吏部可被失之企歴然なり、如今ニてハ飫肥江御番難届候、然者吏部を別処ニ被移候へとさへて被申上げる間、江州之意趣尤ニ思召而、吏部本領は伊作なれば、伊作ニ移し可被申に相定、兩使を以吏部へ仰出さるゝといへども、無承引て、城を構事をも可被仕出なと聞へ候ニ付、平田美濃守「兼秀」・村田肥前守「経安」を以中途迄被遣、雖有催促無信用て、近日手形を可被出風聞有ける程に、吏部舍弟福昌寺長老桂山和尚御差越なされ、重而雖有御教訓、猶以無承引而、十月廿六日少々手形とも被出ける程ニ、不及力、新納近江守「忠續」・北郷讚岐守「義久」・柘山安藝守「長久」・祢寢・

肝付・平田「イ村田」其外坂より上ノ人数ニ被仰付、都合三千餘騎  
 ニて、同廿八日、櫛間江押寄て、熊田原と郡本兩所に陳  
 を取ル、同霜月十四日「イ四日、非ナリ」、犬馬場「イケル程ニ」に攻入而、惣門之口ニて  
 合戦有り、彼方打負て、長井采女・曲田兩人被打而引退  
 く、同十七日「イ寄手」、郡本之陳衆熊田原へ行通を被見て、吏部「イニ式ニ作ル」  
 野伏被懸間、相残之陳衆ハ不堪出合、太刀打有て、先者  
 得勝利而、櫛間衆ニは三原同子次郎太郎「イ鎌田」・木原被  
 打て引退候処を、吏部馬を懸入レ、被戦ける程に、肝付  
 之手に西牟田三河守・同子助五郎「イ郎右」・棗丸三左衛門「イ郎右」・和泉  
 新左衛門尉・入部二郎左衛門尉・上原・八木・川越彦左  
 衛門「イ忠實」・吉武被打て、陣中少之物言共出来ル上に、後巻と  
 して、東衆飢肥へ可被打出風聞有り、又ハ大隅・薩摩之  
 雜説、未依以外成、鹿兒嶋邊もさわがしく成ける程ニ、  
 翌日廿日、開陳有り、同廿八日ニ如案伊藤の祐國、数千  
 騎の勢ニて、鶴戸・安國寺兩処発向して陣を取る処に、  
 新納近州の手、富ヶ峰に馳合て太刀打有りける程に、飢  
 肥衆切負て、江州の伯父新納因幡守「忠時」・山田淡路守「秀久」・長野  
 備前守・竹崎伊賀守被打て引帰る、其勢に掛而城に押寄

る程に、新山之城不得持して、江州本城江移らるゝによ  
 りて、其俣富ヶ峰より新山を陣に取て、櫛間の取合を待  
 処ニ、師走三日、吏部被打出て、南江の城江押寄て、半  
 時の中に切入らるゝ程ニ、城衆ハ早崎・城口・山田打死  
 被討アリ「イ甲參ス」して、相殘人数者悉皆安案因幡守を初めとして、吏部方  
 江成申といへとも、酒谷之城をハ和泉隱岐守手堅く持こ  
 たゆるに依て、飢肥と庄内の通路ハさわる事なし、去程  
 に江州の難儀を為見續「義久」・北郷・椋山「長久」・匠作忠廉の舍弟嶋  
 津藏人幸久・伊集院上野守「継久」・同左馬助「久稔」・村田肥前守を始  
 として、忠昌様御内の方々數十人立籠て禦戦程に、城  
 手堅成落去せず、去程ニ三ヶ國皆雜説耳有ける、其故ハ、  
 去々年の比より、忠昌様以ノ外御冠落有て、東西御不辨  
 成間、去年の春比より祁答院・北原出仕を被留、國一揆  
 被成企有ける間、終ニ入来院・東郷・吉田・菱刈同心し  
 て、忠昌様を背申候、既ニ霜月一日、北原長門守菱刈  
 江打越、道秀をかたらひて、同三日帖佐に越て、嶋津匠  
 作忠廉へ被進といへとも、忠昌様ニ隔心可被申意趣な  
 きニ依て無承引、同五日、相殘國々の面々被打越候而催

促有といへとも、尚以無信用、去へ吏部へ申入而、先飢肥を退治すへき國方の談合最中之由洩聞ゆる間、匠作の返事が切れへ、飢肥の難儀必定成間、先匠作も鹿兒嶋へ出仕候事へ申間數候の由、偽有て國方の蜂起をしつめ、在處に被掃申、然処ニ嶋津伯州豊久 忠昌様江も不被受御意、一家中ニも無談合之儀、僅ニ手勢三百ニて、十二月廿日ニ飢肥に打越、酒谷之内竈が蔵と云所ニ陣取て、後責の計略有りといへとも、無勢なる故敵痛なし、同廿二日に、敵二千程ニて竈ヶ蔵の陣へ懸る処を、伯州・出羽馳合而合戦有ける程に打負而、伯州・末弘十郎三郎・入田・片野坂討死ス、羽州・和泉隱岐守其外數十人手負になり而、竈ヶ蔵の陣を引退く、去程に敵も宗徒之者共も被打けるなり、翌日夜の中に敵陣茂引退く、雖然鹿兒嶋方の雜説更ニ無止事、剩嶋津相州友久・同薩州國久鹿兒嶋へ被打越、夜を日に次て城誘へ有ける程に、地下等の者共、猶以足を乱す事かきりなし、既ニ國方修理守をラヒ取テ密ト云雜説トモ〇別本ニ在リ」  
「粘左ヲカタカたらひ得而、鹿兒嶋へ押寄るとゆふ雜説、境目より告來ると而、正月十日に、先ッ 御前様を伊集院に移し

「イ被」申、剩 忠昌様も城竈被遊候得は、僧俗男女殘る処なく候処ニ、同十二日、國方之面々又帖佐に被打越而計策有りといへとも、旧冬の返事同前なり、匠作の父題橋之時より、江州に一旦の依有契約、彼御身上の難儀殊ニ迷惑に思召而、是非共ニ先飢肥与榊間との和與なふしてへ、江州難儀急なるへきと而、為催促匠作所江可被越と而支度有ける処、入来院・吉田・東郷同道して、彼表へ可差越由被申、其儀ならば尚以雜説可有と而、匠作度々斟酌有りといへとも、強而被申候間、不及力し而、加治木右衛門佐・本田同道ニ而、同十三日に平山を打立、於曾於郡二三日支度有而、同十七日に先都之城へ被ナリ、北原長門守・菱刈孫三郎在所ヨリ直ニ庄内ノ如ク可出合ノ由、曾越、北郷・柁山同心なり、北原長門守・菱刈孫三郎・祇答院ハ在所ヨリ直ニ如庄内可出合の由ニ而、曾於郡より二人被掃けるが、思案如何替りけん、右三人在所江掃て、則鹿兒嶋江被申入、匠作を退治せらるへき傳説あり、さるニ而も飢肥・榊間江越して、和與の催促可被申、為匠作都之城を同廿「イ二」日に被打立、志布志のことく被差越候之処に、思の外に新納越前守路次を相留不通の間、

無力、又末吉より都之城に立帰りけるか、逗留之間に、

北原・菱刈・祇答院城ニ手をかへ而、忠昌様江被申入

左右分明なり、然間彼三人は新納越前守に私の遺恨難止

ニや、匠作ニ有慮外、鹿兒嶋江阻り而被申の間、帖佐与

鹿兒嶋の路次留候而、去程に二月一日、祇答院其身は鹿

兒嶋へ御用被立之由被申入而、忠昌様の御内の人に被

篋候、水引の城を東郷左馬丞・高城衆寄合而被責程に、

東郷手に荻町孫三郎・日出岳彦次郎・田原太郎三郎打

るゝといへとも、城衆無勢なるに依而落居し而、宮内の

ことく被落行、同日ニ入来院又五郎、碓山之城江押寄而

日ノ内ニ攻落ス、城を可渡由依被申、差置打帰、去程に同五

日城ヲサリ渡ス、去程ニ匠作ハ都ノ城ヲ被立候テ平山ニ飯ト有リ

日、修理亮都之城を打立、平山に帰ル、同十一日ニ吉田

ニ打越、尾張守父子・正八幡宮留守同心ニ而、都合式千

小勢ヲ遣サレ候テ河田ノ城ニ押ヨセ候ヘ共

とし而、くつきやふの人数を鹿兒嶋より被籠置間、未城

の落居なき処に、村田肥前守、市来・伊集院の勢を催し

而、八百餘騎ニ而郡山の上の原に被打上たる由告来る間、

川田の城をは差置而、匠作・吉田尾州・同治部太輔正八

幡宮の留主方を同心し而、僅に二百にハ不足勢に而馳合

切勝而、町田六郎左衛門・厚地・阿地坂左衛門次郎・寺

田平七・木下彦太郎五人打取る間、吉田治部少輔を始と

して、手負百人に餘れり、同十九日、匠作入来院下野

テ、翌廿日ニ、吉田治部少輔、祇答院・藺牟田之城に押寄而、一時

の中に切崩す、□たらめ右京亮・養毛五郎左衛門を初め

として切掛る、頭十三、切捨卅五人なり、去間帖佐・入

来・吉田衆手負八拾貳人ニ及へり、同日東郷右馬允祇答

院江勢を遣而、於一ツ木合戦して勝利を得、敵一人名并

五郎打取而引退く処ニ、祇答院衆重度付送りて、於山田

又合戦有り、相互ニ自身太刀打有而、此度ハ東郷切負而、

児玉・同五郎右衛門被打而、同日に加治木左衛門佐・日

置美作守横川より祇答院江勢を遣而引退処を、長野衆付

送而合戦す、祇答院衆得勝利、加治木親類枝次民部少

輔・同藤次郎・鍋倉五郎四郎・山下三郎次郎四人被打而

引帰ル、同廿六日ニ高尾野より東郷衆得勝利、穂比父子

打留、同晦日、匠作平山へ被帰而、三月三日に加治木・

吉田・正八幡宮一社中寄合而、上井之城に陣を被取間、

為後卷ノ薩州國久・同三郎太郎兄弟・同羽州・北郷・柘「長久」  
 山・平田美濃守其外日州の面々數根に雖被打寄、同五日、  
 城の四方につめよせて責登る隙に、水の手を取て城衆打「イ皆」  
 下而戰ほとに、帖佐方には本田弥左衛門・隈元五郎三「イ取らんトスル」  
 郎・菱刈右京亮被打而引退候処ニ、日置助四郎・同源ニ  
 六・柏原源右衛門を始として、若者共城主衆を内江切籠「イナシ」  
 而、終に水の手を取によりて、同十六日、城ヲ去り渡し  
 畢ぬ、同十七日ニ嶋津三郎太郎成久和泉より高城へ被打「出水カ」  
 越、芋野に篠立有而、同十八日、湯田の城を責落而、同「イ半時カ内ニ」  
 廿日ニ水引ニ打寄、同日ニ祁答院衆重度・川内衆川を渡「イ二字ナシ」  
 し而、風口与小松ケ尾所江陣取而責ル程に、去渡而「イ少メ合戦」  
 城衆如東郷落行也、同廿一日、祁答院重度之計策ニ而、「イ切負テ」  
 東郷松法師丸を取立而、親父如帖佐開落せらるゝ、去程「イヲバ」  
 に閏三月朔日、匠作押而同心し而菱刈へ被打越、道秀の  
 父子を頼らるゝ間、相良長輔も内々口入有ル間、彼是以  
 而無余儀て、相良次郎五郎を始として、牛屎の面々不殘「イ對面ノ上者」  
 現形有り、同九日、求广と牛屎の境ニ国見と云処に而、  
 匠作・長輔對面有り、ケ様ニ弓箭大になり行こと、當家

滅亡之本なる間、薩州・北郷・樺久内談有而、三ヶ國皆「國久」  
 同意ニ和與可然之由、相良為續へ申心見らるゝ処に、無「長久」  
 餘儀同心の返事有ける間、同十日、於水俣、薩州相良ニ「イ同晦日、薩摩守國久鹿兒島ヲ立テ、四月」  
 對面有、同十四日、吉田の飯山ニ而、鹿兒嶋衆・吉田衆「イ為」  
 と合戦有而、吉田の手ニは中村藤左衛門・山崎掃部助・  
 小山二郎五郎被打なり、鹿兒嶋の手ニは中俣・同十郎・  
 宮原四郎左衛門雖被打候、吉田不勢なるニよりて切負而「イ手」  
 引退く、同十五日、薩州相良を同道に而被越牛屎、匠作「イ大口」  
 江和与之「音カ」言信有而、國々方々江依為談合遲滯候処ニ、同  
 十六日に相良菱刈に被越而、押し而匠作を同道ニ而牛屎「イ被渡」  
 ニ被掃、薩州江對面させ被申候而、各同道ニ而鹿兒嶋ニ  
 可被參ニ相定り而、於菱刈相良支度有り、其中に少シ煩  
 しき心地にて候と而、漸く平愈ニ而、同晦日に菱刈を立「イ加治木」  
 れ而被差越、五月朔日、先ニ相良鹿兒嶋江被越、翌日額「イ二」  
 娃兵部少輔自、忠昌様為御使者被遣候間、匠作・加治木「兼心」  
 左衛門佐・入来院・東郷・吉田治部少輔・菱刈孫三郎・  
 羽月・山野同道にて鹿兒嶋江參上被致といへとも、既ニ  
 悪日なるニ依而、其夜は無御見參も、翌日三日に各 忠

昌様の被掛御目、同六日、相良鹿兒嶋を立而帖佐江被越、同十日に帖佐を立而菱刈江着る、去程ニ去閏三月八日、伊東又打出飢肥ニ陣を取る、数月を送る、去れハ兵糧尺たる左右連日有けれ共、五月雨の時分なるニ依り

而、後卷ノ了簡ニ不及、其謂れは彼境の通路ニ□白木俣ミエテハ白雲腰ニ廻リ、宛サナガラ帯其得名タリ、巖ハカト立渡リ、青と云山路有り、一日の内に二十瀬渡ルニ依り而、少も苔肩ニ懸リテハ、只其尻ノ衣也、類イ嵐ハ句ヘトモ、梁山之不乘ハ梢ニ水かさ増れば往来難儀なり、其上大隅・薩摩兩年の合戦聞ル蟬ノ声送客カト古人ノ詠ヲ知許、此通道ニ□白木俣トテ有山路に、地下等の者皆つかれたる時分なれば、兎角と延引する程に、漸く五月雨の晴あかりて、五月廿七日ニ先勢と

「國久」「忠麻」薩州・匠作都之城ニ被打越而、諸軍勢被相催、去程に

忠昌様御心地、諸醫師療治被申候へ共、其驗なきニ依而、京都被申登候而、公武の御意を被受、竹田之法印を

被申下之間、去閏三月九日ニ鹿兒嶋江下着す、則チ忠

昌様江被掛御目、以来勤而御養生有ける程に、御氣分も過半は雖被立直、遠所迄之難有御発足時分なり、然共薩

摩守國久・匠作「忠麻」・近江守其外一家中の難儀を見捨たたく

思召サセテ、既に六月十二日、忠昌様も鹿兒嶋を可有

御打立御支度有りける処ニ、竹田法印人をし而被申ける

ハ、御一家中之難儀を被見捨たたく被思召而、御出陳の儀尤殊勝の御事候、雖然御クワン「冠落」ク此時節の御養生專一なり、然に炎天与申し、遙々の御渡海、陣屋の御栖居所犯雨露候者ハ、以前百日の御服薬も徒ニ可成行候、飢肥の事は薩州・匠作為御人躰御越之上は、進退餘義有る

べからす与存候、御出張之通り先被仰出、今度の御打立をは御延引有へき事、平更入道可為御扶持なりと、支へ而被申上ければ、御返事には、意趣尤被思召候、雖然如此療治を加へ、身命をまつたく有りたきも、儀理の弓矢に望て一命を輕んずべきの心底なり、たとひ於路次兎角

成行共、只出陣可有と被仰出ければ、法印重而の儀ハ憚千萬、惶入たる申上事ニ候へとも、此法印を御下し候事、既ニ公武の以御意なり、此時は御私ならん子細候哉、今

度御出張之事ハ、家臣の叛逆を御静め可有御弓箭に候間、天下之時義にハあらず候、自公武入道を御下シの事ニ候

へハ、御身之御養生与は乍申、御私不成御事ニ候、去ル

に海上の御勞煩、陣屋の御無養生、御再発必定なり、其

時は我家のきす、京都の聞へも迷惑不過之候、可然は以



受取而、可被破之由雖有、薩州國久の手ニ而可被破申之由、類に被仰候之間、匠作忠廉不及力、惣陣之手當を被受取なり、上の手をは薩摩守を為大將、子息三郎太郎「重久」・同中務太輔「延久」・同三郎九郎「秀久」・佐多宮内少輔・河上十郎左衛門尉「久檢」・い集院左馬助「久檢」・石谷出羽守・山田太郎左衛門尉・末弘・蒲生刑部太輔・桑波田右馬助・鳥取播厂助「イ守」・野田・大寺九郎を先として、其勢都合千五百余騎の兵は、川原面に差向られ、中の手をは柗山安藝守「長久」・同次郎太郎「イ久」・北郷讚岐守を為大將、肝付三郎丸「義久」・同三郎四郎・祢寢又五郎・村田肥前守・伊地知周防助・舩肥伊豆守・肥後・石井・梶原、其勢都合式千余騎ニ而差向らる、惣陣「イ下の」の手をは匠作を為大將、右馬助「頼久」・出羽守「忠徳」・右衛門佐「満久」・舎弟兵部少輔「安久」・い集院三郎右衛門尉「延久」・山田河内守「イ又七郎」・宮里美作守「イ又七郎」・入来院又五郎「イ又七郎」・吉田治部少輔・平田右馬助・鹿屋周防守・同越中守・肝付三郎五郎「左」・大寺・恒吉、其勢千三百騎を差向らる、新納越前守「野頼ニハ」を為大將、同七郎右衛門尉「忠興」・同安藝守「忠興」・和泉隠岐守「久氏」、其勢都合八百余騎ニ而、野久尾に差向らる、去程に四ヶ所皆同に差寄而攻るといへ

とも、敵猛勢なるに依而、陣構も手堅して破れへき様もなき由、上の手よりい地知周防助を以而、惣陣の手當衆江云送らる、角而へ取合難叶与見及に依而、匠作よりい集院三郎右衛門尉を使ニ而、先野鎖江一勢を御上せニて候はと有りける程ニ、薩摩守則領掌候而、伊集院左馬助江一勢を被差添「吉」の陣に追付野伏をあてかけらるゝ、其間ニ川原面を詰破り而、数百人切入処を、式部太輔・新納駿河守・野村勘解由左衛門馳合而戦ふ程に、薩摩の手切負而、猿渡筑前守・同刑部少輔・本田又次郎・飯牟禮又九郎・山田・富田弥六・川俣小太郎と云くきやうの者共、被打而しとろに成ル処を、薩州國久・同三郎太郎兄弟・同中務太輔、佐多刑部少輔・川上十郎左衛門・鳥取播磨介取而返し戦ふ程に切勝而、新納駿河守・福嶋手「イ伊地知越前守先トシテ」には鎌田又七郎・同李之助・野村次郎五郎を始としてくきやうの者數十人被打而、三郎太郎・鳥取播磨介深手負而引退く処を、中の手の北郷・柗山・村田肥前守入替而戦ふ程に、北郷二郎五郎武者餘多打ツテ、敵を田間二ツの陣に切籠む、去程に帖佐の手に守護の衆、楠原の惣門



の口ニ切入而、手柄をいたし戦ふ程に、守護の衆にハ大寺彦左衛門尉、匠作内にハ中龜五郎四郎・前田掃部助打れ而しどろに成る所を、匠作・右馬介・出羽守・右衛門佐・い集院三郎左衛門尉「イ右」・入来院又五郎・吉田治部少輔一同に懸入而、モミニモンテ責る程に、中の手の軍兵も一所になり而、い東祐國・北原長門守・長倉修理亮を先として、くきやうの者拾六人打取、去程に楠原に切籠たる敵どもの落行処を、帖佐の手ニ入来院又五郎・吉田治部少輔、福嶋の通路を取切而責戦ふ程に、爰ニても數十人打留、案内者なる間、餅原駿河守に一勢を差添て富ヶ峰に攻登る、其間ニ前を取切り早驅付、敵足を乱すところ、駿河守有無ニ掛入而太刀打、數十人被打留、其外の軍勢も驅付て責戦ふ程に、又數十人打留ケル、伊東又次郎殿として其勢ニ百程、大龍寺の麓なる川畑江引留「指勳」タル処ヲたる処に、又修理亮・右馬介・出羽守・伊集院三郎右衛門・肝付美作守掛付而太刀打におよぶ処に、又次郎兼日より近江ニ被申談子細共有に依り、降参すへき由、伊集院三郎右衛門尉ニ被申出ける間、如何有るべきの談合最

中をもわきまへす、はやりをの若武者共、我先にと切而掛る程に、合戦有而又数人打留る、去間に又次郎も手三ヶ処負而行方知す落行けり、野鎖の陣にも合戦有て、未弘其外少く被打而引退く所を、伊集院右馬助・桑波田右馬介責入而戦ふ程に、い東次郎深手負而行方知す落行ク、又飢肥の城衆は田間・大龍寺・宮文三ツの陣江掛り而太刀打する程に、切負而、玉利次郎右衛門尉・肥後郷右衛門尉・同帯刀・上井筑前守・岩切甲斐助・鳥取源次郎・竹井又十郎・戸井助太郎・加藤・梁瀬・八ヶ代平右衛門尉・入道孫六・古野尾・名下父子・なるミ父子打死ス、限江伊勢守・東又七・同又九郎を始として、手負数を不知、切掛ル敵の首三十、切捨六百人と識せり、翌日如逆谷被移、二三日人馬をやすめ、同廿五日、辰の刻に打立而福嶋に押寄而、則熊田原ニ陣を取ル、同廿五日、忠昌様も末吉より直に御出陣有り、去程に三ヶ國皆同に和與の談合の筋めを被申通而、薩摩守色々に和與の佗言被申上ニ依而、忠昌様も御領掌ニ而、七月二日、式部太輔御對面ニ而、同三日、城を去り渡し被申而、伊作に移

り有るへきに相定而、翌日 忠昌様其外御一家中、如末吉表打掃、去程に 忠昌様も殿棄法印召列られ、同八日、鹿兒嶋に御帰着有り、千秋萬歳御祝言なり、然処に祁答院某、以使者鹿兒嶋へ被申入意趣へ、今度飢肥江出陣被申処尤冠至也、〔緩急至極也〕雖然自今以後は随分可致御奉公由なり、老名衆迄被申出候間、先以肝要なり、〔イ従〕自是可有御左右之由被仰処ニ、同廿三日ニ鹿兒嶋に押而參上被申けるか、思案如何有けるや、其夜鹿兒嶋を蚤ク被帰ける、去程に祁答院へ一勢可被遣由、忠昌様被仰出而、八月十二日、〔イ十六〕於谷山方々被召寄、御談合有而、九月五日、先匠作・村田肥前守如入来院被遣而、同八日、〔高〕〔名内〕久留木の牧之峯江被打出而、同十二日ニ者、〔友久〕相州を大将として祁答院・山崎に篠立有り、薩摩守・同三郎太郎・同三郎九郎・同中務太輔・匠作・同二郎三郎を始として、其外諸勢大村の如く被打越、其夜はマコロヒノ松尾与云処に被居而、〔或在陣〕同十三日、大隅衆に取合而、大村の古城に陣を取ル、同十四日城衆少々出合而防く処を、帖佐衆馬に掛分而式人敵打取ル、同十五日、山崎に篠立せられたる人数も、大村江

68の2

一 処に成合而、都合其勢三千餘騎ニて陣を取而、黒木・中津川・敷部其外所々を放火し而、同廿一日開陣有而、入来院の如く打掃而、同廿二日ニ東郷の内山田ニ打越而、同廿三日、祁答院の内平川村に打出、川より西者無残処様ニ被仕拂而、同廿四日、各在々所々ニ打掃り早、

一 長祿二年より弓箭出来、然者於所々ニ致合戦候次第、嶋津修理亮忠廉手柄分凡註置処なり、〔相良左近將監長 續長祿二年薩摩国牛屎院及牛山支配後遷之島津〕

- 一 隅州東郷城責勝ツ、
- 一 同國玉利城責勝ツ、
- 一 同所加治木石垣之下負、
- 一 隅州加治木木田ニて勝ツ、
- 一 同國蒲生千手院口ニ而勝負無之候、但地下衆一人打取ル、
- 一 同國加治木土器屋之前ニて仕負ル、無大刀打者、大事成処を勘へ留ル、
- 一 文明八年弓箭合戦之次第

御當家十一代之御屋形 奥州忠昌様依為文武長者、或ハ重天下之儀、或は輕一命、大敵ヲ討亡シ、國土安全萬民快樂之趣キ、此一帖ニ被書記置故、貴方之奉存御執心為愚拙懇志候、向後茂御披見之刻者、菅菴草子彼是ニ可被思食出之俛、染禿筆ヲ進上候処也、

長谷場(宗純)越前守

慶長十二年丁未卯月上吉日書之、

河上(久辰)左近將監殿

参

文政九年戊八月終筆、



行脚僧雜錄

文明六年甲午八月之比、花洛西九州下三ヶ國日向・大隅・薩摩行脚廻聞侍仁、當守護御屋形嶋津之又三郎殿

藤原朝臣武久、御年十二、譜代御住所鹿兒嶋、

一別府仁薩摩守薩州國久御舍弟中務・同彈正、平山仁豊

一薩州鹿兒嶋松尾坂勝ツ、

一隅州吉田長龍寺口ニテ勝ツ、

一薩州牛尿道場口ニテ負ル、但敵六人御方七人死ス、

一同國菱刈濱河ニテ打勝、

一同國清水・下井互ニ無指事、

一同國曾於郡カキカケニテ仕負、

一同國吉田峰高ニ而勝ツ、

一同所吉田天神ノ尾ニ而勝ツ、

一同國菱刈テンダウガヲ大事戦ニ無勝負、

一文明十七年弓箭合戦之次第

一薩州満家インノ山ニ而勝ツ、

一同國祁答院伊牟田ニ而勝ツ、

一隅州上井ニ而勝ツ、

一日州飢肥ニ而防戦、大利を得而、い東祐國ヲ始而、

北原長州其外宗徒之軍兵討取、但右ニ細碎記之早、

一薩州東郷朝其寺ノ前ニテ勝ツなり、

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三六四・一五〇六・一五八七号文書ト同一文書ナル)

後守豊州季久御子息修理亮匠作忠康、田布施仁相模守

相州友久御子息三郎左衛門尉、櫛間ニ式部大輔吏部久

逸、同又四郎御曹子、三俣下城仁伯著守伯州久豊、次

郎三郎忠徳、飫肥仁新納近江守江州忠續、志布志仁御

舎弟三郎左衛門尉、御舎兄駿河守駿州、安永仁北郷義

久、野々三谷仁栴山長久、加治木、知覽佐多、高城仁

給黎、指宿仁九郎右衛門尉久繼、市成仁山田、平房仁

宮里、高江河上十郎左衛門尉、高橋仁藏人、平和泉

仁字宿左馬助、

一〇御手持之御城柱、三俣・高城仁新納越後守越州、末吉

仁宮丸、牛山仁伊集院三郎左衛門尉、串木野仁河上將

監、

一〇一國之面々、祢寝茂清、同田代、肝付仁河内守内州兼忠、

周防介兼連、同波見、真幸仁北原貴兼・同又九郎立兼、

菱刈仁氏重、山野、羽月、税所介別駕、吉田仁左衛門

太夫金吾、入来院、祢答院、東郷、種嶋、甕嶋仁小川、

山東仁伊東大和守祐堯・同六郎祐國、佐土原、土持、

懸、

一〇一御内之方々、串良仁平田左馬助兼宗當奉行、鹿屋仁兼

直、同高岳ニ若狭介、下大隅仁肥後、石井、伊地知、

梶原、池袋、救仁郷仁肝付主税助、廻、敷根、清水仁

本田親兼、恒吉、蓬原仁大寺、庄内山田仁肝付大炊介、

給黎仁蒲生、頼娃、阿多、桑波田、河田、比志嶋、郡

山仁村田肥前守經安當奉行、各一城宛被侍候、

一都城衆仁橋口末弘十郎四郎、宇宿小次郎、南郷、本

田、岩見、一高城衆ニ和田、橘薩摩、長井、貴嶋、

福永、濱田、横山、富山、酒匂、末吉衆ニ栴山藤太郎、

末弘十郎三郎、土持太郎、長野常陸守、同周防守、二

ノ方、松下、梅北、財部、鹿嶋、長野土佐、柏原、千

竈、姫木仁伊地知民部、西郷出雲守、牛山仁岩野加治

木三郎四郎直山、田代肥前入道、黒葛原少輔、い集院

仁鳥取、岩本、牧、山下、石谷、市来仁大寺美作守、

曾木、隈之城仁猿渡、天辰、本田周防介、成枝、町田、

伊作仁末弘、牧瀬家實、鹿兒嶋衆大寺七郎、永吉和泉

越前介、平田佐渡守、飫肥、同伊豆守、村田太郎左衛

門、い地知新左衛門尉、梶原主計、河上、同因幡守、

同左京亮、長野、本田治部少輔、内浦枝次、関、田嶋、五代、敷根李助、中侯、谷山仁本田又次郎、長野助五郎、水引仁国分、高城彦太郎、長州三郎九郎、一薩州之御持城、和泉・山門・高小野・阿久根・河邊・山田・鹿児、同老名高崎、一豊州之御持城、帖佐・平山・高城・上之山・平瀬・蒲生・北村・溝邊・横川・東郷、同老名上原、一新納殿分、南郷・志布志・安樂・松山、同老名隈江、中野、一櫛間、老名鎌田、三原、一北原持城、飯野・徳満・馬関田・吉田・吉松・野尻・栗野、一山東城、穆佐・池尻・曾井・宮崎・清武・田野・山之城・木之脇・阿屋・本城・都於郡・岡富・財部・竹篠・八代・平賀・塩見・比知屋・門川・新田・田嶋、同老名稻津、野村、垂水、落合、宮田、一祁答院分、大村・波形・鶴田・山崎・久富木、一肝付分、高山・本城・富山・野峰・宮下・塙龍澤、一祢寢分、西侯・大始良、

(本文書ノハ朱書ナリ)

69の2

右之本書ハ知覽之寺ニ為有之由ニテ、河野郷左衛門(通朗)殿被持来候故写置也、

元禄五年

申ノ十二月廿六日

69の3

右者先祖助右衛門重英自筆写置、于今致家藏候處、御先祖民部殿御名前相見得候付、御懇望被成趣有之、此節被写置候儀別條無御座候、為後證加筆如此御座候、以上、

文化十三年子三月廿六日

伊地知助太郎

季美(花押)

い地知(季安)小十郎殿

(朱印、印文「伊地知氏珍藏」)

70の1

樺山安藝守善久入道玄佐日記

夫神武天皇より五十六代にや、清和天皇の流多田満仲の末孫義朝の三男正二位權大納言頼朝之三男太夫判官忠久と申せしハ、御分國伊勢・信濃・若狹・薩摩・大隅・日

向・越前七か國、日本國中御本領六拾七か所、御母儀丹後の御局と申奉し也、承久三年六月改惟宗氏任藤原、御法名得佛、其嫡男忠義、御法名道佛、從其久經、御法名道忍、其續忠宗、御法名道義、男子七人、先貞久、御法名道鑿、二男忠氏、号和泉、三男忠光、号佐多、四男時久、号新納、五男資久、号樺山、六男資忠、号北郷、七男久泰、号九郎左衛門尉、爰樺山安藝守資久、依無男子北郷尾張守次男を養子、号美濃守音久、其一男安藝守名乘、任夢想教宗と号、然者資久庄内嶋津・樺山・早水・寺柱を拝領、其後音久・教宗、都之城南之城より打立、相良求麻より拝領、野野ミ谷之城を切取、西嶽・下河内等を領し、其後伊東・北原に指合教か年を経事、美濃守、教宗、兵部大夫満久、其子増五郎依早世、弟安藝守長久、太郎左衛門尉廣久、至爰七八代之間弓箭暇不多、終にこの長久・廣久之代に大隅へ移替、其比此沙弥玄佐〔大永元年〕為九歳被列、堅利と云所にて有ける、大方物の心を得、〔樺山美濃守廣久〕親などの語られしを聞しハ、貞久之御子師久・氏久、三か國東西を分て御相談の砌も、新納・樺山・北郷ハ氏久

順御下知、〔去川ノコトカ〕川南を被成御知行、元久、久豊、殊忠國は於〔應永十年ノコト也〕向佐御誕生、其後山東を實取給ひ、伊東纒殘、其節向佐〔櫻佐也〕之高城を樺山拝領し、美濃守教宗弟三郎左衛門尉御内の者として致御番、伊東又乱を起しける時、於彼城父子討死、其後教宗二男樺山次郎山東須田木の合戦に又討死〔知音〕す、法名号三刀、〔應永卅四年十月廿七日〕又有く、伊東庄内へ乱入す、北原同永三年癸未十一月八日、庄内野々ミ谷ニ勢仕〔於野久尾尹祐領死トアリ〕前、野々ミ谷へ忍を着、外城を切取、於其場廣久弟樺山〔久秋〕七郎・宮九次郎太郎二人討死、其弓箭をも取延、曆年又守尹祐力取ル時カ成弓箭、伊東・北原ハ外敵野々ミ谷を望、内敵有て武略をめぐらし、守護方へ御奉公の旨を申上、敵方江は内通を以知音し、種々様くなれば、野々ミ谷勸忍成かね、長久・廣久以内談美悪、守護御邊へ移替を令相定之折節、北原野々ミ谷懇望之旨あり、其旨ハ野々ミ谷栗野ニかへすへし、内縁等を云合へきなと深重なりし、されハ野々ミ谷老若民以下迄是ニ傾く、既日限可定之時、長久入道して宗榮と云しか、年六拾三、鹿兒嶋へ遂參上令託言、我淺間敷生性なから、忝も道義の末子道鑿の弟の流、いかてか嶋津の郡在名の柁山をハ國衆へ可渡、願く

ハ御奉行衆御分別の事大望之由數返雖申上、太守忠兼様御老中、薩摩の難及御手、樺山得心次第之御返答無力之処、北郷方なによき事と私談合之由、北郷讃州・同次郎、北郷源左衛門尉ハ廣久母の弟なれハ、北郷忠相廣久のためにも伯父にて言能云そして堅利五十五町・小濱廿四町・小くほ・河北・うす崎・持松十八町など、濱村をさへかそへ入て、本町ならぬ事を云そへ、俄是を定め先に書おくやうに、大永元年五月十日、堅利小田かりやに〔同二年〕なる雨を過し、次之年廣久西郷へ拵へ移り、宗榮をかり〔宗榮ハナルヘシ〕やへ移す、かゝる程に老病といひ、入道六十六歳にて彼正二年丙子ノ生レナラン所におひて去行、さて忠兼様奉行衆之内本田次郎左衛門尉と云悪者有て、大隅曾於郡地頭を領しけるが、おく〔久保カ〕ほ・河北・うす崎・もち松を望取、其打かへ横瀬四町、帖佐ノはる毛・餅田其外爰かしこ拾八町を合せ、彼四ヶ所知行す、樺山にのミならず、惡逆諸人歎之、去程に世間騒動す、太郎左衛門尉妻者本田因幡守娘なれば、因州嫡男三河守廣久ハ以一味、此沙弥十三の年、參河守ハ清水・隼人の城ヲ、太郎左衛門尉は小濱・生別府の城を、

大永五年九月二日同日ニこれをとる、其比溝邊ノ肝付三郎五郎眞實同意之旨也、其次年、從伊作金吾様兩郷ヲ、桑波田依御奉公、彼城ヲ御知行ナリ、太守忠兼様以之外御驚、伊集院江御發足、貴久様虎壽丸殿与奉申時御養子の御契約有て、金吾様以御同道忠兼様鹿兒嶋へ御帰陣也、此刻本田へ曾於郡を忠兼様被下、されば因幡守父子無二之御奉公にて有し処に、彼次郎左衛門尉妨にや、無程召返す、依其御恨休出仕、さて、帖佐の城邊川筑前守、從和泉薩州御人衆申請、祁答院・蒲生以同前鹿兒嶋へ成御敵之處、金吾様為御太将一日之中數度之合戰碎手、即時被召取、從其於鹿兒嶋虎壽丸殿へ御國讓之被成御祝言、三月中旬貴久公御家督也、金吾様爰より相模守と奉申、此次日、樺山太郎左衛門尉号美濃守、肝付三郎五郎被号越前守抽忠節、其刻忠兼様より御代虎壽丸殿様へ御讓渡給ふ、同諸侍御内衆無殘若君様へ御奉公別儀有間敷之旨、可致御神判之由被仰合、御法躰在之、如伊作御隠居と也、相州様も在御法躰、日新与号せらる、其年卯月、日新様從鹿兒嶋到生別府被成御渡海、予千代鍋と云ける、十四歳ニ而召出、髪を御は

やし、太郎与号せられ、忝も御子ニ召なし、虎壽丸殿御弟と可存之由蒙仰、聳にめさるへきの由、美濃守へ被仰下、其恐不少、世間雖為轉變、御奉公之外他有間敷之旨深重ニ申定、其時節鹿兒嶋かりや付五町、如前之かりやハがうた薬師堂の下也、去程に従和泉實久伊作へ何与御申候哉、忠兼様御心替、鹿兒嶋へ御入部と也、實久ハ「大永七月十一日欵」伊集院を責取、鹿兒嶋へ指御通、忠兼様を請し入給ふ、又く國の乱不及言語、然者肝付越前守・樺山美濃守別而相州御味方とて、其年七月七日、從鹿兒嶋以兵船生別府へ御手形なれ共無何事、扱人の心時々に移安き世なれハ、廻・敷根・上井・宮内・曾於郡・加治木・帖佐其外虎壽殿への御神判奉、忠兼様を始皆古ほくにとそ見得にける、虎壽様も田布施・阿多・高橋三か所に引、御籠鳥の如し、此刻伊作をハ相州様召返之由風聞なれ共、依遠方かひなし、其比本田者曾於郡之御恨より新納殿を頼ミ、忠兼様へハ不致出仕、因州者美濃守嬪なれハ、同心なれ共隔所を不通也、溝邊は隔加治木、生別府ハ前之年「大永六年比欵」九月よりの新城岸とも見得ぬを、「大永七年比欵」以多勢御

責なれ共、御神慮にや無何事、忠兼御入部已後被改勝久御還俗也、さて又「大永七年欵」八月三日、生別府城責様との御手立なれ共、最前相州様へ廣久奉進上御神判、正直天道に相叶故にや、其日を取延、扱至加治木、勝久様被成御座、柗山可致出頭、美濃守於無其儀者、太郎可罷出之由、豊州「忠朝」「忠秋也」御舎弟備中守、實久御奉行松崎丹波守、從後々福昌寺談儀所御かり数度被仰懸つれとも、生別府下輩の者まで被廻御手、末弘伯耆守と云人加治木地頭にて、種々武略の条惡事出来一定与見得たり、廣久兔角可抛身上なりとて、太郎十五歳、「大永七年也」八月十三日ニ加治木へ出頭す、其時村田越前守御老中なるをもて、助太郎与号せられ、十五夜月朗なるに御座船に召列、曉近く御着岸、其年鹿兒嶋御諏訪御祭七月事延、九月にとあり、其内度々御暇之由雖申上、御祭禮迄可致堪忍之儀被仰下、此折にも鹿兒嶋かりやく付五町、羈垣内榎田と云門三ツ、昔の様に承候へ共、それをも打捨、「大永七年也」九月廿八日、御祭禮事成終ぬれハ、廿九日夜、以小船不及御暇退出す、其後種々可罷出之旨雖承、兔角申延、美濃守ハ法躰仕、自号数外、終勝



久様へ不出頭、如此之処に、新納殿、本田・北原以同前、正宮杜家ニ被成御弓箭、生別府加治木堺をも不成不通、

新納殿本田へ内心を通之刻、大永六年霜月廿八日、宮内御社頭天火にや、不残焼失す、從其御数外、新納殿・本田・北原・肝付越前守以同前、加治木へ儀絶す、其比迄

横川へ新納十郎地頭、曾於郡へ新納殿・北郷殿、吉松・西ノ城を分て、西之城へ新納殿、吉松へ北郷殿拜領共

也、扱横川を北原切取、みなへをは北原・肝付越州へ被遣、其後城二三か名を付越州に遣、日置山名・中野・東

之別府へ桃山へ、西之別府へ帖佐へ付祇答院へ、在川・邊川を高松の栢へ付北原領す、其地本田杜家領皆々拜領

す、堅利・西郷名之内社領、其外堅利五十五町本田へ以相談不殘知行、如斯安全之処ニ、豊後守忠朝、勝久御屋

形餘ニ御難儀之躰を歎被思召、鹿兒嶋へ在御參上、一家國之衆へ被成催促、三ヶ國和平以御懇望、出頭之人

衆、新納近江守忠勝・祢占孫次郎・肝付三郎・本田紀伊

守、其数ニ助太郎十七歳ニ而出頭す、其折節、一瓢様・又六郎殿、實久よりハ治部太輔・阿多飛驒守、各々鹿兒

嶋へ以仕候、屋形へ雖出仕候、屋形様折とも無御對面、

たゞ私之寄合計ニ而、一人二人ツ、在所へ帰、其比佐多殿・撰州其外南方之衆へ、元々よりの御奉公ニ而出仕有

り、中比ハ三ヶ國環敷晴之參會の様躰共と諸人も思へるれ共、豊州儀物さひしけに被成御帰帆、其時勝久様御驚

候か、下大隅迄雖御渡海候無甲斐、忠朝御甥右衛門太夫鹿兒嶋へ御禮にて、是も御帰帆とぞ申傳ける、又世中人

の心も中空なる折節、伊作より南郷の城を召取、長吉と名あらためらる、ケ様之折も数外忍山野、伊集院大和守

殿迄被進使、被申承事も無二心故及也、かくて一兩年已後御約束之仮、貴久様御妹君川上上州を御頼、市来湊迄

從伊作濱御舟にて、入来院其比御味方之条、彼山路を夜中ニ忍、乳母一人又一人上下ミたりにて、生別府へあや

しき御馬ニ而こし御まいらせ候事、日新様御心底當時有間敷御事也、是御奉公無二の印ニハあらし、かくて鹿兒

嶋・生別府之間よからす、何とやらん猶豫の刻、鹿兒嶋より長吉へ御手遣あり、市来・伊集院・谷山其外手持之

所々雖不多、以数勢御働之処、此事内通之方有けるか、

貴久様・又四郎殿御兄弟ハ長吉の城へ御籠、日新様ハ草田と云椿へ入御之処ニ、市來衆其椿之手當なれハ、日新様横入之御氣色を奉見、輕々引退之間、鹿兒島衆へ被切付、平田左馬介御奉行衆にて、其日の大將成しを始數ク、又ハ八月十四日トモ、〔天文三年九月ト古ノ冊ハカ〕百人被討取、鹿兒嶋之騒ぎ無類とぞ風聞する、かくて鹿兒嶋ハ末弘伯耆守・碓山・小倉〔武藏守〕と云人々、勝久様被合御氣色、更世上の人ハ是を誇、其後又何たる折にや、實久鹿兒嶋へ御參上あり、其時の御老中末弘伯耆守、谷山於光徳寺生涯也、〔善〕勝久様無御存知子細にや、如祢寢被成御渡海、されハ為豊州始、新納忠勝・北郷左衛門尉・肝付・本田、人次とて助太郎參上す、實久も在御渡海、豊州・新納殿御頼、末弘生涯の事ハ、逆心之者なれば、為御奉公如此、依其儀、實久背上意事失本意之由御申、此上ハ無別儀とて被成御對面、鹿兒嶋へ御歸國相定、出頭人々思々ニ歸、さて為御相談にや、貴久・實久和平の事有、猶勝久様ハ碓山・小倉なとか被任分別、何事かよかるべき、鹿兒嶋本城・東福寺を取誘、御屋形様も本城へ御移なと有、折しかも相州様伊集院を夜懸ニ召取、其折〔天文五年三月七日也〕

於松尾口實久様御合戦、敵大太刀ニ而左の御手を二太刀切奉れとも無何事、痕ハ深候しかとも、御弓にもさわらざりしこそ不思議なれ、伊集院椿皆摧〔⑧カ、⑨〕へ、本城へ働事無隙、實久ハ河之邊より谷山神前へ伊地知右衛門兵衛尉と云者の引入仕、されハ鹿兒嶋動轉とや、勝久様本城へ御座有て、川上殿を被召寄、於寶持院御生涯、其外實久へ前々申入、末弘伯耆〔守イ〕へ生涯させつる人々、皆々氣遣最中に、碓山・小倉などの才覺にや、北原・祢答院を頼、北原加賀介と云者走參、祢答院ハ伊勢守自身致參上之處〔重武〕ニ、從谷山鹿兒島のぬめり川と云所迄放火しけるニ、祢答院衆かのきたなけなる水はなに、谷山衆を神前之外城戸口迄追責戦し処、鹿兒嶋衆ハ内心實久へ申合、又案内者なれハ見合せけるニ、谷山本城福本の以下の雜兵横入をし、祢答院の役人栗野越前と云族を初として、数十人討死なれハ、伊勢守も無甲斐帖佐をさしてにけ歸〔候〕リ、扱實久ハ鹿兒嶋池之上迄指寄、本城へ御使を被立、實久勝久様への御意趣ハ、此前伊作より御入部之事、加治木邊まで御供仕、御家を守奉る、是忠節深重也、諸事實久を

御頼と御契約なれハ、未弘へ生涯をさせつる、國をも從  
爰已後實久可存之旨、御神判有しなと事多けれハ不及筆、  
此事本城方之御使丹生備前守といへる人かたられしを聞  
置ける、勝久様御返答ハ、實久御申尤也、最前如御約束、  
實久御代を押而御進退可有也、今更此御躰にて何を御渡  
とハ仰候へん、今日より我ハ屋形と云へる名を別まてと  
なれば、實久谷山へ先とて引退給ふ、さて勝久ハ其夜舟  
ニ而帰る浪も御うらやましくや、帖佐へ御渡海也、始よ  
り御頼なる故にや、於帖佐祇答院・北原奉仰、其比栴  
山・肝付越州などハ北原へ入魂なれ共不指出、かゝるほ  
とに、伊集院栴へ其外吉田大隅衆皆實久を用る、實久鹿  
兒嶋へ被打入、守護之御振舞と見得けり、豊州・北郷右  
衛門太夫殿を以て御懇切也、されハ、昨日ニ変る飛鳥川  
にや、伊集院を可被取返、〔實力〕實久御談合ニ而、貴久・実久  
成御弓箭与、先竹之山之栴へ肥後怨世入道を移し、其外  
栴之事、〔傳〕強との促最中ニ、竹之山を日新様被切取せ、肥  
文六年正月十七日之事也、〔七トモ〕同二月敵福山之栴捨テ去ル、同月大迫之栴  
後入道を被討取、從其栴共皆ノ、井敷之城迄召取、実久  
セメトル、去程實久衆覽島・谷山ニ不忍シテ、同七日如川邊越山ス、  
鹿兒島御勤忍難成、谷山三之城、山田倉良に平田備中守、

〔頭註〕倉良・本城・神前以上谷山三城也、  
本城へ祇寢幡磨守、神前ハ駿河守殿、爰を全に御覺悟ニ  
而、さすかに鹿兒島ハ御手ニ及ハす見得しを、東福寺に  
本田入番衆、向之嶋を拝領す、無幾程東福寺を捨嶋計を  
領す、〔六年二月十一日本田親兼命東條出羽掠取之〕扱福昌寺を打破、本尊開山をもしらす、雜人原取  
寺物事不及言語、乍去公門前池之上を栴、少々人家有  
し、夫をも又破、かゝる間に、勝久帖佐より真幸殿若寺  
〔丙申夏也〕へ御移之処、新納殿為何臆意にや、忠勝殿若寺へ參上  
〔天文五年三月十一日比之事〕有、其脇実久・豊州御相談のため、先北郷殿へ入御、從  
其飢肥へ被越山、北郷讚州・本田紀州被召列、始中終御  
談合と也、それより志布志へ御越、祇寢・肝付も被參、  
實久守護の御望の御地躰を被仰候欵、忠勝へ其頃肝付・  
本田なども新納之進退なれはにや、此儀無承引、されハ  
豊州・北郷殿・本田於飢肥之内談、新納殿此事於無同心、  
先新納殿を責亡し、其後南方へ可取向、其間實久今分を  
專一に御分別と有けるか、此間に伊集院大和守鹿兒嶋上  
之山を取誘、自身罷移、千秋萬歳の吉兆也、扱實久志布  
志より清水へ御越、大隅一所之人衆をも被召寄せ、御頼  
之由被仰合、助太郎も參上す、別而可令入魂之旨承、相

州様眼前之事、乍御存知、先新納殿へ為弓箭之にや、得其心之処ニ、剩生別府へ御越、一入御懸意之刻、相州加年雪月廿八日寅刻許本城ヲ切落ストアリ【天文七年】世田を召取之由聞へけれ共、實久此事不仰出、加治木へ御越なざる、其後豊州如御企之各新納殿へ被懸取、其刻助太郎も催人衆出張す、於都之城忠朝被号安藝守、其弓箭之事者、一兩年を経て新納殿父子共没落、末吉之内かいてと云門安藝守知行、ケ様之時節迄貴久様へ御奉公之人珍敷、入来院御内縁彼は無餘儀候つる、其故にや、郡山を一度被下、去程に上之山城被取柙之刻、福昌寺長老怒岳と申せしハ、河田へ御度之処ニ、龍慶後ハ喜冠和尚と申ハ、鹿兒嶋勝久御乱世より生別府へ逗留在しか、此折河田へ被参、日州様【新カ】・貴久様へも直指出、安藝守心底之旨をも被申入、されハ鹿兒嶋ぬめり川【滑川】一町を給り、六右衛門尉と云物を指置、舟をも進入す、去程に貴久様上之山へ被成御発足、於紫原谷山衆出合軍あり、貴久月毛之御馬ニ而被成御下知、實久衆本城之人躰祢寝幡磨を初として數十人打取、うすく・波ノ平なと云所まで追下里【宇宿】被打破、其脇倉良平田備中守、伊集院大和守まで申【同十四日】右中キ式部少輔トモ【宗考】

子細有、予薩州年来之者ニ而、親之時より加世田之觸なり、頃阿多源太左衛門ニ被取替事非本意、願ハ貴久様へ御奉公望之由申入、大和守領掌して、以武略民以下を手ニ付、倉良を夜中に仕取、貴久様御出張なれハ、平田備中守舎弟六弥【宗良】太同懸御目、されハ本城ハ打捨、神前へ被指寄、其折喜入三郎四郎殿【忠俊】はも内々伊作へ被申通、以筋目此折隣所をも不見合、谷山坂之上迄放火仕被馳参、其時近所之人衆茂不殘御奉公と也、されハ神前之城駿河守殿二男を召取、妻子等迄無何事被請取、従加世田日新様鹿籠・山田・河之邊御知行、神前へハ貴久様御坐候所へ、始肝付・祢寝・伊地知参上、其折安藝守従生別府本田を調儀仕、本田為使本田又ハ被進、安藝守を伊作・田布施へ参上、長吉へ右馬頭殿へも参、典殿者於加世田御合戦ニ御手ニ切痕深、其比迄御手不自由、それより伊集院へ貴久様御帰陣なれハ彼方へ参上、逗留中ニ本田紀州・同刑部太輔出頭、安藝守申調、剩向之嶋を本田可致返上之旨を兼々少度申置、此度頻ニ申調へ、本田御暇被申折に、彼嶋の上山・横山・萩原三人を鹿兒嶋へ召寄、大和

守殿へ引付、それより島御知行なりし、其後天文六年七月廿八日、犬迫川ち山と云門、日新様より生別府すミと申ニ御賜、其脇中村名御そのと門〔云カ〕、安藝守へ被下、扱鹿兒嶋麓所々に人々移、東福寺へ村田越前守御番之刻、貴久様從伊集院上之山へ御光儀、東福寺へ村田被申請、從其生別府へ被成御渡海、加治木肝付越前守致参上、虎壽丸殿と奉申し時より御奉公之事種々被申上、加治木へも御渡可被成御發足由、御供新納山城守・伊集院大和守なとへ被申、其分ニ相定らる、本田紀州も参上、以之外用心にて、供衆七八十人ニ而即時ニ暇被申、清水・加治木、實久・豊州を押しられし間、當坐之儀也、肝付越前守加治木へ御光儀之為御禮、伊十院江茂致参上、御奉公之由被申上、其比市来へ此前より川上上州薩州へ御奉公なれハ、市来の地頭之事、串木野一所に申替、市来へハ新納常陸介云人從實久御移也、去程に、貴久様伊集院より市来へ〔天文八〕亥閏六月十七日以夜御働也、各々碎手平良之城を被切取、本城無比類能城なれハ手強戦、此由聞付次第風与鹿兒嶋へ令渡海、無程安藝守市来平良〔貴久公陣營也〕へ馳参、吉田へ御外城なれハ不

及申、大隅よりハ浦生殿自身、本田・肝付越前守ハ覺まてに被立人衆、本城へハ實久御舍弟其外名々被差籠、祇答院ハ實久御味方なれハ、帖佐山田衆ハ本城へ、大隅にてハ入乱更無分別、敵慈〔カ〕にて日夜矢軍合戦も有しに、入忠重聰子〔重友〕来院石州妹者貴久様御簾中、其上最前よりの御奉公ニ而参上有けるに、至大日口入来院衆陣亡、合戦矢軍取次〔六月廿七日也〕之処、平良衆續合敵得利、猶其分ニ切懸り、其假前之衆をハ追拂ふ、可退無暇、小野ハ左近与云人魁して、安藝守に指合之処、彼左近を討留、安藝守少蒙痕、喜入三郎四郎殿安藝守を見續、無比類合戦なり、又兩日後合戦有、實久御舍弟中務殿御討死、ケ様ニ晝夜の無堺被相戦、市来湯田口へ着陣有ければ、本城入目之処、川上上州日新様へ被申上子細有、我ハ實久へ御奉公たるへく候、妻子等同名信濃守分別之様躰にて、串木野を可致進上之由被申定、其分無相替事、上野守實久以御供串木野を退出也、上州嫡男虎徳丸信濃守召列、貴久様へ懸御目、されハ市来も被去渡、安藝守ハ痕不調ながら御喜のため市来へ〔八月二十八日〕日受取ラレ、此度辛勞之由被仰下、助宗の御太刀、向の島松

浦・二侯を給、其後藤野に召かへ給、喜入三郎四郎殿号式部太輔、向之島赤水御給也、ケ様御奉公仕故にや、天文十年、十三人以談合生別府へ被取懸、其人衆豊州・北郷殿・祢寝・伊地知・廻・敷根・上井・清水・加治木・蒲生・祢答院・入来院・東郷是也、貴久御方ハ肝付・北原・南方衆迄也、生別府へ伊集院和州、鹿兒島・谷山衆少く召列被差籠之処、雪月十日、以多勢生別府を責、其日限ト見得しに、和州の籠御神慮与覺ゆ、鹿兒島衆各く、殊岩長方山伏周坊坊請痕碎手、所々人衆一段相働、樺山名字を初とし、十餘人討死す、手負不知數、其佞貴久様以御番衆御覺悟之処、其次春北原溝邊へ手遣す、溝邊「玉利」たまりと云椿を仕拂ふ処ニ、本田衆走續、其人衆を宮内まで追下、上野廣原ニ而本田刑部太輔を初、本田衆五十、加治木・帖佐之衆五十餘人討取、生別府成勢、かゝる所に、天文十一年生別府へ日新「様」御渡海有、御父子其外各く雖渡海、舟路不自由、北原ハ高松城へ打入、加治木へ御衆遣也、北原ハ札立へ差寄、日新様吉原へ御坐候処ニ、北原祐兼參上有て日新様被懸御目、其折以之

外大雨降出、然者両方へ被成御開、北原衆へ城衆大隅・祢答院・帖佐・蒲生迄之衆數千人切付、生別府之方へ不知其由、北原周坊介・渋江兵庫を初として、數度之合戦に北原衆數十人討死す、無力先ゞ日新様被成御歸帆、生別府猶以手強御番也、小墾等には何方をも仕つめけれ共、敵ハ多勢、此方ハ無勢、鹿兒島・向之島より外續衆なきに、安藝守も深手負、其比働不達者に、伊集院へ安藝守可參承、さてハと參上之処、日新様・貴久様、御老中其外御家系の人衆以相談、日新様別而喜入式部太輔殿御使ニ而、生別府御番今分ニ而者難成、一涯身上を取延、可待時節、於其儀ハ御家景之衆所領を上、當日生別府之田代を合せ給へきの御意趣、式部太輔殿も日新様可任御意之旨也、安藝守抛一命茂御奉公、後日御弓箭之御手立ニ可罷成事、何共御父子御老中之御分別之外別儀有間敷之由を申、さてハ何方へ城を可渡かと承、安藝守ハ御父子へ上申まで、何方とハ不存知と申時、こゝは御談合と承時、さてハと申上、本田當敵なれハ、本田へ被下御頼之由候者、可令御奉公、其刻より加治木・祢答院ニハ可為

隔心、無程大隅可乱与申上候時、けにもとて其分也、安藝守小濱・堅利・日置・山名・中野・東之別府・楠原也、七拾五町此打替、御家景在く所く七拾町、五町ハ初より拜領也、御坪付今に拜領す、扱本田生別府を被下、無二之御奉公也、義久様御元服をも北郷讃州へ申調など、今ハ實久の御事打忘けるかとそ、人心移安く、三ヶ國本田殿へと無双人なれ者、十三人(以上ハ季安自筆以下異筆ナリ)のくミも古さけ緒にや切くになる、さて忠朝一子豊州ハ病者ニ而、右衛門太夫の子次郎三郎殿、彼家相續成しと、北郷讃州伊集院へ以參上、貴久様守護と可奉仰被申、不知案内の人々是をよろこぶ、其前勝久様御國讓之上ハ、今更こと笑敷取持哉と傍ニ思者も有、かゝる折にも安藝守ハ老たる父母幼子共を引列、谷山福本ニ七年歴之間、懶事一夜白髪とのミ、古の堅人たにと慰けるに、本田領内之者とも、紀州へ根事共出来し、城と皆叨、宮内社家留主・桑幡、守護へ直御奉公大望之由、連續安藝守内談なれば、宮内より三角道家とて有しを鹿兒嶋へ被進、此刻御人衆を可給御奉公と也、依大隅乱、日新様・

貴久様、其外無殘人鹿兒嶋へ馳續、早々渡海之由なれとも、海路の事なれハ無進人、既道家徒に帰らんとする時、安藝守遲參仕けるか、彼船本ニ而行合、鱸綱を引へ相留め、すくに日新様御宿江參、貴久様・右馬頭殿此事御談合最中なれハ、急ぎ安藝守召出す、大隅乱承候かと被仰、安藝守すゝミかほならず思内にあればにや、御三人御前にて申様、社衆之使僧出船と被申つる、いかゝ是正宮御神慮なるへく候、渡海候者可為存分、御油断にやと申時、日新様御領掌、道家留むへきと被仰出、誰人かとゝまし、今路中にて出船相待候へと申つると申、さてハ不移時出張之由被仰出、早晚武方ニ進人躰にて、伊集院和本田合力として出船、生別府へハ加治木・祢答院衆指寄、下椿狄「本ノマ」こし、廻・數根・上井皆本田の敵たり、濱の市迄燒立、鹿兒嶋舟其夜者向之嶋にやすらひ、次朝「天文十七年ノ三月二十五日、或ハ十五日トモアリ」至宮内、和州被打入、生別府へも番衆被籠、其日貴久様右馬頭殿を御使にて、安藝守入部可為、今度先本田を引立かほニ而、用捨專一之由承る、此等之由日新様へ申上候処、此前之憶意覚よと計被仰、御酒御盃頂戴して、其「天文」

十七年三月  
 假弥生之事なれハ、椀桜の花の錦やと、千里を心の衆の  
「本マ、」  
 皮の腹へ巻にて、年来の内之者とも百餘人召列、凌波路  
「本マ、」  
奥之洲へ着岸、其邊敵雜兵走めくれ共押通、宮内へ夕方  
廿六日「忠朗」  
ニ着、和州桑幡社家衆へ參會也、時節なれハ各々無案内  
にて、弓箭之儀無覺、安藝守差寄社家衆へ、今夜早々限  
之城へ和州可被籠、城之地頭財部淡路守を呼下、此分可  
被仰、本田合力之渡海也と言合、和州鹿兒嶋衆少々城へ  
被上、安藝守ハ麓正壽庵と云寺へ押入、社家衆可為一  
味、此度椀山入部たらは、大隅中之社家領別而小濱・堅  
利ハ御神領過半有、皆可致返進之由を云調之処、姫木は  
本田又五郎伯父式部太輔北原衆を「本ノマ、乞カ」二十五  
日也本田日也  
本田へ敵ハ多勢味方ハ少、和州も其外之人衆も難成勸忍、  
鹿兒嶋へ被乞迎船、安藝守思様、帛帆難叶、舟本ニて真  
幸・祢答院・加治木又ハ宮内已下之者も、此人衆を於船  
本打殺すへし、從鹿兒嶋も安藝守御故なれハ左右も難  
延、身上一方ニ思切、留主殿・桑幡殿是も迎舟の事を被  
聞、思案最中之所へ、行道ニ池之渡と云所有、鹿兒嶋衆  
瀧聞九郎右衛門尉ニ行合、彼人も扱一大事と云ニ、安藝

守留主・桑幡へ行用段ハ、鹿兒嶋を打立時、今度後足を  
引ましやと定、正八幡四足を可預腹を可切、是於無領  
掌、則可捨一命、此由を喜入撰州へ可傳、貴方ハ多年知  
音なれ者頼入之由を云捨行ニ、此事を彼兩人能々被聞、  
我々も守護御人衆を申請、今更せんかたなし、椀山其定  
ならば同前ニ可極生涯、今二人以神名云合、さてハと限  
之城へ上、明日迎船雖来、椀山ハ不可帰と伊集院治部少  
輔殿「本マ、同」云置葛深正庵へ帰、次之早朝、和州其外各々正壽庵  
（置し、憑）  
へ被下、夜前治部少輔へ御物語之旨、御心底雖尤、於無  
御帰帆者我々もいかと也、安藝守社家衆之内談をも語  
に、岩永方同心と云、次ニ敵嶋方椀山一味と云、和州御  
頼母數御儀定ども也、大和守始中終御同心と被仰、其日  
大風ニ而不来迎船、從其社衆へも和州入魂之由ニ而、限  
之城取誘之処、姫木・日當山其外北原衆・加治木・蒲  
生・四ヶ所衆限之城へ押寄、岸半分ニ攻昇りけれ共扞  
還、是四月四日右躰子細有を不知敵こそあはれなれ、去  
程に世間無定、從宮内清水へ出手形、麓仕拂板城戸迄仕  
入、其後新城を忍取、椀山新城へ番仕、彼方より生別府  
「天文十七年」  
「五月二十日」  
「天文十七年五月二十四日ナリ」  
「集人城ノコトナリ」



へ入部す、其後日「同年八月晦日」當山を切取らる、和州兵法之計「ハカリト」更無

疑、姫木ハ本田又五郎依若輩、式部太輔・嶋田民部少輔

ト云者以談合雖御奉公、北原衆指籠之間不輒、然共「所々」以夜

忍寄、從内心を合けれ共、彼番衆指合相戰、一番衆を切

還、其比從生別府安藝守足輕少々召列續合、北原衆一城

へ引籠、難遁思切氣色なれ者、無寄付人を安藝守自身指

寄、昔之一味などを云和らけて、三十人餘北原狩野介を

初堅固「九月」に送遣、其後日新様宮内へ被成御發足、正八幡宮

へ御參詣、本田左京大夫被召出、清水七十五町にて可致

御奉公御懇意之処ニ、紀州又々起逆乱、北原・祁答院・

加治木へ云合、終不叶清水没落ス、扱清水へ日新様被成

御坐、伊集院和州地頭にて姫木を賜、又五郎ハ谷山之山

田を給、其折柁山へ奥之洲大野原・奥之洲西郷之中道を

堺に給る、小濱・堅利の社家領、如御約束之祈進す、四

足所望之折、若腹を切延候者、以上踏御神跡可令成就立

願せしハ、さすか命も惜かりけるかと今そ思しらる、社

家領如前々之在々所々被成御返進、今度之為忠節、廻方

へ田中半坂、數根方持、今之上井方、「筑前守為秋」「村イ」「天文十七  
二十五町」

戊申也  
様生別府へ御光儀有て、改生別府之名を長濱与被仰下、

かくて加治木・蒲生・四ヶ所衆以同前向陳を取、互ニ難

儀の刻、和州之一男掃部助姫木之人跡隔堺目なれハ、安

藝守相談し、踊白坂佐渡介ト云者を悌「本マ、」にして、剩東郷香

田之於宮、掃部助以同道、凌敵路菱刈へ越山す、其比菱

刈・北原不和之處を令催促、無事を取成、御味方之分ニ

而敵陳危く見得けるに、貴久様御座之処へ北郷左衛門尉

豊州之末孫次郎三郎殿依早世、今彼為養子、尾張守殿ト

申せしか、加治木・四ヶ所より頼候か、清水へ被致參

上、両陳無為之儀を被申、日置伊勢守ト申者一段馳走し

けり、此事いか々と安藝守へ御尋之間、先可目出、各々

御奉公、真実之事ハ不存之由申上、乍去長濱不有付之

間、一涯成共無事をとの内心也、扱清水へ蒲生自分、祁

答院・入来院・東郷使者、肝付越前入道・同三郎五郎、

從爰ハ別而御奉公ト親子共參上、其刻越前入道以安ト云

たり、加治木御判を可被下、望日置・山名・中野・楠原

等七拾五町之由被申上、從四ヶ所蒲生無奉公成共、以安

父子抛身上御奉公之旨、以神判被申上、爰許柁山存分御

尋被成、御使者は伊集院掃部助・満石清左衛門尉也、安藝守御返答、御家之於為御奉公御意次第、彼在所者廿町計之所、以是加治木・帖佐〔祇答院河内守良重領〕ハ儀絶可為一定、以安親子能々御頼、彼方真実指頭者、蒲生・平松迄も可入御手様之折ハ、兩御使者頼入之旨申、彼兩人其時定而藝州難渋可有、無御心元各々被存候の処に、貴久様藝州可成得心と仰候つる、如其目出度之由、〔本マ、〕云散被帰參、此由尾州へ被仰渡、次之日、日置伊勢守・平瀬兵部少輔尾州為使長濱へ来、以安被申上之条、尾張守被申續候処、御得心目出度次第、此事為可申調、加治木へ罷通之儀也、扱御奉公ノとして小濱・堅利廿町に成、御敵之人々ハ被付分限、雖然御代たに思召まゝならば、随分忠節ハ申、御頼母しとうなつき居る、谷山鬼塚之門・内門・御園門、藤野、鹿兒嶋ニ網屋などは行末までと給る、かくて世中靜なるに切成とや、和州は鹿兒嶋へ立帰、掃部助在姫木、清水ハ右馬頭殿御給、串木野より御移、柘山別而御頼之条、魂底致取持、安藝守卅九歳ニして正宮為御尊躰之上洛す、其前立願之由を貴久母公様へ申上、さてハと依御

進与風存立、於京都輒成就、殊天子様御開眼、神妙不及短筆、天文廿年霜月二日御遷宮、其後以安父子安藝守以相談、典殿様押立申、加治木・帖佐及義絶、祇答院・東郷・蒲生、殊入来院ハ岩劔を覚語之間、一段當敵ニ、其前郡山をも押而被召取、故に致御恨之処、御屋形様岩劔上之高山に被成御着、祇答院自身帖佐、其外四ヶ所・蒲生催多勢出合度度合戦、幾度も御陳衆被得御勝利、無程岩劔被召取、其脇薩摩衆者帖佐別府川之向へ、大隅衆ハ岩之嶽に伏陳〔本マ、〕有、大隅衆敵餘多討取、其低帖佐麓を被仕破、されハ無幾程帖佐・山田・蒲生新橋迄打捨、祇答院殿山をこそ亡越けれ、扱此城〔本マ、〕に御屋形様御父子数勢打入、肝付・祢寝自身被致參上、蒲生新橋ハ吉田衆最前馳籠、蒲生之近陳今被取誘、貴久様御舍弟左兵衛尉殿御大将持之、此刻以安へ西之別府・有川、柘山へ邊川を賜也、典殿ハ此前上井を長吉に被召替、頃日當山〔目脱カ〕は猿渡大炊助御番、蒲生落居以後、日當山東郷を御給、今定蒲生馬立之陳、大将典殿様、荒平御陳は貴久様御二男又四郎殿様〔本マ、〕如此被取囲之処、菱刈運之尽始にや、蒲生を見

續向陳を取、弘治三年四月十五日、彼陳を攻滅さる、安藝守嫡男助太郎為廿一歳、最前に合戦仕、下楯に切入、上陳へ攻登処蒙深痕、供之者引立退といへとも、同廿八日死去す、即時蒲生之城へ渡進上す、貴久様蒲生より助太郎去行之よし被聞召付、脇元より小船にめされ、長濱へ御渡海有、其夜の煙を被成御覽、誠ニ不淺御情、君之御為臣之失一命事雖不無例、是ハ三世の因縁眼前ニこそ、助太郎花山嚴弓木と号す、為其今向之嶋ニ赤水と云村を被下、其後入来院出頭、為何故にや、鹿兒嶋犬迫名を給、其時川路山の打かへ蒲生久徳名中嶋之門三町八段、永祿三年花嚴母公御給、又永祿七年久徳名垣内之門二町八反御給、其以後、忠平又四郎殿と申せし比、豊州為養子飢肥へ御越なさる、其比豊州櫛間・志布志を覚語(格護)之所、伊東・肝付手強依相働、日置伊勢なども討死ス、守護方肝付ハ非弓箭、雖然豊州為合力、肝付へ被成御儀絶、飢肥・志布志へ被入御番衆之時節、肝付廻を忍取、北原も其比御敵にめしなし、庄内大隅之通路成かたし、御屋形貴久様宮内在御逗留、忠平様ハ飢肥へ御座なる

に、伊東ハ陳餘多着添御難儀なれハ、踊白坂佐渡介者其前も安藝守知者「首イ」なり、今度彼者を可近思「かヘイ」かく、邊川名今程梳山拜領す、是を踊へ可遣、衆中以談合、曾於郡界無事をと云遣、猶不承引、此事本田若狹守と云者曾於郡に有けるを、使にて御屋形様へも申上、踊へも云、此事肝付彈正忠被承付、我も三繩を可云「去カ」、扱横川を和氣北原界無何事候者、飢肥・櫛間一方之御弓箭と談合す、安藝守無比類御奉公とて、其比曾於郡へハ左衛門督又六郎殿と奉申比御座候時、彼城後には安藝守ニ可給御約束、扱廻へ御陳、大平と云嶺を被取誘、義久様被成御座御在陳、馬立には蒲生之御佳例典殿御大将、廻へ肝付入道省釣「兼殿」をも取紛ければ、此度肝付之事可被召取人と思所ニ、竹原山と云通路之陳に、祢寢・下大隅迄之促数勢、彼陳へ攻入、馬立衆奉初典殿被續合雖為合戦、敵巧立たる事にて典殿御打死なれば、其餘者無限、貴久様敷根より御續、大平御陳取被成合戦、敵多被討取、其比安藝入道玄佐者、七月十日より為先祖祭長濱へ帰、十二日之軍ニ不合、其日即續馬立之陳堅固雖取構、今度依不吉兩陣を御

開也、敷根指向之間被加知行、廻之本領田中半坂を給、宮内ニ廻かりや有、典殿御存命之時、長濱簾中へ可進被仰置候とて、清水御簾中より御まいらせの処に、敷根田中半坂同前とて無理にこれを領す、堺目大事の折なれば、從長濱閉間、其後帖佐春毛を給、田中半坂返上之時、清水へ貴久様被御移成之刻、此事被付聞召、敷根慮外之時節、御堪忍神妙なりとて、彼かりや・茶ゑん屋敷・小屋敷・野崎屋敷・水田畠地等皆々御坪付相添御給、定なき世間也、去程に北原兼守早世す、真幸院叨、院内之者は北原民部少輔と云を用所に、兼守妻は伊東入道之娘なれば、以其便伊東真幸を可領企、伊東娘を馬関田右衛門佐と云者に合せ、民部少輔を打殺、彼娘三之山に居て、竹崎・高原の人躰白坂下総介与云者を呼付、是をも可殺巧、彼者ハ用心して俄帰り、兼日玄佐へ云合事有て、枕山領地おくほへ落来、其折節義久様曾於郡へ御座候間、召出在御覽、伊東入道ハ高原を在陳とす、踊白坂佐渡介ハ邊川故にや、至向後守護御奉公之由、玄佐迄立定〔云カ〕、雖然白坂助左衛門尉高原へ伊東入道ニ指出、無心

本之処に、〔即款〕良時出シ、是も佐渡介同前之由也、伊東ハ栗野・横川迄領す、然処ニ白坂下総介・助左衛門尉云合、踊守護御番衆を申請、此御曾於郡へ貴久様御光儀也、玄佐様々に令調法、北原又太郎ハ民部少輔乱より求摩に退、去程に白坂佐渡介嫡男與一左衛門尉、是も高原へ指出候へ共、則踊へ落来、是を又太郎兼親と云けるに可遣企子細ハ、兼親を可成北原に、白坂一家之者共ハ北原年〔手〕なれハ、彼家を可取立之由を先云合、與一左衛門尉求摩〔比〕へ遣、二人者いかと云に、本田民部左衛門尉曾於郡衆中なるを可添内談也、其頃地頭三原遠江守殿へ云、貴久様聞召、玄佐分別次第と承、彼兩人敵地横川之渡山路、菱刈を通り、求摩へ着、〔永禄五年五月上旬ノコトナラシ〕意趣者、真幸ハ逆乱以外也、兼親可成北原、別而相良殿を可頼、從踊口此方儀可令馳走云遣、此由相良殿へも兼親へも申合、先兩人帰押通、〔返シ〕与一左衛門尉の弟左近允を相添遣、此度求摩衆同心にて与一左衛門尉を相留の処に、人添遣、左近允ハ帰、近日從求摩可仕入之由なれハ、相待候處ニ、馬関田を求摩衆同前に与一左衛門尉忍取、徳満之地頭北原八郎右衛門尉

兼親へ同前、され者真幸皆々又太郎を押立、飯野へ打「永禄五年五月十日ノコトカ」入、則白坂下総介を遣、又太郎・八郎右衛門尉以相談、

守護方へ御奉公專一之由云合、飯野へハ屋形衆・相良衆

寄合爲番兼親北原殿、横川ハ北原伊勢伊東を引、栗野も

宮路名字伊勢同心なりしを、白坂下総介押入、栗野地頭

と成、扱貴久様從曾於郡溝邊へ在御發足、横川へ出頭之

由、伊集院和州・玄佐雖云遣不承引、さてハとして御衆遣

アリ「六月三日」あり、其日中に被召取、伊勢入道討死す、扱後々迄之御

談合にて、横川を菱刈へ給、菱刈堅固之於御奉公、伊東

を可致攻致二心を、菱刈をとの御同心にて御神判を被取

替、栗野へハ義久様御發足、玄佐も致御供、其比白坂佐

渡も栗野へ移、玄佐佐渡へ内談して下総介へ云様、北原

殿ハ栗野を守護へ被進上、以其力飯野堅固之覺語可然、

其故は、相良當日ハ北原殿を引立かほなれと、向後ハ真

幸を可望、定而伊東へ同心可有、至其時北原殿も相良武

異故身上可危、下総介・与一左衛門尉（略カ）など伊東へ指出成

間敷者共也、我々の為をも可思案（略カ）といへ者、下総介以得

心飯野へ行、則北原八郎右衛門尉・本村石見守栗野へ致

参上、此事を申上、兼親も次之日参上にて栗野を進上也、

飯野に有つる求摩衆も引帰、飯野麓も破けれハ、屋形衆

兼親爲合力、城堅固之番也、扱貴久様飯野へ御發足、三

之山へ御衆遣之折、菱刈天眼入道被走参、先々御帰鞍（統之）

而、飢肥口・真幸口御番無寸暇、義久様御相談（統之）之以後、

貴久様御法躰「永禄九年二月也」伯圀与奉申、かゝりける所に、兼親伯父左

兵衛尉与云者求摩に云合、求摩衆を吉松の人躰なれハ彼

城へ引入、兼親を

「伊東方壹岐□記ニ永禄六年癸亥二月十日己未悉ク真幸知行、同年五月

戊寅不知行也、同年三月真幸ニ作ナキ候ツレトモ、敵出合ハス、此年

三月真幸ノ南方クホ谷ノ町悉ク薩州□打破候、五月十日癸巳伊東

□長倉働ケ由左エ門等求ノ東藤左エ門等ト兵ヲ合セ真幸大明神城

ヲ賣落ス、此二家ノ和与ハ須木ノ米良越前守カ辛勞也、八月飯野□ニ

義祐越山、薩兵出合ハス、十月二十四日乙亥真幸飯野ノ楯破リ」

伊東・相良同前ニ取立、屋形御人衆を可討果相企之由無

其隠、此事依風聞、左兵衛尉落失、北原八郎右衛門尉・

白坂与市左衛門尉と兼親不用成、御内之者真幸直之御知

行也、兼親も鹿兒嶋へ被召越、其後從求摩在申旨、一涯

栗野迄玄佐召列雖越、猶雜説依兼親ハ内端に号北原殿被  
 召移、飯野ヘハ義久様御舎弟又四郎殿、今兵庫頭殿と奉  
 申御賜、其後三之山ヘ数度御働之砌、菱刈三之山ヘ此由  
 注進す、然間御仕役不成御存分、於彼城屋形御人衆多ク  
九年丙寅十月二十六日コト也、「相模守重盛入道」〔大和守重盛〕  
 討死す、菱刈背天道故欵、天眼死去、無程當菱刈も早  
〔大膳亮隆秋ナラン〕  
 世、其脇菱刈佐兵衛尉与云者玄佐迄云様、菱刈童男有、  
代、后ハ伴右エ門重廣ナリ、五歳ニテ父ヲ喪ヘリ  
 是を菱刈与召立可給、新知行之所、皆可奉上、大口之人  
 衆ヘ未談合、彼城求摩界之間令用心、大口人躰其外菱刈  
 之老名敷者共心底區〔ユキ〕なれハ、能ク申調可致御奉公、以  
 神判談合之折節、菱刈老名敷之者共猶三之山ヘ云合遣又、  
〔文一〕  
 栗野山内にて落すを見付、從栗野進上す、さてハと伯囿  
 様飯野ヘ御發足、先在御千句、其内兵庫頭殿・新納武藏  
 守・肝付彈正忠以談合菱刈ヘ召向、玄佐雖其人数、菱刈  
 ヘ初内談之事故各々被成隔心、玄佐も大口之城を先不被  
 召取者、即時ニ求摩・八代之人衆可走籠与内心に思故、  
 被成二心之者、扱御出張馬越之城を、伯囿御大将ニ而、  
〔様イ〕  
 兼日先忍仕役とて寄付候得者、忍衆俄心替候欵、無其儀  
 に指寄各々碎手合戦、高名共無比類、城を切取、伯囿様。  
〔永祿十年十一月二〕

十四日也」  
 太守義久様其夜彼城ヘ御在陳、次求摩・八代衆馳籠、雖  
〔從一〕  
 然、羽月・平泉・山野を最前從此方至御覚語者、大口之  
 通路求摩より成間敷を、此三ヶ所義虎御番衆を被成、敵  
 方を和けらる故大口ハ手強なる、かくて彼羽月彦所を御  
 給也、最前玄佐・同兵部太輔鹿兒嶋光明寺致御供、平泉  
 へ走入其俣ならず、又平泉ヘ中務太輔殿・新納殿・柗山  
 兵部太輔御番之由被仰付、山野ヘは所々方々之衆、此時  
 玄佐も平泉ヘ可罷籠承、難成申上、義久様・中書・新  
 納・柗山兵部太輔若輩也、玄佐御頼之由直ニ被仰付候  
 間、領掌仕罷籠、其後大口手強成者、羽月麓柗と皆仕拂  
〔テイ〕  
 候時、薩州御驚候欵、羽月も御進上也、羽月ヘハ肝付彈  
〔チイ〕  
 正忠御番、兵庫頭殿菱刈ヘ御移とて、中書・横川御賜、  
 飯野御番とて正月十八日帰、同廿日、馬越衆依打亡敵成  
 勢、山野・平泉・羽月絶通路、然共、諸人ハ在番替、玄  
 佐前之十二月より次之十一月迄終無帰事、頃日新様御不  
〔目脱之〕  
 例以之外、其上羽月之通路神殿と云柗、弓箭少静なれハ  
 帰馬越ヘ參、其時霧嶋法印ヘ玄佐申旨ハ、今度御弓箭落  
 着危、霧嶋ヘ曾於郡御願進となれ共、不成御便、小くほ  
〔折カ〕

名を可致進宮、此等之儀守護為御進宮可有御祈念、以後  
ハ奉頼候由を申定、加世田へ參、後又宗儀〔曾木〕へ御番、其内  
永祿十一年雪月十三日、日新様御遠行、伯圍様ハ就此儀  
十一月より加世田へ御越、菱刈は義久様馬越に御座有て、  
御分別にて、次之年中務太輔殿平泉戸神の尾の合戦被得  
大利、敵之頸百六、切捨不知數、其後大口之城も渡上、  
求摩堺和平ニ成り、入来院・祁答院・東郷・千臺御存分  
之御知行也、就 日新様御病氣、長濱す〔三〕御參之時、  
加世田庄しらかいかた東塩屋御賜、是ハ日新様御存生之  
内之事也、其以後方々所々移替、中書様從横川千臺・隈  
之城御地頭、串木野を御賜、横川ハ柁山給、小濱・堅利  
ニかはる、堅利小田六町名ハ蒲生垣内中嶋ニ替、濱田ハ  
鹿兒嶋御園之門に召かへ、玄佐へ三町五段給、此沙弥從  
爰一方に休弓箭、雖歌道に傾無指儀、伯圍様御隱之後者、  
舟流したる海土の袖しはたれかちのミ、扱又称寢・肝  
付・伊地知方にて不順守護方、されハ向之嶋より以渡海、  
下大隅早崎之嶺を御陳に被構、其日小濱と云椿を被仕拂、  
被号先陳、連々根占方ハ地躰守護方を被引けるか、此節

出頭すれ者、伊東・肝付・伊地知以多勢根占麓を破、其  
刻喜入撰津守被續合戦、舍弟兩人を初、侍十餘人討死  
す、然共肝付・伊地知不叶出頭す、伊地知ハ下之城一所  
を給、在鹿兒嶋也、其後天正四年、真幸堺太守義久様御  
發足、八月十六日鹿兒嶋を御出張、十九日高原へ御着陳、  
其日數万人之軍兵彼城之下椿仕破、被取水の手、慈も敵  
も手負死人不知數、廿一日留矢、廿二日城渡進上す、其  
夜小林を始城と椿之須木迄入御手と也、下大隅御陣以來  
之事ハ兵部太輔罷立候間、聞傳ける事を任筆、兵部太輔  
蒲生御弓箭にも若輩ニ而逢太刀風初而以後も度々合戦、  
今度於高原、孫子共太郎三郎・弟七郎も合戦仕候欵、太  
守義久様三之山之御帰鞍之時、當所至横川御留なれハ、  
左様の時沙弥ハ指出盃取との御喜ひ申計也、〔上イ〕扱此刻まで  
も肝付ニ内心伊東を引者有、守護方より怪々〔クイ〕被思召候処、  
外聞迄にや、肝付衆飮肥へ働、其所に其由を不知雜兵頻  
絡、肝付衆數百人討取、相殘櫛間衆伊東へ城を可渡談合  
欵、此事依風聞、薩摩・大隅衆不移時志布志・櫛間へ雖  
馳續、猶肝付之族共、志布志・福嶋をも伊東へ可渡様躰

70の2

なれハ、押て城を請取、其外肝付数度の弓箭ニ、新知行  
 之城ニ所々被召上分限「被下イ」にて、肝付家ハ残、昔之國衆とそ、  
 是慈非之御計也、其故ハ其前日新様志布志口為無事肝付  
 へ御渡海之處、無承引之事、又伊東・根占・伊地知催兵  
 船、御座所鹿兒嶋、殊貴久様御母公様まします御東と奉  
 申放火、雖末世不落日月地如此、其上之處ニ被指置事者、  
 日新様嫡女肝付ニ御座之故欵、伊東退治も程有間敷、三  
 ケ國勝前代治世之聲、當太守義久様之御果報、御惠葉「本ノマ、」鷹  
 柏も松の葉も雖程身を知る露の潤不漏草庵をたのミ、此  
 老法師六十五歳、三世極樂皆共成佛道、

六十までうつゝの夢のたハふれに  
 をそくそ聞し曉の鐘

沙弥玄佐

天正五年丁丑五月十八日

此條久盤誌、

○柗山家八代安藝守善久入道玄佐、永正十癸酉歳生、文  
 祿四乙未年十一月二十四日、八十三歳ニテ死、法名齡

室幸久庵主

君のため名のためとりし梓弓 やそちあまりの身社  
 よハけれ

右老後之述懐終焉之詠歌たる由、柗山家之傳記ニ  
 有之、

玄佐二男

○助太郎久副（忠カ） 母者 貴久公御妹、天文六年丁酉生、弘

治三年丁巳四月十五日、菱刈陳中蒙疵同二十八日死  
 去、年二十一、久副ハ玄佐廿五ノ子也、

玄佐二男

○兵部太輔忠助入道紹劔初忠知 天文九庚子年生、慶長

十四己酉五月十三日七十歳ニテ死出水、忠助ハ玄佐廿八ノ子也、文祿四  
 年玄佐死去ノ時、  
 忠助五十六才也、

70の3

是柗山安藝守善久入道玄佐齋之自記者、以於畠山湛深之  
 本而令騰寫之置者也、

享保五稔庚子卯月六日

川上縫殿久寧



(中表紙)

「 (符号ナラン)

文政六年未十月寫之

外ニ御年頃衆名書等写置

追而借入可被下也、

鮫島日向入道日記相州家御由来

71の1

當御せんそのしたひを、まこの与一兵衛討たつね申遣に  
 うけたまはり、つたへ申候ぶん、われもおほつかなく候  
 へとも、大かた物語申候、それ (島津忠國) 大岳様の御かミさま、  
 もとよりかこしまニ御一人、又伊作ニ御一人、ともニ同  
 あひ御くわたひにて御座候、いつれにても候へ、さきニ  
 御たんしやう候するをそうりやうと兼而相定り候處ニ、  
 伊作の御たんしやうさきにて、かこしまへ御よろこび御  
 申有り、御老中きこしめして、しはしをしとゝめ、かか  
 くとなきところニ、又かこしまもやかて御たんしやう候、

まつまつかこしまの御よろこびを 大岳様江御申上候  
 ハ、其後いさくの御よろこび御申候へは、伊作ハそ  
 りやうにてそしニ御成り候、かこしまハそしにてそうり  
 やうニ御成候、惣て伊作ニ御座候いッひうさまの御親父  
 様こそそうりやうにて御座候、又そしにてそうりやうニ  
 御成り、大岳の御よをつきたまふハ (扇山・立久) せつさんさまと  
 申、その御きやうたいニたふくはらニ式部 (久逸) 太夫殿と申て  
 御座候、それこそ御當けの御せんそにて御座候、それを  
 分限ニつけ御申あらんとて、其比くしまハ野邊殿のもち  
 きりにて候、せきかりニなつけて大岳さまくしまへ御光  
 儀にて、野邊殿へくしまを御所望候程ニ、野邊殿ちから  
 なく、かこしまへさんでう申され候、やかてくしまへう  
 つし御申ある、その時式部殿老中ハ鎌田殿・三原殿也、  
 さるほとに式部殿御子又四郎殿御父子之御中、ひとしは  
 よく御座候処、三原殿大殿さまニ申上候事ハ、鎌田か分  
 別として大殿様をとりかへ、若殿さまをとり立申へきよ  
 しをつくく申上けれハ、大殿さま聞召候て、若殿さ  
 まをめしよせ御たつねありけれハ、我ハゆめく存不申

候、さりなから鎌田申事ニハ、大殿さまハけんきやうニ御成り候、笑止とハ申つると御申有、さてハとて鎌田にはらをきらせ候、鎌田ちからなくはらをきり、わたをつかミ出し、すんくにきり、ほんそんニうちかけ可申と申、又其後かこしまより伊東を御たのミ、をびニはたらしきをなされ候処ニ、案之外ニはひくんにて、伊東すけくにをはしめとして、日向之人衆打ほろび候処ニ、式部太夫殿くしまの人衆一人も何事なく候、御屋形さまきこしめして、さてこそニかねてきこしめす式部殿ハやしんとて、かこしまのことく御さんちうにて候、其後田布せを御給り候て、御あんとニて候、其後阿多を御知行ある、又其後加世田に御はたらきをめされ、はひくんにて式部太夫殿ハ打しに被成候、又其御子ニ又四郎殿さまハにわかに御ゑんかう、申事なく候、又四郎殿さまと申ハ、さ(相州・忠良)うしうさまの御親父、さる程にいつひうさまさうしうさま御ふくろさまニ御ゑんへんと有につゐて、さあらハ、さうしうさまをいつひうさまノ御やうしニ而、伊作ヲゆつり御申あらハ、さうしうさまをと(もか)くもありけれ

ハ、御やうしニ定り、伊作・たふせ・阿多・たかはし四ヶ所ヲさうしうさまの御しんたいにさたまる、又御家のそうりやうすちも、いつひうさまよりさうしうさまにつゝき申とて、皆くよろこび申上候、さるほとに、伊作と申所ハむかしよりの手に入候事ハまれにもなく候、然ハかこしまより毎年心かけ候へともならず候処ニ、かつ久さま御ぶりやくにて、さうしうさまへ御養子を御所望とある、しきりに御しんしやく候へとも、重而御所望有によりて、さてハかねノミたけの御くしにて、御やうしニさたまる、それハひのとのい「丁」の年「亥」の二月か、(虎壽丸・貴久)とらしゆさまハ十四にてかこしま御やかたにそなハリたまふ、又かつ久さまはいさくニ御いんきよ有り、いさくのくせもの共ハへ「目懸」き「伊集院」・いしういん「垂」・たり水ニめしうつさるゝ、もちろんぬきてにて候へ者、やかて其年六月十一日ニかこしま同前ニミなくつかかへる、さるほとに方々ノ人衆、おやをすて子をすて、田ふせのことくはせまいる、物のあはれをこそ「口」とゞめける、いきてもかいなき事、いさくにて一「口」をはたすべし、みなくおもひき

り、やかてその年の七月、いさくをきりかへし、本望を

こそたつしけれ、さてそれハひのとのいの年の事、それ

より七年めにミつ『天文二年癸巳』のとのミノ年三月十日、なんかうと申

所『狩』かりの留主にはせこみをめされ、たやすくめしとり

候、又次年ノ九月、かこしま『天文三年』八月十四日トモ』・いしういん・いちくをも

よおし候てなんかうによせられ候、大しうにハ平田右馬

助『清宗カ、河上氏ノ坪付ニアリ』殿、樺山さへもん殿此人衆をはしめとして、かこしま

衆を七百三十人打とりめされ候、又其後山田殿をくりつ

け、十二月十三日『天文三年、譜二年』にへきをめし取候、又其後伊集院をし

のひ、三月七日『天文五年』ニたやすくめしとる、又かせ田をしひ、

十二月廿八日ノ夜たやすくめし取、又そこより六月十八

日、いちくニめしむく、おもひの外ニあひさゝへ候処

ニ、川上かうつけ殿くしきのをもつて御まいり候ニ付、

いちくも十月まいり候、其後伊集院ニ肝付殿御参候て、

たか久さまハ御屋形になし御申あり、其時かねの御たけ

の御くしあい申候事ヲおかミ申され候、右ニ申候、大

かくさまの御子、（天勇、友久）てんにうさま□そうりやうさまにて御

座候、その御子いつひうさまの御やうしにさうしうさま

御成候へ者、そこよりそうりやうすちにほんく「日新様ノ御事也」にまか

りなり候、さうしうさま、たか久さま、よし久さま、

よしひろさま、家久さま、これよりハミなく御存知

の前不及申候、かくのことく候へとも、又ゆたん候ハ、

たとりうしなひある事も候する歟、

鮫嶋日向入道

松岳

71の2

右子孫之所持候由候、文政六年十月写之、

本ハ有馬矢左衛門殿より借候、

伊地知（季安）小十郎

71の3

むつかミ

陸奥守

又三郎殿

たよくに

忠國

ほうみやうけんよ

立久たつひさ

又三郎殿

右馬頭殿

伊作殿

田布施ニ居住、

櫛間居住、

遠江守殿

都城居住、

ほつしん

御僧

五郎 むかへ  
しま

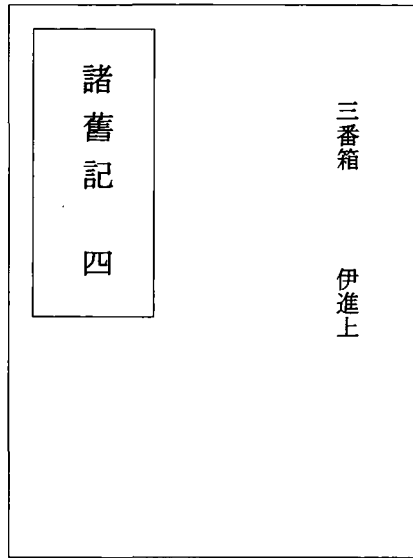
二郎

宮二郎 かこしまニ居住、

右文明二年聖榮自筆系圖ニあり、

(季安自筆)  
「丈之助様松平上総介様御筆養子御免ニ而、十二月四日御引越、正月

諸士御祝儀」



諸舊記四

- 一 福崎伊与覺書
- 一 友野甲斐入道申状
- 一 加世田仁禮氏所藏古書
- 一 三ヶ國物語

【正文在出水土福崎伊兵衛由緒書】

覚

日州高城以来之分

一 高城両度之籠城之事、但兄弟はめ置申候、是者豊後御引陣時平田新左衛門殿御供申候而、主従三人戦死仕候、弟之事者水箆ニ被入候而果候、付中間老人者外垣ニ而戦死仕候、

一 日刃高城野府狩のふしニ分取仕候、其こなり野間田、一我等弟之事、肥後岩屋詰ニ山田越前守殿御供申候而戦死仕候、

一 夫丸老人高麗江立、羽月之木之上三右衛門殿ニ相渡帰國不申候、

一 同老人同所江立、根占權允殿ニ相渡候而右同、

合八人御奉公ニ果申候、但是者日州高城以来事、

内式人者子

老人者我等弟

五人者中間人足

以上八人

最前より足輕仕候赤崎丹後守殿私也、高城落城迄閉目

申候ツ、

一有馬江山田越前守殿御供申候而高信戰死之時、三月廿

四日之事日中ニてんとう之鑓二度有、但朝立之鑓懸り

合はけしき鑓ニ而候か、山田越前守殿御供坂本平右衛

門殿同前ニ仕候、朝立合戦ニ者兩人ニ而三人突伏申候、

晩之鑓合之時我等分取申候、證人者市来十郎右衛門殿

ニ而候、但其時より之足輕仕候事赤崎丹州・其かし也、

一三遍口ニ懸り合軍之時、ミかたののきあし乱候處ニ、

主從三人ニ而こたへ留申候、乍去見次衆山口大学左衛

門殿其外三人東郷淡路守殿也、

一高城より八代ニ小舟二艘之上乗、山田越前守殿かゝミ

と申村屯ツ夜こめニ程ふり候而其時分取仕候、證人者

濱田加賀守殿參合仕候、但其時主取者濱田殿、それか

し二人打取申候、一人坂本平右衛門殿合忒人、

一高城よりつゝらかはへに衆遣之時、殊之外難所ニ而候

故、敵つよく候て身方打杯程之時、長崎隼人佐參合候

ニ随分閉目申候、證人者坂本民部左衛門殿也、親子同

前ニ仕候、

一日石之城詰之時てんとう茂有、物こしも有、我々鑓

仕候所者隱城戸の様成所ニ而仕候、證人者八尾刑部左

衛門殿・中嶋伴介殿、又戰場替り候得共長崎隼人佐殿

同前也、

一豊後あまつら衆遣時、三千程崩レ懸り候をこたへ留申

候、參合仕候人数長崎隼人佐其外歴々十三人ニ而閉目

候、但根占衆戰死多候ツ、長崎隼人殿・八尾殿證人、

一高原城詰之時、表池之口ニ而合戦、參合仕人衆二階堂

殿・八重尾殿、有馬丹波守殿證人也、其時之地頭者鎌

田尾張守殿也、

一横川之城詰之時、征矢八通ニ付也、

一三ノ山城詰之時深手負申候、是□鑓合仕候而如斯、曾

於那年比衆被存候、參合仕候人数被果候、但南雲殿御

存知候、大田平兵衛殿御存知候、

一馬越城詰之時、内城ニて 上様を始として飯野衆歴々

被參候、我等梅之木の小路より庭半分迄上候而べんの

敵ニ鑓合仕候、山くたりのき申候、火早ク付候間罷居

成かたく候而はつし申候、伊集院美作殿御供申候ツ、

御合戦場内城ニ走登、

一 祁答院長野城詰之時事、馬越より其時之地頭鎌田尾張守殿殊更合戦有、戦場ニ而深手負申候、

一 根占ニ而之戦之事、諸軍場之上御糺明ニて候ツ、其故者三千程者逃散、三千程者敵ニ掛り合軍ニて如此ニ候、我々辛勞申候、證人者二階堂殿・真方和泉殿、此衆同前ニ仕候、

一 平床御陣之時、二月二日ニ下大隅ニしかたニ罷候而高名仕候、其時之案内者井手大藏允、是者菱刈馬越より立候而仕候、證人者松原惣七殿、

一 菱刈・平和泉・山之不通之時、道崎山くゞりノ使申候、其約束之首尾として日向江罷移候時、人足屋鋪老ツノ書出、

一 御老中より又鎌田尾張守殿より被下候而返地樋ニ給候、一 菱刈弓箭事真之時、菱刈・曾木之御番大将樺山殿、馬越御番大将島津又六郎様、餘り曾木江不通迷惑之由御意候而夜へんの御使申、褒美としておいかち一腰被下候、渡手本田信濃守殿也、

一 馬越ニ罷居候時、祁答院衆馬越之千原名江伏入候、近敵之中より一左右申候而過分ニ射取申候、其時高名申候、是者本田次郎五郎殿与あらそふ事候而相中之高名ニ成、二階堂殿・伊集院右衛兵衛殿御存也、  
【本ノ原門落字乎】

一 庄内御陣御番之事、福岡刑部左衛門殿・それかし、其時主取高来勘解由参合閉目申候、三人ニ而庄内高城麓時のあし其分伊勢平左衛門殿御供申届候、但證人者長崎隼人佐・牧野藤七殿・家村奎之允殿同前ニ仕候、相垣ニ而てんとう有、牧野殿同前ニ仕候也、敵つめの城野間孫左衛門あたま二刀切候、

一 豊後陣くつしの時、内者六人召列、但切捨候ツ、内者六人ニて九人切捨申候、刀・具足・馬・鍔過分ニ取申候、

一 我等一代之御奉公辻荒々記置也、

福岡伊与

慶長拾七年

正月吉日

一天正四年丙子八月より飯野之内田原山与申所ニ、伊東殿陳取被成候ニ付、湯之尾より飯野江被成召移候而、同五年七月十五日ニ伊東殿陳引被成候、其時三之山三里之在所ニ而毎日之取合ニ、隱岐事分捕数多仕候而掛御目被申候事、日記別紙有之、左様ニ而天正五年丁丑十二月八日、伊東殿御崩れ被成候事、

一天正八年庚辰八月より佐鋪・水保陣立有之、其時出水【押札ニ八月十九日ニ御陣三日被召付也】人数召列罷立、甚右衛門主取方ニ而敵式人討申候、證據人出水衆赤塚三右衛門殿ニ而御座候事、

一天正九年辛巳肥後入被成御打立候而八代御手ニ参候、

其時者隱岐守甚右衛門御供仕候而、肥後之内堅志田ニ而敵忤人、土持ニて忤人、隈庄ニ而忤人、友地(感用)ニ而忤

人仕候事、證據人者飯野衆黒木平左衛門殿也、其時我等事者拾八歳にて罷立候事、

一天正拾四年丙戌十月五日より豊後入被成御打立候付御供仕候事、一番者入田之内高城十月廿日ニ御攻被成候、其時弓ニ而敵忤人仕候、同所藤北ニ而忤人、同府内高崎ニ而浦邊之者大友殿江使ニ為参者忤人仕候、證據人

三之山衆樋長大覚介殿也、其時者伊勢(貞成)弥八殿・同弥九(貞昌)郎殿御側江罷在候、御失念被成間鋪候事、誠豊州中方ニ走廻リ相働為申儀過分之儀ニ候得共、然ニ證據人無之候、乍去川上大炊助殿於前弓度ニ仕、掛御目申候事、

一天正拾五年丁亥三月十五日ニ豊後府内より人数御引取之時分ハ、殿様之御供仕候而方ニ道明走廻相働申候事、馬渡勘解由殿御存也、其時清田之人数罷出、夜中ニ兵庫頭様之御先を取切申候条我ニ相働申候事、其時伊勢弥九郎殿十八歳御高名被成候、其場ニ我等有合申候、夜中之儀也、其日者三重与申所ニ御引取被成候而、次日者又湯之城からす嶽方之之衆千代葉師之上を取切申候、其時者殿様之御側江御供仕候、其次日者、佐伯衆罷出候而鉄炮打掛申候間長谷まで夜中ニ御曳引、其次日之日出時分ニ長谷ニはせかけて参候、左様ニ而梓越之さゝひら与申所よりハ我ニ御ちり取かき申候事、是又兵部殿御存之前ニ候、其時之人数土持外記介・別府隼人・山口大蔵介・伊勢弥九郎殿内衆但馬介、甚右



衛門者彼但馬介与相合、御ちり取かき申候而あかたま

て参候得者、本田源右衛門殿を以召寄、飯野江御左右

申ニ可参由 御意ニ而、御使相閉目申候事、御軍代祁

答院殿又助様也、于今川上大炊助殿御失念被成間鋪

候、〔頭注〕不駕又豊後之津箇牟禮与申城ニ川上大炊助殿御

主取ニ而かけ野伏被成候、其時飯野衆計ニ而敵式人打

申候、宍人ハ長野織部入道殿被仕候、宍人者甚右衛門

仕申候、正月廿三日之儀ニ而津箇牟禮衆小田宮内与申

人ニ而候事、證據人川上大炊介殿・次郎九郎殿ニて御

座候事、

『右田布施主下村甚右衛門文書』

74 『正文出水町人長嶋江中宿金藏院』此由緒寫本書ハ鹿兒島土瀬戸口淺右

衛門尉有之由也』

豊州表御在陣折節之事

一天正十五年十一月廿二日より、鷲ヶ臺之城於誠身上を

なけうちからくりをめくらし候折節、千斛衆宍人打取

申候、然刻齋藤相模介・同名大隅守・波多子ノ典内・

甲斐左馬守是等ヲからくり城内ニ忍入、とやかくやの

折節、伊集院肥前守殿・梅北宮内左衛門殿・有川大炊

左衛門殿即時ニ打續候て、諸篇被入御念ヲ拙者案内者

ニ召連候而万民ニ至迄ふみしつめ被成候事、村尾源左

衛門殿右衆御同前候、

一 同明十六年二月九日ニ、中書様御意を以岡之城江忍入

火ヲ懸申せと候處、入田左馬守之披官ヲ案内者ニ召連

城内ニ忍入申候處、彼案内者心替申候て、城内ニ告渡

走入候之間取きり申候得共、最前ニ宍人打取申候て府

西寺之様ニのき、つが牟禮之番大将吉田美作守殿ニ、

其許にて向取被成候間、我等身躰ニ付而於向後忝御上

意被仰聞候事、

一 御前様野上江御陳之折節、ぬる湯殿ヲからくり申せと

のよし被仰聞、健軍江被召置候之処ニ種々内心ヲめく

らし承候へ者、京衆数万騎差越候、其上健軍迄からく

り渡のよし承及、不移時夜中ニ健軍より野上の御陳江

参上申、忠棟様・有川雅楽介殿・上井次郎左衛門殿此

御三人へ申上候、御納得を以已上無何事御開陳被成候

76

「川上七郎次郎文書之内」

近侍於日新齋者多年、日新薨後近侍於實久云々、不幸

事、其砌府内之様ニ御のき被成候、拙者健軍江罷居御  
跡等外儀可然様ニ閉目申せと 御上意候之條、しかと  
相留御跡を閉目、次第くのき候事、

「末略」

佐渡

女番

76

「正文御文書方ニ有之、伊集院十右衛門忠覺系圖文書之内ニ有之」

契約

右意趣者、雖為天下轉變、於私御大事之時者、身之大

網存、相互見繼(被カ)致見繼可申候、此条偽申者、

日本國大小神祇、殊八幡大菩薩、諏訪上下大明神御お

可罷蒙候、

應永六年十二月卅日

「伊集院」

彈正少弼頼久判

「本文書ハ「旧記雜錄前編」二六三九号文書ト同一文書ナルベシ」

77

「川上七郎次郎文書之内」

而五十八歳而薨、其薨之時在忠真膝上、抽其忠誠可供  
奉之職者誰敢如之乎、

忠真塩太郎 小次郎 治部少輔 筑前守  
法名受珍 号重山、

明應四年六月廿八夜半、不意加治木ノ軍衆欲奪帖佐院、  
先諸勢乱入南城、奪諸士之第宅五十餘ヶ所、於斯之時  
河上筑前守在高尾城、急禦敵軍、同出羽守与諸士同禦  
敵、三日之後太守忠昌公率大軍至帖佐、敵於是敗北、

為賞忠直公之功抽為帖佐地頭職、

忠直八郎三郎 筑前守 塩太郎

78の1

「正文百引士在町田彌左衛門」

女子恵岳妙智

龍伯様御惣領姫、和泉ノ薩摩守室

ニテ候、然處ニ大閤様ヘ高麗ニテ

薩州被召違、依科御前「本ノマ」以上御少

父子五人供ニ名子屋ヘ天下ヨリ被

召寄時御供仕候、夫ヨリ四国ヘ御

渡被成へキ由、大閣様ヨリ御使ニ

テ御渡被成候所ハ、寺沢志摩ノ守

殿ヨリ天下ニ御侘〔本ノマ、〕ニテ候被仰上候

者、承候へハ、薩摩守室者龍伯惣

領姫ニテ候、奈子屋ニテ被召扱候

ハ、薩摩勢可向、左候ハ、大事ニ

候、被召扱儀ニ候ハ、奥方ニテ可

被召扱之由達而被仰上候ニ付、肥

後様ニ御渡被成、夫ヨリ大隅上井

ニ御下被成御死去、夫迄片時も不

離惠岳妙智御供ニテ候、

79 「川上七郎次郎文書之内」

一家久公御簾中様國分御隠躰之時、御當家之御要書依無

御讓候、忠通御使被仰付國分江參上仕、御讓之御文書

等御渡候故持参仕候、其時別而御感甚敷御座候、

80

態申入候、唐嶋今日悉かとくへ御移之由候条、唐嶋わ

り候奉行之儀、此者兩人申付候、能く御念を被入候御〔脱〕

わらせやあるへく候、唐人見せ為可申、遊撃官人一人

指遣候、猶追而可申展候、恐く謹言、

八月廿八日

寺志〔脱〕 正成判  
小撰津守 行長判

嶋津又八郎殿

御陳所

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五八七号文書ト同一文書ナルベシ〕

78の2

久光

左馬 伊与守

道号梁山東津居士 大崎ニテ死去、

心慶寺殿 肝付御手ニ着候時奉行に大崎へ被召移候、

弥介 石見

道号寶山宗珍上座

為人躰

78の3

久辰

81

市来殿家之事

頼朝之御知音之仁 柄木ノ藤四郎殿之妹丹後之局也、

忠久様ヲ住吉ニ而御誕生之已後、八文字ノ民部太輔殿へ

給而之事也、

市来伴右衛門家尚

(中表紙)

「元祖友野甲斐入道元真君申状」

82 先度至大坂令下向候刻以使者申候処、取成共候由申候、

令祝着候、抑久四郎近日帰國之由可山々目出度事候、公

私満足令察候、扱々令下向、此度向顔之望雖不淺候、所

勞以外ニ候、乍思不任心中、所存之外候、無疎意趣、委

曲枕齋可有傳達之間闊筆候也、

九月十七日

御判

川上三河入道とのへ  
(忠誓・脇枕)

83 猶々為見廻差下使者へ、可然様可被申事可為本望候、

態及使札候、抑又八郎疱瘡被煩候之由、千万々無御心元

候、乍勿論無油断養生肝要候、猶嶋田与兵衛尉可申候也、

二月廿日

「家久公」御判

川上三河入道とのへ

84

申上候条々

一 菱刈馬越之城詰之時合戦仕候、敵四人切出申候、同卷人討申候、證跡人四本越中守殿、

一 菱刈外神か尾ニ而中書様御合戦之砌、伊集院善左衛門殿主取ニ而佐敷表江兵船六七拾艘被遣候處ニ、連々舟

持申候ニ付被遣候、四本越中守殿同心候、佐敷はかり

石破申候、辛勞仕候、船一艘取申候、夫よりふくらと

申所ニ而分捕申候、四本越中守殿御中間江八と申人被

存候事、

天正元年癸酉九月廿七日

一 崎陣詰之時、枝元神左衛門と申人討捕申候、前々藪田

清左衛門殿被存候、并女人取申候、中江主水佐殿継母

ナリ、其日合戦仕候、證跡人伊集院下野守殿・養輪舎

人佐殿・木藤日向守殿・上原長門守殿・伊地知伯耆守

殿ニ而候事、

一牛根平床ニ而敵六人討申候、内卷人分捕申候、證跡人

小野郷右衛門殿・徳永源五左衛門殿ニ而候事、

一下大隅まさかり破之時分捕申候、伊肥前守殿御存知候

事、

一下大隅古江破之時、ミ方舟友綱ニすかり、敵相働申候、

無此類ミ方も働申、漸切のひ申候、伊集院肥前守殿・

橋口肥後守殿御存知候事、

一下大隅御弓箭之時、四枚帆二艘持申候、朝夕諸歴々衆

乗せ申候、舟軍度々候、ケ様之奉公仕候、證跡人多候

得共于今ニ者伊集院肥前守殿迄ニ而候事、

一永録十一・二年夏、熊野之御戸開ニ付黄金御用之由被

仰付候条、金一枚半上申候、熊野江者大源坊と申山伏

持参被申候、しふしに被罷居候三五坊の親ナリ、

一川内江御入部年、琉球國江伊集院之廣濟寺憲公（備考、町田助三郎）為御使

僧御渡海之砌、金二枚上申候、右両度之御使、伊集院

下野守殿・八木越後守殿為其御禮知行可被下由 龍伯

様より被仰出候、伊下野守殿御持候伊集院郡村之内込

原之門公田二町、伊下野守殿被成御上候、坪付于今格

護申候事、

一高原城詰之時、垂之口ニ而垂越仕候、同心市来玄番左

衛門殿・谷山佐土介殿・四本越中守殿、敵方ハ比田木

川内守殿と申人也、

一肥後御弓箭之時分、肥前之國龍造寺殿より馬場五兵衛

殿と申人山西入被参候、其使ニ一人被相付肥前國江可

被遣候由ニ而、蒲地伊賀守殿其外数多御使御當候得共

御侘被成候、我等江被仰付候条一言も不申上領掌仕、

馬場五兵衛殿同心を以肥前國江参届候、勝一槩と申老

中御宿所ニ而御意首（趣力）申上候、其時隆信より織筋一端頂

戴申候、鍋嶋殿よりハ鎌倉之刀給候、帰宅候て御老中

江懸御目申候、少も偽不申上候事、

一肥前國より帰宅候時、主従廿二人関々泊々ニ而迷惑ニ

及申事多々候へとも、才覚を以肥後隈元まで参候、夫

より隈元城殿老中木場帯刀入道殿ニ尋入様子申上、松

はせ迄二三人送り被相付、三角之大膳殿と申、薩摩江

心有人ニ而候、左様成頼申舟ニ而出水江罷渡申候事、

一 豊州衆高城江陳取申候、龍伯様御出張候、宮内御八幡江御參詣候、於宮内ニ龍造寺殿御返事申上候、為其筋目肥前國より高城江人数立不被成候、此中肥前より爰元使ニ被參候馬場清左衛門殿前ニ申候馬場五兵衛殿事也、御尋可有事、

一 隈本城殿老中木場帶刀入道殿、其時之筋目として書狀預候条公儀江致披露、于今格護申候事、

天正八年十月十五日、同八月十五日か

一 肥后矢崎之城詰之時、てんとう仕候、同心園田清左衛門殿・林藤七兵衛殿・市来源番左衛門殿、其外鹿兒嶋衆数多アリ、下椿濱之口ニ而切捨仕候事、

一 肥前國江為御使被差遣候時、一大事成遠方迄參候、為褒美知行可被下之由平田殿より被仰聞候、申上候様

ハ、大事成御使ニ參候条、申閉目候ハ、帰宅時拜領可申候、萬一不申閉目候ハ、子孫江可被下之由申上候、其首尾として為帖佐 被下候、先年五斗代相替申砌鹿兒嶋江申替候事、

一 肥後御弓箭ニ而通路難儀時分、長崎南蛮人に為御使者

被差遣候、御進物上原長門守殿より上り申候、飢肥虎と申御刀・御馬一疋、其外種々御進物アリ、御中間一人ハ伊集院より、二人ハ谷山より、一人之名ハ六右衛門かと申人ニ而候、夫より爰元江南蛮仁為御禮被參候、國符左京亮殿屋敷ニ家作被申候かと覺申候事、

一 福嶋打入之時、福嶋城ニ而狼籍(糺)人有、抱節老・伊美作守殿より慮外之通、被仰付候条成敗仕候、右兩人前より御礼承候、伊作州寄子衆東隱岐守殿被存候事、

天正六年戊丑十二月十二日

一 豊州衆高城江陳取候、河原之陳崩之時、武庫様御横入被成候御手ニ付軍仕候、同心竹内主殿介殿・伊地知(刑)形部少輔殿、其日分捕二人仕候、義久様御前より辛勞申候通、御言相懸候、面目取申候事、

一日州三納城ニ伊東衆求厂衆引かたらひ楯籠致一揆候処ニ、義久様以御意、人数二千余被差遣候處ニ、板城戸をかため人数内ニ不被入候を、御使之通申聞、瀬戸口安房介殿同心申候、城之内ニ入、一揆衆取分野心人討申候而辛勞申候、瀬戸口安房介殿ハ山伏被討候て、

手二三ヶ所負被申候事、

一 肥後表為被召移候、湯之浦之内ニ古田平城被下候、夫より芦北綱木之内ニ下之門公田老町、犬童兵部左衛門殿先申替給候坪付アリ、古田屋敷ハ森喜右衛門殿後被給候事、

一 湯浦之内久木野之上木場之門為御祈所給候、其時私領同前被仰付候事、

一 八城表江召移候付、内田村之内ニ兩藪・徳之門二ツ給候、惣村ハ為御祈所扱申候、其時かゝみと申御祈所ハ、堅山讃岐守殿扱被申候事、

一 八城小川かいどう、其外五六ヶ村地頭嚙として松浦筑前守殿江被仰付候処ニ、無程仕違如京都之走被申候、其跡被仰付候而申付御奉公申上候、甲佐(聖志巴)・かたした・

三船・隈庄・吉松之陣、筑紫岩屋之御陳迄辛勞申、御奉公仕候、小川内田かいとう人数三百人余召懸候而御奉公仕候、無其隠候、鹿兒嶋之諸歴々衆御存知候事、

一 義久様・武庫様、御家中之諸大名衆、肥後表江御出張候、役人之事ニ而候得者、御物軍衆之續彼是ニ付、肥

後・筑後・筑前・豊後國迄辛勞仕、御奉公申、閉目申候事、

一 筑紫高取之城ニ而合戦仕候、我等前ニ而軍兵衛と申内者、少疵五六ヶ所負申候、無其隠候、我等も分捕申候、又伊集院兵部少輔殿覚可有之事、松下番左衛門殿・千田左吉兵衛殿被存候、

一 岩屋城詰之時、終日辛勞申候、鹿兒嶋歴々衆御存知候事、

一 肥後於小川・三船代之時、致薩摩慮外仕候、かち助兵衛と申兵ニ而候、伊勢雅樂助殿前より為御意被仰付候条、小川町ニ而成敗仕候、無其隠候事、

一 豊後御曳陳之砌、子次郎右衛門事ハ如日州之致御供候、我等事ハ肥後小川ニ被召置候、右馬頭様・町田出羽守殿・伊肥前守殿・新武州・桂民部少輔殿何も御人数奉待、右之御人衆小川御通以後、松浦筑前殿方江心合せ申候、天野大膳殿と申人アリ、身類ひろき者ニ而難成候得共、為御奉公才覚申付候、我等討果申候、無其隠候、夫より中途迄參候得共、御蔵米過分成儀候、敵方

ニ取せ申候てハ如何と存、立帰り蔵ニ火をかけ逃申候、其時之様子桂民部少輔殿・武州老御存知候事、

一肥後御曳被成候時、八城関之城江武州老・伊肥州老、

其外諸歴々御籠候処ニ、松浦筑前谷山之城ニからくりを入隠為ニ而、武州・伊肥州・薩摩之人衆打果可申之

由企候由、高塚之衆中竹下大炊助と申人連々懇ニ申人

ニ而候、其前より注進申候、就夫武州江申上候、夫より関之城(御忍)出候事難成様子ニ而候得とも、谷山方角

江打迫被成候として谷山城江押懸御詰候、松浦筑前早

逃申候而討捕不申候、我等推量を以谷山之城被召崩候

故、八城より右馬頭様、諸歴々薩摩衆御曳候事相調候、

其時之様子伊肥州老御存知候、谷山城にて分捕候

事、

一武州・伊肥州・町田出羽守殿致御供、如求广之逃申候、

於大口ニ武州前より幸境目之事候条被召留候、夫より

日州目城之仕合悪候ニ付、御暇被下、鹿兒嶋江帰宅申

候、一日も他出不申御番閉目候事、

一先年京衆下向之時、龍伯様御上洛ニ付、飢肥両口・

(波見)ハミ・柏原廻船衆ニ銀子上可申由被仰付候、其砌廻船

衆も方々江荷物等上、野山ニ隠置たる由申、不相調候

處ニ、御奉公とハ申なから身躰ニ相懸稠申付、銀子廿

四五貫目程(金可)が調上申候、其銀子を以御上洛相調申候か

と存事候、浦河左衛門殿ハハミより帰宅被申候、可

有御尋候事、

一先年樺山権左衛門殿・平田太郎左衛門殿致御供、八十

歳ニ及、子共召懸親子三人琉球國江罷渡候、無程王位

様被成御同心帰朝候、我々事も無何夏帰朝申候事、

一右方々金銀其外身躰ニ無相應之御奉公申上候処ニ、一

日も公儀不仕違候之条、不知行申たる事も無之事、

一右之外御奉公申上候儀共候得共、餘条数ヶ条不申上候、

此躰ニ御奉公申候得共、小知行之故飢重申候、口惜次

第ニ候、能様ニ御取合奉頼候、老氣之事ニ而候条、思

ひ違、年来違も可有之候、是又為御存知候、

慶長廿年三月廿七日

友野甲斐入道元真

鎌田左京亮殿

伊集院伴右衛門殿



(本文書ハ「家わけ六」友野文書二号文書ト同一文書ナルベシ)

(中表紙)

「元治元年子四月

加世田

仁禮覚兵衛所持之古書附写」

85の1

薩隅日往古之事

一暮橋殿京都より被指下、國中ノ有主として御調物毎年都へ被相納事数年有、

一文徳天皇御子惟高親王・惟仁親王として王子二人御座候、御兄弟御位ヲ争ひ給ひし事有、其亂劇ニ付暮橋都へ御調物不納、依其科宇多天皇御宇寛平二年吉尾少将下向し暮橋を退治すと云、それより三ヶ國ハ吉尾少将任せられしより已来三ヶ國之任ハ始ると云り、

一吉尾少将下向由来ノ事、右文徳天皇ハ天安二年八月廿三日崩御有、其跡にて右太子式人御位争ひ給ふ、依不事極相撲ヲ取せ、其勝負ヲ結し勝方ニ可相付ニ定る、其時種々祈精有、惟高親王祈念者高尾真濟、又ノ名ハ栴本貴僧正、すまうノ捕手ニ出るハ糺奈都良、卅人力持シ人也、惟仁親王祈念者ハ比叡山惠良和尚、すまう捕手ハ右吉尾少将也、是ハ少力ノ人なりといへとも、任天命相撲可捕由ヲ云テ出、然ニ吉尾少将既に相撲ニ捕かち、惟仁親王御位ニ即給ふ、清和天皇と于今申是也、其功ニより清和・陽成・光孝・宇多依此宇被任三ヶ國、吉尾少将ハ下向し、暮橋退治して領三ヶ國、今ノ伴家は也、其子孫ニ伴丞大監と云人有、奉背勅命、依其罪惟高親王御苗裔仁禮親王御子二人御座候、号惟貞・師輔、賜藤原姓、惟貞ノ子仁禮左少弁頼明公、法名岑翁應圓幡院、勅天禄二年為任三ヶ國令下向、伴家ノ餘黨ヲ退治し早、其濫觴ヲ尋ぬるニ、惟高与惟仁御位争ひノ時、吉尾ハ惟高ノ依為御敵、為令休止其御憤念、一品兵部卿ノ宮仁禮親王より二代目ノ子孫頼明公

ヲ差下給ふと云り、惟高親王ハ御位争ひ負給ひしより、後ハ比叡山麓小野ニ住給ひしニより、小野之宮共申也、一其後大橋左中将經忠公依後白河院勅、為三州之長吏下國し給ふニより、仁禮朝臣左少弁頼明より十代目ノ後胤景晴辞國早、二男經憲帰京し万里小路住給ふニより、万里小路殿申是也、三男經景ハ右大橋左中将經忠大納言、安元二年改平姓薩州別府ノ庄ヲ領ス、大橋左中将平大納言時忠卿舍弟也、依之經景辞藤原改平姓、号別府是也、

一別府惣領退轉之事、別府庄ニ有高山、是号野間嶽權現被崇給ふ、此峯ニ白府ノ鷹有、然ニ正月廿日鹿狩有しニ、此靈鷹ヲ不計射ころし早、是則權現ノ神跡也、依其崇惣領退轉也、尔已来宮原修理太夫景治為社吏奉勸請權現庭上、毎年正月廿日神樂者到于今無懈怠、翌日福壽權現ノ社頭より如本山飛帰給ふ、靈驗新成事共也、宮原惣領式者權現勸請之人也、一官方・將軍方として日本國中ニツニシテ大亂有、官方とハ後醍醐天皇、將軍方尊氏也、建武二年有此防戰、九國

之守護達区々也、將軍方ハ大友愚鑑・菊池寂何弥・少貳妙惠三人也、官方ハ嶋津貞久公道鑑ハ筑前國迄責上り、多々羅か濱にて防戰有しニ、官方射負給ひし故ニ道鑑公敗軍被成、既ニ薩州へ落させ給ふ刻、宮原左京大夫別府鶴之津賀之城ニ道鑑公奉入御忠貞無比類云々、翌年國衆三拾人令一揆、依仕御敵御難儀之跡也、然所ニ本田重親・平田氏宗此兩人ハ貞久入道道鑑公御長子又太郎殿ヲ引立、日州庄内都之城籠居、然新野義秋ヲ先として將軍方衆今川幡刃・渋谷典殿・相良頼長・伊東五郎多勢ヲ催都之城ニ着陳シ、問々墻結詰彼城取巻及難儀、就中薩摩ニハ谷山佛心・矢神修理介依為謀叛、道鑑公ハ鹿兒嶋へ入御難成、然処ニ師子目・岩倉・八木・外山此四人宮原与心ヲ合せ道鑑公鶴之津賀ノ城より御供仕、庄内梅北西城寺ノ上天ヶ峯と云所ニ迎陳ヲ捕、都之城為加勢、其時八木申様、敵方今川幡州陳へ可相懸由言上ス、道鑑公頻ニ御辞退有といへとも、八木御下知ヲ破り即懸入切崩し、諸陳悉敗軍し、寄手之從軍打果し、令開佳運給ふ事、偏ニ宮原・

八木・外山・岩倉・師子目此忠貞之人衆戰功無比類故也、

一其後宮原事ハ薩劔南郡おさへとして被召置、谷山佛心ヲ先として數謀叛人退治し國家安全也、八木ハ日劔豊後ノ堺縣庄ニ被召置、(トク)賄・岡富・新名富・門川此四ヶ所ヲ被宛行早、

御當家由来之事

一頼朝公ニ三子御座ス、嫡子頼家ハ壽永元年誕生、二男忠久ハ文治二年誕生、三男実朝ハ建久三年誕生也、但忠久公ハ他腹たるニより鎌倉龜かやつ長門ノ江太常陸介かかくし守護し奉る、御年七歳ニて御上洛有て仁王寺ノ了暁僧正ノ門弟ニ成せ給ふ、了暁僧正ハ前関白基忠公ノ御舍弟なり、依之忠久公ハ改源被任藤原ノ姓、被補薩隅日三ヶ國守護式、其時ニ前ノ大橋中將殿ハ於日州富田生涯させ、それより三ヶ國一統ニ忠久公ヲ守護と奉仰、法名得佛、其御子忠義公法名道佛、此御兄弟五人御座ス、伊勢嶋津・越前島津・若狹島津・信濃嶋津と

申ハ此御兄弟達皆國々ヲ領し給ふ也、忠義公ノ御子久經法名道忍、其御子道義、名乗ハ忠宗、貞久法名道鑑、此御兄弟六人御座ス、二男佐多殿・三男栴山殿・四男新納殿・五男北郷殿・六男和泉殿・七男石坂殿、但和泉殿・石坂殿ハ於都之城將軍方衆新野ニ一味有しニヨリ此兩家ハ于今なし、貞久公道鑑之御子氏久公、御兄弟四人御座ス、嫡大炊助頼久ハ側腹たるニより惣領ヲ次給はず、今川上殿也、二男師久号下総守、本腹ニハ嫡也、三男陸奥守氏久法名齡岳公、四男久時、此氏久御世を續給ふ事ハ、於都之城新野ニ被捕籠、披運給ふ、(術カ)依戰功ニより二男たりといへとも惣領式ニ成給ふ也、其御子元久公法名忍翁、其御子一人御座ス、出家し給ふ(ツ)ひて福昌寺ヲ繼給ふ中翁和尚是也、然ニ忍翁公御跡依断絶、伊集院初犬殿と申ヲ御養子と定めさせ給ふ処ニ、忍翁ノ御舍弟久豊法名義天國を奪捕給ふ也、其御子忠國法名太岳(太)、此御兄弟五人御座ス、二男薩摩守持人(久)、三男豊後守逸久(久逸)、四男出羽守ハ大口ノ西原八幡也、五男伯耆守豊久ハ吉岡と名ク、此家ニ于今有、

一 忠國公御子五人御座ス、嫡子友久公法名天柔<sup>(男)</sup>、雖為嫡子御母二階堂側腹たるニより御家をハ継給ハス、依之阿多・田布施・大野・高橋此四ヶ所ヲ給らせ給ひ、入部之時侍頭衆九人被討進、一伊集院道可幸侃先祖、二鎌田木方出雲守先祖、三本田名工弥六先祖、四宮原筑前守、六比志嶋助兵衛尉紀伊守先祖、七鎌田弥左衛門今弥左衛門先祖、八新納圖書助今ノ五郎右衛門尉入道遊甫先祖、九阿多源左衛門尉今阿多源十郎先祖、于今此子孫有、

一天勇友久ノ御子(運久)一瓢、此御養子日新、御父又四郎殿善久、是ハ久逸ノ御子也、此御養子忠良公法名梅岳常潤表号日新公、是ハ又四郎殿善久多宝寺殿御子也、

一 御當家中興陸奥守貴久公法名大仲良等<sup>(中)</sup>日新公御子也、勝久國ヲ捨給ひし時、貴久公田布施より御出有テ薩隅両國日州半國領し給ひ守護式ト成給ふ、其御子義久公九羽ヲ守護し給ひ、豊後・豊前迄退治し給ふ、法名貫明存忠妙谷寺殿是也、御子依無之御舍弟兵庫頭義弘公ニ御世譜續し給ふ、妙圓寺殿是也、其御子又一郎殿久

保連續し給ふといへとも、是ハ御早世ニ御座ス、谷山(忠)ノ光徳寺殿是也、其御舍弟又八郎殿家久公ニ御代継給ふ、此御名譽等数々也、

一 往昔前関白秀吉公代ニ日本國中一統ニシテ高麗國責入、七年着陳有、天正曆壬辰年より慶長曆戊戌年まで合七年也、於陳中数度ノ防戦之時、兵庫頭義弘公・又八郎殿家久公御同前ノ在陳也、然ニ朝鮮於泗川大明國江南より数万騎催し、嶋津殿御陳相懸処ニ、父子同前懸入則切崩し、敵三萬八千七百餘頭を捕日本國渡し、于今高麗塚とて京都ニ頸塚有、其時天下褒美無限、教通感状有、又八郎殿被任少将、其後當將軍ノ被補 御一門に松平薩摩守、於内裏被任宰相早、是迄御當家十九代也、後代千々万々歳、

一 節山(立込) 圓室(忠昌) 蘭宗(忠池) 興岳(忠隆) 勝久

右五人此節目御系図ニハ被釣捨也、又勝久公御母儀ハ豊州大友義興息女ト云々、

一 友久公ノ三男河内守久俊公ハ被分遣候侍頭衆三人有、一三原盤九、二鎌田刑部左衛門尉今源左衛門尉先祖、

三山口越前守、此由来今被補穢所今ノ次郎右衛門尉先祖也、

一宮原筑前守景益より由来之事

右景益友久公へ讓候人、舍弟右衛門尉佐景村ハ持久公へ讓候人也、其後日新公加世田ヲ被召捕時度々合戦仕、雖為御敵依為甲之武士、後景村ハ伊作ニ被召移、今宮原へ越中守先祖也、景葉子三人有、嫡子大炊助景隆、次男助次郎宗隆、三男右京亮景親、其子佐渡守景吉、其子庵雪景綱此人ハ日新公与実久公御弓箭之時、加世田・山田ハ実久領、阿多・田布施ハ日新領也、然ニ景綱ハ日新方ニ心ヲ合せて田布施之様ニ落被參候、依其忠節加世田日新公ノ御手裏ニ參候時宮原村給地ス、今宮原覚兵衛尉先祖也、

一 洪谷四家由来之事

一相模國洪谷ノ庄と云有、此有主ヲ名重國、其子六人有、嫡重光ハ相州有洪谷ニ有、二男早川二郎ハ祁答院、三男吉岡三郎ハ津留田、四男大谷ノ四郎東郷、五男五郎坊

定信<sup>(心)</sup>ハ入来院、六男落合六郎此人阿部屋ノ探題英房ノ時洪谷ノ旗かしらと成、依之号高城太郎云々、

(中表紙)

「三个國物語」

86 抑薩摩の國の太守島津殿と申ハ頼朝の三男忠久のこうい  
んなり、去程に比器<sup>(企)</sup>の藤四郎よしかずか姉に、丹後のつ  
ほねと申て天下ふそうの遊君をわしますを、内々頼朝御  
手をかけさせ給ふほとに、程なくくわい人めされけり、  
此事北条のかみさま聞召、御弟の安時<sup>(宗)</sup>・義時などへ仰け  
る様は、此つほねハ如何成洩瀨にもしつめ申せと有けれ  
は、此兄弟三人はからひにてや、君の御心中ハおそろし  
けれとも、あねの御心をやすめのために、日向の国へ流  
スよし申けり、乍去頼朝江此由申上、ひとへに御わひを  
申さんとして、彼兄弟とも此つほねに御暇遣し候へかし、

若左様之御事もをわしませすは、外聞悪敷御事もや出来候半と申上けれハ、其時迄は頼朝茂いまた流人なれハ、彼北条かこゝろにも背ゐてハ如何とや思召けん、とも角も北条はからひ候へとの御返事あり、去ながら今程思もなきよし申候、何くよりもさぬのひほをとき給わハ御左右申へしと仰けり、さあらハミヤこのことくのほせ、便次第ニ日向の國江流さんと、津の國住吉の原までつれのほりけるに、彼住吉の松原にて俄にさんのひほをそとき給ふ、されハふしぎのきすい有、まついくらともなき女房達の出来させたまひてかいしやく仕給ふ、中にもいとくらかりければ、火なとをとほし色々養生仕給ふか、明朝ハ我ハ是鎌倉の若宮なり三嶋也、伊津箱根なり、きふねいわふね春日此住吉也なとてこゑくゝにの給ふてかき消様にうせ給ふ、見る人聞人もふしきなりとそ申けり、中にも稻荷ハ未立帰りたまわすして居給ふに、折節大雨ふりて住吉の原のふしやうをそゝきなとしければ、彼女きつねの姿に身をなして若君をねふりかわらけける、扱社御稻荷とはしられたりけり、此由鎌倉殿江御内儀申け

れは、當時平家はんしやうの折節なれば、我か子としれんやうにもてなし、母をも誰にかつかわせと仰のほせ給ふ、去程に其比八文字やの民部太夫とて大國かんのかうそのこうゐんなる人のをわしけるが、本より彼つほねハ天下ふそうの女也、家も能上郎なれハ、此女房を給り都のかた原にすまひ、然ハ此若きミ生れさせ給ふ時たにも、神々ケ様之きすひ有けれ故、本より多くの人とは見得たまわす、はやほとも次第くゝにおとなしくならせたまへは、頼朝も天下の將軍と成せ給ふ、我か子と申てハ則御はち有へしとて、時のせつしやうにてまします程に近衛殿に奉る、去程に頼朝ほとなくせいひ將軍にならせ給て、御よろこひハかきりなし、しかるところに奥州本の安平関東江忠敵と成せ申ける、其時頼朝の御子壱人あつまの御大將しかるへし、さも候ハ、関東をしつめ給わんと有けるに、北条のかみより、我か御腹の頼家・實朝いまた幼少にをわしますを、いかてやむつ奥までのほせも下しも有へしとおほしめされは、其時に誠やらぬ頼朝の御かくし子壱人ミヤこへおほし給ふなる、此君をよひ下

し関東之御大将可然と仰ける、其時頼朝も御うれしく思召、頓而御迎をのほせ給ふ、近衛殿御名残をしミたまひて、ひたゝれの菊とちを沓ツ形見とて留給、去程に鎌倉へ御下向之時、北條のかミさまなをも此若君我か子ともてなし、ほんしの御参會ハ不可然之よし堅被仰は、たゞ何となく御出仕の中に打まきれておよそに御参會有にけり、何れかそれとは見しらせ給ふへきと有けるに人々申けるハ、爰に沓ツの御しるし候、余の物共かとは沓ツことたらず候、是をしるしと申上ければ、其時にそれをしるへにはやく御見「本ノマ、」くゝめ給ひけり、此よしかミ様聞召て御子とせさせ給ふと給へハ、頼朝一入おもひ子にてまませは、御よろこひハなのめならず、去程に若宮の戸やらにむしくいしける事有、其故ハ頼朝の御娘義高のかミさまにならせ、頼朝、義高ハ後にむほんあらんとて御む子なれともちうし給ふ、其うらみに彼姫君もはやくうせ給ふ、我かつまの義高うせ給ふか其うらみにや、親ながら頼朝をうらみ申さん也、兄弟ながらも頼家・實朝うらみ申へし、去ながら三郎御さうしハ、其中名字カ

へ給ふへし、さあらハなく頼朝のかう子とならせおわしますへし、其ことくならずは、先三郎殿か命をめさんとのむしくいとそ沙汰しける、別當此由申給ふは、頼朝大きにおとろぎ給ひて、我か身・頼家・實朝の身のうゑを御違有「ママ」、さまゞ御祈念めされけり、其ことく若宮に御参ありて、武蔵之國の畠山ちゞふ召寄、此三郎にゑほし御身「本ノマ、」の子となつけ候へとの給ふは、かたしけなく候とて御ゑほし奉り、其御名を又三郎殿とかうしたり、御名乗も重忠の忠と云字をかたとり忠久公とぞ定申されけり、其時頼朝いまたしかゞのぬしさたまらん國なれはとて、越前・信濃「シナ」・伊勢・若狭四ヶ國をこそ給せ給ひけり、頓而あつまへ御打立とぞ定けり、其時ちゞふとの本田の二郎親經か娘をてうあいしたまふか、其腹に姫ぎミ老人おわし給ふを彼又三郎殿に奉る、取むこにこそ申させ給ふ、其まゞ又三郎殿御年十三にてあつまの御大将めされければ、畠山殿副將軍にて御供し給ふ、又其時頼朝菊とち一ツつけそへさせ給へかしの給へは、すなはち春日大明神の御留給ふにとをなし、殊ニあつまの軍もあ「本ノマ、」

まりもうせひうちこみなれば、自然見違など申さぬ時も、此菊とちをしるしに御ふさた申ましければとて、本のこくとにて立せ給ふ、それよりきゑめさるもかくのことし、されは程なくむつをくをしつめ鎌倉江御登給へは、頼朝大きに御よろこひたまひて大隅・薩摩・日向三ヶ國、先四ヶ國にそへ七ヶ國を給わらせ給ふ、其時頼朝仰ける様ハ、四國九國ハ平家の本領也、殊ニ鎌倉よりハあまり遠國なるゆへたゞ心遣ハつくしにあり、彼三ヶ國に我か子壱人下し給わは、末代までも心やすし、惣して関東へハ諸しよく移下り給わんと給へハ、何れも此事然へしとて申させ給ふ、去程に建久四年(富士)ふしのまき(卷)かり過けれハ、鎌倉を打立下り給ふ、然者其先薩摩ハ嶋と津とおきよし聞召候間、折々嶋津殿とそ仰ける、其ごとく今にも如此し、又御幕は関東江下り給ふ時、打立の御會尺の時仰けるやうハ、我將軍にならん、其先ハ二ツ引りやうか我か幕也、此二ツ引りやう連十文字を幕とせよとて、御はしを打ちかへてそ見せ給ふ、是を御心はへ有て十文字と定給ひけり、如其建久四年八月一日に鎌倉を立せ給へ

とも、都にてハ近衛殿を初奉り公家てんしやう人御なこりをおしませおわします、殊ニほうわう御ゑひらんありて、扱もふしきや三井寺にて合戦し、「本ノマ、」しなのことく落給へる高倉の宮に、うつかたににさせたまふそふしきなり、殊ニ彼ものハ頼朝の子ながらも、生出ける折節に神々達是にかいしやくし給ふなる、とにかくたゞものとハ見ゑさりけり、今はミヤこへ留置、内へ出しをもさせはやとりん言あり、されとも頼朝はやく罷下るへしとの給ふ程に、建久七年に薩摩のことくくたらせ給ふ、「本ノマ、」元久四年より同七年迄ハ都江おわしたまひけり、去程に其内「建の字なるへし」本田次郎親經薩摩江下り、やうす見せらせて御迎にのほり、同七年に御供仕りてそくたり給ふ、先出水山門野江御座有、其後庄内に移せたまふ、されは志布志江其比高橋の中將之一門二禮殿とて是あり、鹿兒島江ハ矢神殿とておわします、ケ様之人と引つものり嶋津殿うけたまはず、其時頼朝より外山を父とせよ、梅北を母とせよ、其外三ヶ國のもの共ハ御家人たるへしと御教書下され給ふ、彼梅北・肝付・北原杯と申ハ大どものほうしのくら



るんなれハ、二礼とのハ余儀なき一門にておわします、  
されは右大将の仰に隨、彼二禮をも矢神をも三ヶ國の国  
衆一身にて終にほろほし給ひけり、其後鹿兒嶋江御座所  
を定給ひて今にもかくのことし、されは彼嶋津之判官忠  
久御子三人おわします、嫡子修理大夫忠義法名とう佛、  
第二ハすおふのかミ忠綱、第三ハ忠なを、彼忠義之御子  
七人、第一ハ忠次山田殿是なり、第二ハ豊後守久經法名  
道にん、第三藝久・忠安・久時・忠經なとておわしま  
す、あそ谷・喜入・町田・伊集院杯是よなりわからせ給ふ、  
御子大隅守忠宗法名道き、此弟忠長伊作殿是也、此忠宗  
の御子七人おわし給ふ、第一ハ上総守貞久法名道かん、  
第二ハ忠氏出水殿是也、第三ハ忠光佐多殿是也、第四者  
時久新納殿是也、第五ハ助久本ノマ、椛山殿是なり、第六ハ助忠  
北郷殿是也、第七ハ久安、扱又貞久の御子六人なり、第  
一ハ頼久川上殿是也、第二ハ宗久、第三ハ氏久法名れい  
かく、四めなれとも家をもれぬそくし給ふ、此弟みつ  
久・久氏マ兩人也、扱又彼氏久の御子式人、第一ハ陸奥守  
本久法名せうおう、第二ハしゆりの大夫久とよ法名きて

ん、彼本久御子老人おわし給へとも福昌寺の三代になし  
給ひて、御弟の久とよに守護をゆつり給ふ、彼久豊ハ伊  
東助高の御むこ也、されは彼助高も守護の御蔭にて日向  
の國十一とうほろほし、伊東老人の知行と成、久豊様も  
伊東か差立申故にや御兄の養子ともならせ給ふらん、さ  
れハ彼きてんの御子五人なり、第一ハ陸奥守忠國法名た  
いかく、此御時に伊集院知行めされける、第二もち久法  
名せうふ、薩摩守の先祖是也、第三ハ豊後守末久法名た  
いきう、ほうしうの先祖是也、第四ハ出羽守有久、西原  
八幡の御父也、第五ハほうきの守豊久、いにしへの平出  
水殿是也、扱又たいかくの御子十二人なり、第一者相模  
守とも久、加世田殿と御成給ふ、日新の御先祖なり、第  
二ハ陸奥守立久法名せつさん、此御時市来知行めされ、  
此御弟久義・勝久・清久・忠廣・頼久なとて餘多おわ  
し給ふ、福昌寺・廣西寺廣などにも御成給ふなり、扱又彼  
せつさんの御子陸奥守忠正法名あんしつ、彼御子三人お  
わし給ふ、第一ハ陸奥守たはる法名らんそう、第二ハ  
修理大夫忠高法名くうかく、第三ハ修理大夫勝久法名大

おう、此兄弟三人共に守護をつかせ給ふ、然処ニ加世田  
 殿〔本のマ、〕とならせ給ふ朝久ハ御屋形の立久にも惣領にておわし  
 ます、本腹にてなきゆへ守護をつかせ給わんなり、其御  
 子さうせう忠行〔本のマ、〕法名てんゆうさい、ミンハ一ひう、此御子  
 日新さいにておわし給ふ、此御子第一ハ陸奥守高久〔本のマ、〕法名  
 大中さい、ミンハはくゆう、第二ハ右馬頭〔本のマ、〕正久、めぐりに  
 て打死めし給ふ、第三ハ又五郎〔本のマ、〕時久、扱又彼高久とらし  
 ゆとのと申時、勝久を豊後のことくせき出し、本より惣  
 領筋にて、やかて守護とはならせ給ふ、扱又彼高久の御  
 子四人、第一ハ修理大夫義久、第二ハ兵庫守忠平、第三  
 ハ三右衛門〔本のマ、〕太夫とし久、第四ハ中務大夫家久、扱又政久  
 の御子右馬頭〔本のマ、〕行久、又時久の御子圖書頭忠たけ、ケ様に  
 御家さかんにしてしきち〔本のマ、〕うまつり事をたかへす十六代つ  
 き来り給ふ、中にも三ヶ國をたな心におさめ、吹風の木  
 草もなひかせ、又ふる雨の國土をうるおすことくには高  
 久・義久の御代とかや、其いにしへの事ハこま／＼申に  
 及す、南方西目をしつめ、かこしま江高久守護とならせ  
 給ひてより、いか程のあくとうら打果し給ふらん、中に

も大永の比、本田殿大隅の郡を知行し、清水へさいたく  
 し給ふに、北原押掛日當山を知行す、めぐり・敷根・上  
 井も本田殿とハしか／＼ならず、其時彼本田殿かこしま  
 江永濱をさ／＼け御加勢の事申させ給ふ、然共よろつ道違  
 ことの多かりければ、さのミ御しんしつ／＼も見次なとめ  
 し給わす、此事うらみにやをもわれけん、又北原にふく  
 をしてかこしま江御てきとならせけり、其時脇の本田殿  
 ひめ木へおわし給ふ、其内に嶋田民部と申人有、彼人内  
 とおもわれける様ハ、いにしへ本田の先祖親經ハ嶋津殿  
 を孫むこに取奉り、武藏の國より當國まで御供申下るな  
 り、然るに近年大隅郡を給ふ、其おんを忘レ守護に不忠  
 を申事天道にもそむくへし、たとゑ惣領本田殿ハいケ様  
 ニも思召候とも、先此姫ぎの本田をはかこしまへ出頭さ  
 せ申さんとおもひ立、此よし鹿児島江申されけり、本よ  
 り彼嶋田ハしゆんろを申ものかな、さらは人数打入給ハ  
 んとて姫ぎの城へ忍て番をそ差籠給ふ、本より彼嶋田殿  
 申請らるゝ事なれハ、なんなく番衆はこもりけり、其時  
 彼惣領本田殿姫ぎへ守護番衆さしこもらせ給ふと聞より

も、いかてかさのミハころうへき、北原番衆ハ引そ行、  
扱ハとても叶わじとて、やかて大永十七年(天文カ)つちのへさる  
九月十一日清水を下城して庄内のことくのかせ給ふ、其  
まゝ姫木の本田との者鹿兒島の様ニのき給ふ、又清水の  
本田殿も後庄内よりかこしまへかうさん申て差出給ふ、  
去程に大隅薩摩鹿兒島の御知行と定ける、され共加治  
木・蒲生・渋谷郡を・菱刈・北原など引つものり一きの企申程  
に、明大永十八年(天文カ)五月上旬に黒かうさきへ御陳めす、け  
とういんよりむかい陳取けれ共、終加治木かうさん申て  
御身方と成にけり、又帖佐もいにしへハちうさとのとて  
おわしけるか、たゑさせ給ひてより守護の御方と成つる  
に、中比渋谷方より押入知行申ゆへ、いまた鹿兒島へハ  
したかハす、去程に又しろかねへ御陳めされ、またくろ弘治  
ち元年四月二日帖佐もすてゝそのきニけり、されとも蒲  
生殿ハ一き方ニてさしこわりけり、さあらはとて又御陳  
付させ給ふ、しかれば菱刈殿蒲生殿へ加勢とてむかい陳  
取給ふを、くうち三年ひのとの卯四月十五日(マツ)彼陳つめ落  
し給へは、蒲生殿も頓て下城して渋谷のことくのきたま

ふ、其まゝ守護の御知行と成、其後北原殿ハやまいつき、  
程なくかくれさせ給へは、一門の人々心々に成にけり、  
されは伊東殿此跡を知行せぬとのそみを掛給ふ、くまの  
相良殿もさすかりん所なれハ、主なきまさきと見るより  
ものそまうけにて見給へる、され共しゆんしなる故に、  
永禄六年三つとの寅亥に兵庫守殿押入て、いゝのへ移り  
給ひけり、され共横川ハ伊東方を申ける、さあらは押寄  
給わんとて六月三日に詰掛、程なく知行被成けり、彼菱  
刈とのハ何方ともなく見あわせておわせしに、深身方に  
めしうけさせ給へは、真幸も御心やすく納給わんとやお  
ほしめされけん、彼横川を菱刈とのへ遣し給ふ、忝とよ  
ろこひて、やかて受取知行し給へ共、さすかしかくの  
御奉公も見ゑさりけり、去程に永禄十年丁卯十一月廿四  
日の明ほのに、馬越の城江押寄、三時か程にせめ落し給  
ひけり、されは彼菱刈ハ湯之尾・横川などへ社さしつな  
けはとて、人数こめ矢葉も入給へ、おもひかけなき馬越  
にはふしんかまへもなかりしに、はんや寺こへよりさか  
とにおろし打れさせ給ふ程に、いてこもりを先として五

百餘騎かかうへをはね、はや勝ときあげ給ふ、馬越一城落けれハ、湯之尾・横川・たいらの城・曾木・羽月・平出水・山野・青木・市山日のうちに社落にけり、され共大口一城相さゝへけり、事のゆらひを尋に、くまの相良殿今度菱刈に合力せてハ叶まし、續や身かたの軍兵と早ふれをそまわされけり、ちたひしりよなき方なれば、尤「本ノマ、」とりやうして、三郡の兵とも惣合其勢八千余騎はや大口へはせこもり、地下の落人を見、爰やかしこの山々よりもはせ皆大口立籠、地下たひ以上二万余騎の事なれば、城ハいよ／＼強く成てさうなう落へきやうもなき、去程に三年までそあいさゝへけり、去ながら永禄十二の五月六日、とかミ竹のふもとにて相良方のもの共百余騎薩摩方より打取らせ給ふ、されは大口ハよわりて音もせず、前の兩年ハ大口衆せうりのやうに見得給ひければ、終にはかくそほろひけり、相良方のしゆくらう談合して申されけるは、よしもなき人の弓矢によりきを、しむねとのもの共はめ給事、相良の家のめつきやくなり、今より後もなからへはいか程のものハはまるへき、殊ニ

彼嶋津とのと申ハ、忝も頼朝のこういん也、西國におひてハふけんと申高家と申かた／＼以むやくなり、其上いにしへ相良の先祖はくせうとはうせんを申時、嶋津殿御おんゆへ程なく八城知行して今にも如此、其いにしへをおもへハいかてかよしなき事にさのミ御敵者申へし、いさやふしを申さぬとおそくそおもひしられけり、其時大口を薩摩へあけ申へし、乍ま菱刈殿家をたいらの城立残したひ候へかし、相良か三年の大口番のしるしに面目とらせと申されけり、其時相良立たいし彼家をのこし給わんとて、相良方より如申を成にけり、其時大口に新納刑部大夫地頭給、やかて打入らせ給ひて其後武蔵守とならせ給ひけり、菱刈両院御知行なれば、渋谷五家もやかてかうさん申さるる、居城計給て其外は守護の御覚悟と也にけり、又其後打續下ツ、大隅「本ノマ、」江御陳めし給へは、牛根・あんらく・たる水其外下も大隅めしとらせ給ふなり、又其後迄も肝付伊東引つのもり、いまた御下知をも不承、去程に肝付も内に乱るゝ事有て、頓而押寄せ御知行有、されは伊東計の身の上と成にけり、しかも此家もはやしこ

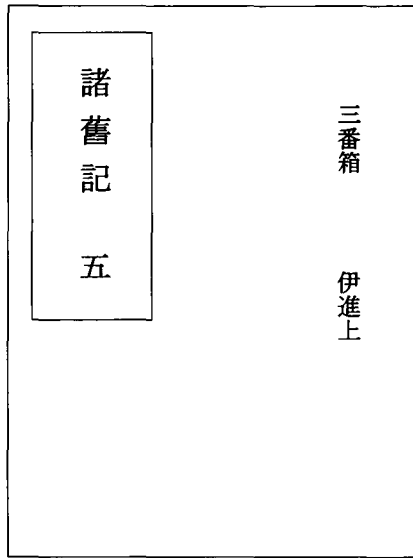
くや来りけん、當伊東殿ハ左京太夫よしますと申ける、岩崎の御稻荷へ一七日の参籠し給ふに、其願成就もなくしてそ、やかて宮にてかくれさせ給ひける、是又ふしきの御事也、されは彼御父さんミ入道とのハ萬惡之方につよき人にておわします、其故にや、内のもの御年比の人々あきはてぬものハさのミなかりけり、去程に元龜の五月四日に真幸・かくとうへ寄給ふ、折節飯野江者忠平様しかとおわしませは、掛合て御合戦有に、伊東新二郎・同かゝなどをはしめむねとのもの共五百余騎社射れにけり、されは日向内のものハはやわりはてゝそいたりけり、又其後に高橋江押寄篠陳付給へは、頓而かうさんして野尻をかきりに引込ぬ、ミつの山をも捨て行、目出かりける御事也、されは其時野尻の地頭福永丹波守と申ものなり、連々入道とのへうらみふかき事有て、内々薩摩方へ申合けり、殊にハ日向の内には野村たうをふかりけるに、福永との何れも親類なる故に、自然之事あらん時は一身同心とそ引あいける、去程に天正五年ひのとのうし十二月七日の夜半計に、薩摩番衆野尻江引入れぬと定

給ふ、彼高原の地頭上原長門守薩摩より定置給ふに、しかと申あわせける、其ごとく彼七日の夜は先三百余騎野尻へ打入れさせ給ふ、明る八日にハ太守様我とつゝかせ給ふ程に、十万余騎はや野尻江打入給ふ、されは七日の夜半ニハ薩摩衆忍ひと申せは、伊東番ハきしほきをとりて落給ふ、明る八日にハはやまさきの城も火を掛けて逃されける、されは福永かかわりと聞得ければ、兼而しめし引あいたる野村たう、彼福永か為にハあるいハおい、或ハいとこなにて何れも合点したる物なれハ、もの内より火色をそあけたりけり、去程にいかてかたまるへき、同十日にハ伊東入道も御孫も一門一家同心にて帆北(穂)より山傳して豊後のことくのかせ給ふ、其外ハ薩摩方江かうさん申て居るものも有、其ごとく一日二日の其内に日向一國もことゆへなくそ御知行今成にける、是ひとへにしゆんろの弓矢なるゆへ、かやうに薩摩ハさかへ給ふ也、

享保十四年酉ノ正月吉日

(此主カ)  
氏

(表紙)



諸舊記五

- 一 加治木大村市兵衛重頼覺書
- 一 蒲生湯田氏舊記
- 一 神戸五兵衛覺書

軍記

永祿元年 戊午

同二年

己未

諸旧記 五

87の1

同三年 庚申

同四年 辛酉

夏肝付河内守兼統入道省釣於隅州廻右馬頭忠将様御  
一戦之夏、

同五年 壬戌

同六年 癸亥

兵庫頭忠平様飯野江御移被成候、其後義弘と御名乗  
被成候事、廿八才之御時也、

同七年 甲子

同八年 乙丑

十月廿六日日州落城ス、 惟新公御手負給ふ事、

同九年 丙寅

十月十五日、義久公小林之城ニ被免向五万余騎也、  
花立口御陣也、

義弘公三万余キ大豆別府ロヨリ二ノ丸ニ御責入御一  
戦、雖然伊東見次勢来御開陣也、

同十年 丁卯

「イニ十一月廿三日之夜宵、船荷火ニテ道ニ迷ナク、中ノ馬越ニ着、御  
十一月廿四日ニ菱刈馬越ノ城ヲ責崩御取被成候事、

大將義久公御陣所諏訪ノ山、貴久公御陣所御とし候本ハ徳部カ岡、辻  
馬越城主并手籠駿河守

大藏左衛門・有馬軍弥左衛門・久留軍兵衛ハ城ノ屏實登リ、城主并

手籠駿河入道・同兵部少・同弥四郎掛合、則父子二人討死也』

『イニ十一月廿四日、菱刈兩院ノ者共馬越落城ヲキニ、本城・湯ノ尾・

曾木・一山・青木・山野・羽月・平泉ハツノ城ヲ捨、大口ニ寄ルト云

々、左候而求摩ノ加勢ヲ待由』

同十一年 戊辰

同十二年 己巳

『イニ一番之伏草ハ鳥神カ尾、大將中書家久、二番伏ハ稻荷山、大將  
五月六日、菱刈平和泉之戸神カ尾之一戦ニ相良衆ヲ

大野駿河・宮原筑前三千余キ也 大口・求廣衆敗軍ニテ追討ニ百三  
百余騎打取被成候而、菱刈・大口ヲ御知行候迄、其

十六首ヲ被取ト有、八月十八日、大口ノ城ヲ卷一戦候而、敵降參候  
後新納武州被召移候事、

故、菱刈方命ヲ助ラレ、九月 日大口ノ城内ニテ太平ノ吐氣被行ト也  
但菱刈鬻壽殿御旗下ニ被入、知行少々給候事、

元龜元年 庚午

同三年 壬申

五月四日、真幸喜崎原<sup>(木)</sup>ニテ伊東一戦仕候處ニ、兵

庫頭忠平様大將ニテ、伊東新次郎・同名加賀守を始

として一家一そく□百余騎被討取候事、

右伊東衆之頸塚小林之麓ニ有之、承應元壬辰迄八十

一年ニ成、

天正元年 癸酉

九月廿七日、伊地知重興・肝付省釣ノ兵ト向嶋瀬戸

村ノ向早崎野ニテ敵兵と取合、城江追込一戦有て、

城地頭伊知々美作守逃行、故ニ城ヲ御攻取候事、大

將中書家久也、

同二年 甲戌

正月三日、一先大將又五郎殿、後陣ハ歳久三千騎、

御本陣ハ十万余キ被出勢ヲ見テ、肝付方衆悉ク敗軍

ス、義久公御歌に

弓も牛根も折矢とそ引かへて甲ヲ種<sup>(マ)</sup>ハマカテアン

ラクと被遊、城内ニ被射送、城主安楽備前カウ参

スト也、

同三年 乙亥

同四年 丙子 承應元迄七十七ニ成、

四月、近衛前久様薩摩鹿兒嶋へ御下向被成候、御會

尺として、

御歌會

御連歌

御馬追

さなから月のミヤこ鳥かな

義久

御鷹野

御関狩

御花見

明まで戸ほそはさし月のミる(⑩か)

御濱遊

御川遊

瀬引

聲もさたかになく時鳥(⑩す)

貞知

御馬揃

御犬追物

御笠懸

もろともにおもひかわるや夕月夜

御老中ヨリ御成被申候、 福昌寺ヨリ御成被申候、

其阿

御下向之儀者、九州之大名衆より申下シ、弓箭セウ和談

之儀嶋津殿へ御吳見被成候而、可被下由被申候ニ付、

竹松丸

御下向被成候へとも、義久合点無御座候ニ付御帰京

人つてのそれたにあるを時鳥

玄佐

被成候事、

雲井の月の夜半の一聲

久隅

(本記事ハ「旧記雜錄後編」八四六号ト同一記事ナルベシ)

時鳥(⑩月に暗よの明る間へ)月待夜半のあくるまは

夢うつゝともハかれさりける(⑩り)

誰か世にきゝもつたへむ時鳥

歳久

四月 近衛前久公御下向ニて於鹿兒嶋御歌之會之有、

ミヤこの外の月になくねを

忘れめやこゑも雲井の郭公

梁楮(⑩新)

詠月前 郭公 和歌

月にかりなく秋ハありとも

人の見ぬ山路の月のほとゝぎす(⑩も)

忠長

心あらハ今宵ハわきて郭公

前久

夜よしや誰につけて鳴らん(⑩と)

曇なきこゑハミそらのほとゝぎす

見ぬ里の月ハいかにと郭公



夜半のね覚の空(⑩問はず)に聞かや

木のまよりもりくる月の一入に(⑩もれいする)

なく音をそふる山郭公

ミスもあらぬ雲まの月の影よりも

しのひねたとる山郭公(⑩ほととぎす歌)

明『タ』かるの月に過行郭公

なを一こゑをのこせ山のハシ

郭公有明の月のひと聲に

おもかけきゆる花も紅葉も

有明の月に聲きくほととぎす

すたれおろさてうち詠つゝ

村雨のことのしらへのこゑよりも

たゝ月になく山ほととぎす

折しもあれはしゐの月に一こゑハ『ヒトコ』

山のはつゝし郭公かな(⑩つらき)

(本記事ハ「旧記雑録後編一」八四四号トホボ同文ナリ)

前久御帰京ニ付進上物

季久

一茶入一ツ

一琉球菴

重慶

一ちんかう

一紅葉

一白糸

珠長

一五色糸

一すわう

一とうす

栄刻(⑩)

一上布

一真綿

忠元

以上

(本記事ハ「旧記雑録後編一」八四五号ト同一記事ナルベシ)

景親

同年八月十九日、日向之内高原城伊東より覚悟にて候しを、大隅・薩摩・日向半國之諸軍催被請取候事、

久秀

義久様御代也、高原江上原長門守地頭として衆中三百五十人被召移候、

重兼

同五年 丁丑

重兼

『異書』十二月七日之夜より人数日州野尻へ被遣、明る八日之未明ニ十二月八日ニ日向之内野尻城地頭福永丹波守、伊東兵庫頭様城ヲ御請取被成候間、伊東方之番衆皆々落行候也、八日九

重兼

へ野心ヲ被仕、嶋津殿へ御身方被成被申、野尻之城日ニハ大隅・薩摩より人数十余万キ催、義久様日向へ打入被成候

重兼

へ、兵庫頭殿ヲ被申請候条、伊東三位入道ハ豊後之間、則伊東三位入道殿ハ大友殿を頼、豊後之様ニ山傳へして被落行

重兼

大友義鎮ヲ頼候而被落行候、日向一國嶋津殿御知行候、但城主福永丹波守、三位殿へ恨之儀候而薩摩へ身方被申ニ付、

重兼

被遣候、三位入道より野尻之城へ被仰付候番大将日別御知行之旨

重兼

伊東伴九郎殿・福永左近將監殿雜兵式百人也、

重兼

同六年 戊寅

「イニ日州高城へ大友義鎮より豊後・豊前・筑後・筑前大勢催、数十大友殿より被仰候ハ、今一度伊東殿ヲ日向へ入可申之陳被付候処ニ、中務大輔家久高城へ籠城候、其時分之地頭山田越由候て、十一月豊後・豊前・筑後・筑前四ヶ国之諸前守也、然処、義久様・忠平・歳久・幸久・忠長・義虎・柘山兵部勢八万有餘、義久様四番目之御舍弟中務太夫殿高城太輔・北郷讚岐守・佐多伯耆守・喜入式部太輔・吉利下総守・肝付へ御籠城被遣候、其時之地頭山田新助殿也、三州太禪正忠・菱刈伴右衛門・新納江州・入来院彈正忠・敷根藤左衛門此守、義久様、御舍弟兵庫頭殿、三男左衛門尉督殿、外諸地頭百余人都合軍兵拾老万三千、大友之陳へ打てかゝる、大友其外御一門衆右馬頭殿、出水ノ薩乃義虎、豊後守衆相かゝりたゝかひ候へ共、中半崩候ニ付、川原ニ候古池へ皆々切殿、大野殿、吉利下総守殿、喜入殿、柘山兵部太輔(兼カ)うつむ、前ニ被仰聞御夢想少も不違、打敵ハ立田の川のもミチ、殿、北郷讚岐守殿、新納江州、佐多殿、圖書殿、合古池の水敵うかひ候て、紅葉の様ニなかれ行候、御兄弟衆御一門衆拾三人、外ニ一所衆入来院殿、根義久様神慮御叶被成たるよし後にしれし事、占七郎殿、(マ)瓦頭左馬助殿、肝付三郎殿、同名彈正忠殿、菱刈伴右衛門殿、種子嶋左近將監殿、伊地知縫殿助殿合八人、三ヶ国之諸地頭七十五人、又内之地頭衆五十七人、此外諸軍兵惣合八萬弍千有餘、旗先ヲ揃、我もく〜と大友之陳へ十一月十二日ニあひかゝられ、被切崩、豊後之境あつさ山迄追打、切捨之者数不知、左候て太平之御吐氣御座候事、

但高城之衆利運ニて美々川迄七リ之間、六万有餘被打取候事、

豊前衆、筑後・筑前衆、秋月殿、星野殿、赤星殿事ハ大友殿之旗下ニて加勢被仕候而、日向高城へ被召立候、被及一戦候處ニ、秋月殿、赤星殿、星野殿事ハ前かと被申入ニ付、御取分命ヲたすけ、本國へ送届被遣候事、

同七年 己卯

日向壱ヶ國無事ニ御おさめ被成候而、日州之おさへとして佐土原之城へ御舍弟中務太輔家久様御移被成候、其外諸外城へ地頭衆中被召移候事、相良殿之内寶川内ノ椿・久木野への城責崩、御知行被成候て、新納武蔵守大将ニての事也、(天正八年乙)十月十五日肥州矢崎之城責崩、御知行被成候事、肥後国御出陣之記別冊ニ有、

同八年 庚辰

肥後表宇都殿・城殿御旗下ニ參申、御身方可仕由被申入ニ付、先々鎌田尾張入道(寛)くわんせい(酒)被遣候而、

万事の口から被仰定、城殿之城隈元江番衆三百人舟手より被遣候、就夫舟てハ六ヶ敷候間、相良殿へ使を以芦北七浦之陸地をとをし被成度由被仰候處、相良殿返事ニハ和談之由承候、一段忝奉存候、道之口をとをし可申事曾以罷成ましく候と被申ニ付、八月十九日ニ大隅・薩摩・日向三ヶ國之諸軍兵を催、相良との格護之内水俣城江陣を被付、あひのかきを結、相良殿内之深水たう・犬童たう・養田たう・東たう雜兵七百有餘籠城仕候、然處ニ相良義日(總)より被申入候てかうさんに罷成、城ヲさり渡し下城被仕、城中之者命をたすけられ候て芦北郡之内水俣城・つなきの城・佐敷之城・湯ノ浦之城・九田見之城・日名子ノ城・かう田城合城数七ツ嶋津殿へ被去渡、其上相良殿子息兄弟人質として鹿兒嶋江被召置候事、  
『イニ水俣之城すわの口ニて追込之合戦ニ手負申候者ノ陳屋へ 義久子息兄弟元服ニて舎弟ハ四郎次郎と申也、御家ノ忠様御腰ヲ被掛、手負を被成御覽候、諸軍泪ヲなかし添由申候、左候と言字を被申請忠房と云也、此兄弟ハ向之嶋へ被召而手醫師多被仰付御意之条ニ有之』  
置候、

水俣責之時、義久公御方御供之衆二萬五千ト也、

其後相良殿より被申入候者、御旗下ニ參申候条、其證跡として三舟之宗雲江一戦可仕由被申入候て、求廣・八代之諸軍兵ヲ催、三舟城隈之正之城のふもと諸在郷迄追拂一戦被仕候処ニ、相良義日ハ堅志田のひゞきの原と云所へ人数式百余ニて衆たまりして被寄候処ニ、宗雲ノ二男相模守親乘尾かけより忍奇、義日ヲ被打取也、相良義日被罷居候衆たまりに敵懸入相良殿打取申候間、八代中ハ事外足りき申候由、八代のおとな中より新納武藏守殿迄申來候、則時を不移大口衆・羽月衆・曾木衆・馬越衆・平出水衆・本城衆・山野衆・市山衆・湯ノ尾衆合九ヶ所之地頭衆中、則時を不移八代へ打入、城を請取御番被成候、夫より三ヶ國之人数茂つゞき候て、八代両城・樋脇之城・関ノ城・谷山城・高塚城御知行被成候事、  
宇都殿・城殿事ハ前かとより被申入御身方ニ被參候間、無吳儀候事、  
〔天正九年カ〕  
十二月三日、甲佐・堅志田の一戦御座候事、  
求摩・八代之古老養田信濃守・東宗芳・犬童美作

守・東美濃守・同苗作右衛門尉・養田平馬允・同苗  
左衛門・奥野越前守右より被申上者、八代事ハ宇  
都殿本領ニテ候間、心をかけられ候、又宗雲も心を  
かけ申候間、早々番衆可被下由被申入ニ付、則番衆  
を被遣候、其後八代衆中皆同を以被申上候ハ、八代

兩城・関之城・谷山之城・高塚之城・樋脇之城薩摩  
より直之外城ニ可被仰付事奉願由被申上候へ共、義  
日戦死之跡ニ而候間、子息忠房覚悟たるへきよし被  
仰付候、又かさねて被申上候ハ、方々よりのそミを  
かけ申候地ニ而候間、直ニ御覚悟候而尤可然由被申  
入ニ付、八代地頭 義弘様へ給り被成候へ共、御佐  
候条、平田美濃守へ被仰付候、美濃守佐被申候ニ付、  
其後伊集院右衛門太夫ニ被仰付、天正十五年まで地  
頭被仕候、八代衆中前々の知行居屋敷其俣被仰候て  
忝由被申上候事、

但様子有之御意之条々有、

同九年 辛巳  
(天正十三年カ)  
同十年 壬午

三舟宗雲ヨリ花山の城責落候事、  
ちゝハの城責崩被成候事、

八月十一日、同十三日、隈之城口ニテ敵二百騎被討  
取、其時甲佐・堅志田被切崩、同十五日、三舟木山  
シモル下城候事、

(天正十年カ)  
同十一年 癸未

肥州日平ノ城責崩被成候事、

同十二年 甲申

三舟宗雲没落ス、

(天正十二年カ)  
同十三年 乙酉

肥前之龍造寺と一戦ニテ、嶋原と申所へ嶋津中務太  
輔殿父子・同名圖書殿御大将として、御老中諸地頭  
御渡海ニテ陳ヲ取、未普請然と不相調候処ニ、龍造  
寺隆信大将ニテ、肥前國中其外近國之加勢衆都合六  
万ト申候、シテヒ身方軍衆先々三ヶ國より少々渡海衆三千  
有餘御座候処ニ、三月廿四日ニ薩摩陳ヲくつさんと  
て敵猛勢押寄候得共、身方諸軍少もさはかず、敵を  
近づけ其俣相懸リニ懸、其合戦火花ヲちらし候處、

横入れニ敵足を乱し崩しりそき申候、其より追打ち捨ての者数不知候、然処敵と身方之わかちも無之乱軍ニテ、龍造寺殿戰場をのきかねて被居候處ニ、敵之中より名乗りけるは、これに龍造寺有と若武者一人すゞミ出て名乗り聲を聞付、川上左京亮敵敵之中江わつてかけ入、龍造寺隆信を被討取名譽之事ニ候夏、義久様も肥州芝<sup>(音)</sup>北之郡佐敷之城ニ被成御光越、嶋原之御陳往通<sup>(音)</sup>何かと毎日之御使御座候、然者敵猛勢相働候処、中務太輔殿父子・圖書頭殿被及一戦、大敵ヲ切崩龍造寺ヲ被打取、戰場より則佐敷へ打頸ヲ持参ニテ御覽し被成、三日頸ノ臺ニのせ諸軍兵江見せ知しめ候事、

同又七郎忠豊年十四歳子息御同心ニ而高名也、

薩摩軍士 千五百

有馬氏軍士 千五百

同年九月忠平公御大将ニテ吉松ト云所ニ陣取、山鹿ノ城主宇都江一戦御座候、宇都も降参ニテ旗下ニ被入候間、夫より三池尖へ一戦御座候、高瀬之町ニ陣

取、諸在郷ヲ破リ尖之柵置を取破リ追崩被成、ハゲシキ合戦有之事、降参ニテ御旗下ニ被入候夏、

同十四年 丙戌

筑紫上野守殿御旗下ニ不被参候間、三ヶ國諸勢を催、

都合十一萬五千ニ而打テ向、先手ニハ圖書頭殿御大

將として、伊集院右衛門太夫其外諸地頭衆中并宇都

殿、城殿、秋月殿、求尸衆、八代衆、肥後・筑後・

筑前・豊前・肥前衆御旗下ニ被参候間、其勢十萬餘

と申候、薩摩・大隅・日向衆かうらさんを陣として、

七月七日ニ筑紫之城江人数少々打まゝり被遣候処、

筑紫か城より敵出合鉄炮取合仕候処ニ、身方衆相

つゞき敵ヲ追こミ其低付入れニ鷹取城・若山城・勝

尾城切崩、筑紫上野守かうさん被仕、下城ニテ上野

守の娘十三ニ成候ヲ質として御旗下ニ被入候事、豊

後大友殿旗下ニテ高橋紹雲ハ岩屋と申城ニ被居候、

戊ノ七月九日ニ先手ノ御大将として圖書頭殿・伊集

院右衛門太夫殿、薩隅日三ヶ國・肥後・筑後・筑

前・豊前・肥前合八ヶ國之諸勢ニテ岩屋之城七月廿

七日ニ詰崩、敵者人も不残被切捨、城主紹雲打頸者  
ツたひひのせ、八ヶ國之諸軍兵ニ見せ知らしめ候矣、  
但紹雲ノ首卷ツニテ軍許有切合、

寶萬と云城ニ紹雲ノ次男被罷居候、同廿七日之夜橋  
ノ城ニにけ入候事、但橋左近將監殿舎弟也、

岩屋之城責崩、寶萬城両城御取ニ而秋月殿へ被給候  
事、

義久様茂肥後之内八代迄御出馬被成、御兄弟衆・御  
一門衆・諸地頭・諸軍勢相掛揃太平之御吐氣御座候

事、又太平之御祝言として八代於正法寺ニ御能九番  
御坐候、八ヶ國之諸大名皆々參上ニテ出仕被申、御

祝言之馬・太刀進上候事、  
同年肥後・筑後・筑前・豊前・肥前五ヶ國之大名小

名御旗下ニ被参候衆、相良殿、大村殿、城殿、有馬  
殿、宇都殿、五嶋殿、星野殿、志岐殿、赤星殿、か

ふつら殿、草野殿、かたかせ殿、はひ塚殿、かなつ  
き殿、天草殿、長野殿、大津山殿、木井殿、木山

殿、秋月殿、原田殿、阿蘇殿、隈邊殿、合志殿、宇

藤殿、兼地殿、森山殿、三池殿、やな川殿、尖殿、  
松浦殿、龍造寺正家(致)、筑紫上野黃門(廣カ)、高橋殿以上三  
十四人、皆々馬・太刀進上ニテ太平之御能九番有之  
候、

『イニ三州肥後表五ヶ國之加勢衆合三萬七千餘人と云、あつさ口より  
戊十月二日ニ八ヶ國之諸勢を催候て豊後入被成候、  
ハ御一門衆并諸地頭衆中合老万五千余也、

南郡口よりハ兵庫頭殿・右馬頭殿御大将として八万  
太守義久公日向之三しやう塩見ノ城迄御發足被成、其後表之御左右  
五千之賦候、日向あつさ口ヨリハ中務大輔殿・左衛  
門督殿・北郷殿・出水之薩州其外御一門衆、諸地頭  
ヲ被聞召候事、但塩見之城ニテ御越年也、  
都合五万式千余人云々』

衆中、諸軍合テ拾萬有餘之御賦也、左候而豊後國中  
不残御知行被遣候事、

但今年ヨリ九州之太守と申奉ル、

大友義鎮 太閤様へ被申入候て京勢を催、千石權兵  
衛尉殿大将として人数六萬餘豊後へ被指下被及一

戦、然處ニ八ヶ國之人数擲貫たゝかひ京勢を切崩被  
追拂候事、同十二月十三日之事也、

同十五年 丁亥

大閤様西國へ御出馬之由、亥三月之初之比其聞得有、  
然者肥後・肥前・筑後・筑前・豊後・豊前之大名小

名衆先手として都合十六萬有餘と申候、西目肥後口より打テ入由相聞へ候、然處ニ 大閣様亥四月廿八日ニ川内大平寺へ御着被成御陳所有り、先手之京勢限之城・平佐城ニ打テ向ふ、誠の軍兵野も山もミチノくたり、不及是非躰也、然処ニ猛勢平佐之城へ押寄打テかゝり、城主桂太郎兵衛殿被成一戦、ふせきたゝかひ火花ちらし、京勢を切崩被追拂名譽之儀候事、豊後口・日向口よりハ 大閣様ノ御舎弟羽柴美濃守殿、備前中納言殿、毛利中納言殿輝元、長曾我部侍従、吉川・早川其外四國中國之大名小名都合拾貳萬餘と申候、日州高城・財邊之城へ押寄、高城へ陣をつけ相之垣を結候て、夜つめ日つめ中ノ申計『或書ニ廿一日ト也』も無之候事、然者大隅・薩摩・日向三ヶ國之諸勢を以せしやう坊被居候めしる陳を切崩さんとしてつめたゝかひ候へ共、京衆諸陳より加勢有之ニ付引しりそきとて、伊集院右衛門太夫・平田太郎左衛門人質として羽柴美濃守殿へ被參候間、高城も下城ニ罷成、義久様も日州都於郡を亥五月二日ニ御引被成、

鹿兒嶋へ御帰宅候而御入道被成、巳刻 大閣様へ御出、又追付御しちとして御姫様大平寺之御陳所へ御遣被成御上洛被遣候、

或書曰、天正十五丁亥四月十七日、日州根白坂ノ京陳ヲ御攻候処ニ御軍不利、都於郡ニ御引陣、于時高野山木食(眞)空山上人・一色駿河守嘸ニテ和談ニナリ、義久公ヨリ以人質シテ伊集院忠棟・平田増宗二人也、飯野ニ御飯入、其後 義弘公五月十九日秀長ノ野尻ノ陳ニテ御參會之時、又人質ト被仰候故、赤塚三右衛門・佐谷田覚右衛門二人を桑山修理亮方へ被遣、御參會首尾好相濟候夏、

義久様も六月十五日御打立御上洛被成候、  
『イニ大閣様ハ霧田ハ三日御滞留被成候、菱刈・曾木ニ五日滞留被成、兵庫頭殿・又市郎殿御事ハ祁答院霧田之城にて 大門口江御座候而佐敷へ御越被成候、左候而筑前之ほかたより御出船閣様へ御出被成、殊之外御仕合能候事、左候而久保候事、義久様も六月十五日御立被成、ハカタニテ 大閣様へ追付直ニ上洛之由候而御上洛候事、  
被成候、御新仁様ハ六月より 大閣様御同道候而御上洛被成候、御朱印御給之由候、亥五月吉日 但御先ニ御上洛也』

薩摩老國給分 龍伯様

大隅老國給分 兵庫頭様

日向半國給分 又市郎様

右二ヶ國半御給被成、又市郎殿御上洛候事、此外ニ

も京方へ知行壱万石御給候事、野瀬かやの

豊後引陳亥三月十一日ヨリ野かミを打立、其夜

たけミヤニ着キ、十二日たけミヤ打立、府内ニ

引被成候、十五日之夜府内引陳、義弘公・家

久・幸久・又六郎・忠親此外無事ニ引陳也、伊

集院美・平田新・白坂周三人戦死也、左候而皆

と大隅・薩摩へ引取候、此時 義弘様ヨリ森岡

久介・中野助八江御重代の御腰物二ツ御持せ候

へハ、酒酔にて打捨申候、酒ハ能物之悪物ニ而

候、

同十六年 戊子

義弘様五月廿六日御打立、御上洛被成候、

同十七年 己丑

同十八年 庚寅

北條殿御旗下ニ不入ニ付、大閣様御出馬之由候而、

小田原御陳へ御供御當りにて、又市郎殿正月十一

日飯野を御打立、上下三百人被召列日州湊口ヨリ御

出船ニ而御立候、

大閣様御意ヲ以久保様御事ハ石田治部少輔陳へ可有

御坐由候間、大閣様之御前仕合一段能候事、

御供衆有川雅楽助・同弥九郎・白坂周防守以上

人数三百人之賦にて御立被成候、伊集院右衛門

太夫此外御小童衆・御道具衆・御馬取衆多有之、

鹿兒嶋より之御賦也、

惟新様飯野より栗野江被成御移候事、

同十九年 辛卯

細川幽齋老下向ニ而三ヶ國寺社家知行寄破勸落と御

座候間、とりはなし御蔵入并御支配被成候矣、

文祿元年 壬辰

春高麗入在之、

但三ヶ國ニ人数一萬之御賦也、尤 惟新様 又市

郎様栗野より御渡海被成候事、

同二年 癸巳

同三年 甲午



十月ヨリ大隅・薩摩・日向半國之御檢地御座候、薩

同三年 戊戌

麻一國之竿頭黒川殿、大隅一國之竿頭中小路傳五殿、日向半國之竿頭大橋殿、一手ニ筆者・勘者六十人ツ、之賦也、又御國元より筆者・勘者一手ニ六十人ツ、被仰付也、地下ヨリ案内者、其外ニ御國より御給地奉行三人被仰付也、

同四年 乙未

大閤様御下知ニテ三ヶ國之くりかへ御座候、移り替り被仰付也、義弘様栗野より帖佐へ御移り、北郷殿ハ祁答院宮之城江移、幸侃ハ庄内ニ移候而八万石知行被給候、右馬頭幸久ハ種子嶋へ御移被成候、左候而御國中御支配御座候而、五斗出物之返地として米倉石ヲ高倉石ツ、にして知行被下候間、御分國諸給人迷惑ニ候而事、龍伯様鹿兒嶋より濱市とひのくまニ御移被成候事、

慶長元年 丙申

高麗へ 惟新様・又八郎様帖佐より御渡海候也、  
同二年 丁酉

十一月十一日、伏見ニ而松平家康ヨリ 龍伯様へ御

礼可被成由、近衛様被仰之由ニ候、先々 龍伯様

より御礼可被成由候而、同廿日、龍伯様 家康公

江御礼御座候、御進物上々ノ巻物五十端・御太刀一

腰御持せ候、又幸侃被罷出候、進物ニハ伽羅壱斤持

參也、右十一月廿日之午時より夜之九ツ時迄ニ 御

帰宅候夏、其後 家康様 龍伯様之屋形へ御礼とし

て御出被成候、朝之五ツ時より夜之四ツ時迄御帰

宅被成候、しやうきヲ御さし為被成由申傳候夏、

高麗引陣也、

同四年 己亥

伊集院源次郎殿一戰被任、六月廿三日山田之城ヲ責

崩被打果候事、

同五年 庚子

七月十九日ニ伏見之城へ矢合御座候間、一戰被成候

事、伏見之城へ 義弘様御籠被成へき由、川上久右

衛門殿ヲ以度々被仰候へ共、鳥井彦右衛門殿無合点

ニ付一戦ニ罷成候事、

此由押川郷兵衛精被申候書付置申候、

八月朔日、伏見之城落城之事、

八月十五日ニ伏見を御打立候而関東へ下り被成一戦

御座候事、

九月十五日ニ関ヶ原御弓箭破候て御引陣ニ罷成、十

月七日帖佐江御着被成候事、

但日向表稻津一起(衆)ニ付、佐土原へ三日御滞留被

成、日向表無事ニ被仰付候事、

同六年 辛丑

源次郎殿知行八万石被召上、御國中之諸侍ニ御加増

知行被下候事、

義弘様四月向嶋藤野へ御ひんそくの由候而五月末迄

御滞留御坐候事、其時分山口勘兵衛殿御使として和

久甚兵衛殿下り被成候而、天下の様子も仕合能候而、

甚兵衛殿江茂御座之御寄合へ有之候事、

同七年 壬寅

同八年 癸卯

同九年 甲辰

同十年 乙巳

同十一年 丙午

惟新公帖佐より平松江御移被成候事、

同十二年 丁未

同十三年 戊申

惟新様平松より加治木へ御移被成候、十一月吉日也、

同十四年 己酉

同十五年 庚戌

琉球入、

同十六年 辛亥

正月廿一日、龍伯公御逝去、御年七十九

同十七年 壬子

同十八年 癸丑

同十九年 甲寅

右加治木住大村市兵衛重頼古戦書付を以書之、

西十一月廿五日

眞清

88の1

三州太守修理大夫義久様御代諸外城地頭衆

兵庫頭様 御給分

87の2

真幸内

飯野之城御居城

役人

有川雅樂之助殿

同 吉田之城

白坂美濃守殿

同 加久藤之城 『白坂之子孫于今加治木ニ有之由候、しやうとふノ方也』

馬関田之城

御使衆

小林之城

役人

栗野之城

同

馬越之城

伊東右衛門助殿

吉松之城

地頭代二人

須木之城

山口大藏殿

合城数九ツ、此外諸村之御知行有之、

左衛門督様歳久、義弘公御舍弟御給分

同 祇答院之内

同 宮之城御居城

同 鶴田之城

同 中つ河村

同 かつし村

同 時吉村

合城数式ツ 合村数九ツ

同 久留木村

同 柏木村

同 求名村

同 とらい村

同 伊集院弥六左衛門殿

同 阿多大炊助殿

同 役人 『イニ掃部介』

同 高尾野之城

同 阿久根之城

同 水引之城

同 野田之城

同 出水之城

同 居城

同 野田之城

同 古桓殿大炊介

同 市来殿肥前守

同 長嶋之城

同 高城之城

同 山野之城

政久ノ御子 初幸久 征久 以久 典殿忠将ノ御嫡男

御給分

清水之城

同 川上仲兵衛殿

新城

同 町田周防守殿

上井之城

福山之城

合城数四ツ、此外諸村有之、

出水之 薩州様

御名乘義虎、かミ様へ 義久公第一ノ御子也、御ひらと申候、

御給分

野田之城

出水之城

居城

野田之城

野田之城

高尾野之城

阿久根之城

水引之城

野田之城

出水之城

居城

野田之城

高尾野之城

阿久根之城

水引之城

野田之城

出水之城

居城

野田之城

高尾野之城

阿久根之城

水引之城

野田之城

出水之城

居城

敷根之城 春華村

肝付彈正忠殿 給分

肝付備前守

加治木之城 高井村 日木村 竹子村

溝邊之城 肝付淡路守 小山田村 崎森村

踊之城 有川村 加例川村

日當山之城 西別府村 木田村

三代堂之城 反土村

北郷讀岐守殿 忠虎、一雲齋ノ子、長千代丸ノ父 給分

庄内 都之城 居城北郷喜左衛門 小杉丹後守

高城北郷又次郎 山田之城北郷右衛門兵衛

財部之城北郷掃部介 梶山之城北郷三河守

志和知之城北郷藏人 梅北之城志和知刑部少

安永之城北郷雅樂介 勝岡之城志和知大炊介

末吉之城北郷久左衛門 野々美谷之城 志和知出羽守

合城数拾杓、此外諸村過分ニ八十二有之、

種子嶋殿 給分久時之事也、

城式ッ

入来院彈正忠殿 給分

清敷之城 市比村

久重之城 浦之名村

藏野之城 添田村 中江村

娃穎左馬之助殿 給分

娃穎之城 指宿之城津曲掃部介

此外諸村廿杓有之、

佐多伯耆守殿 給分

佐多之城 知覽

此外諸村八ツ有之、

根占殿 「イニ七郎」 給分

國見之城 ねしめ之城

此外諸村十八有之、

菱刈伴右衛門殿 給分

本城之しろ 一ツ平ノ城ト云、

圖書頭殿忠長 給分

鹿兒嶋之城 串良之城

此外諸村御知行有之、

大野駿河守殿 給分



川内ノ内	平佐之城	桂太郎兵衛殿
同	隈之城之城	新納越後守殿
	越後事スモト殿腹切ラレ之時、	スモト殿より腹之場にて
	切ころざれ候事、	
川内ノ内	百次之城	佐多宮内少輔殿
同	山田之城	御使衆
川内ノ内	串木野之城	宮原左近将監殿
同	高江之城	野村市右衛門尉殿
同	宮里之城	本田西市正殿
肝付ノ内	高山之城	御老中
同	鹿屋之城	伊集院右衛門太夫殿
同	大崎之城	同人
同	志布志之城	新納右衛門之佐殿
同	串良之城	鎌田刑部左衛門殿
同	相良之城	御使衆
同	ふつ原之城	伊地知伯耆守殿
同	松山之城	伊十院三河守殿
肝付ノ内	市成之城	市来小四郎殿

88の3

同	恒吉之城	河田駿河守殿
同	垂水之城	鎌田尾張守殿
同	牛根之城	國重
大隅ノ内	曾於郡之城	衆中七百人
菱刈ノ内	本城之城	税所新助殿
同	馬越之城	「後越前入道休心ト云」
	台外城数四十六	菱刈伴右衛門尉殿
	日向一國諸地頭衆	伊東右衛門佐殿
	日州のおさへとして御移被成候事、	
	中務太輔様	
	家久と申候	義弘公末ノ御舎弟、歳久ノ弟也、
	御給分	
	佐土原之城	御居城
	三納之城	一ツ
	此外諸村数廿ヶ所餘有之、	
	日州内之御重城、但昔ハ伊東修理太夫殿御座所也、	
	都於郡之城	鎌田出雲守殿
	日州のおさへとして被召置候、	
	とん田之城	新納江州老
	ほき田之城	豊後入ニテ戦死也、
		平田新左衛門尉殿

高城之しろ

越前入道利安之事也、豊後陣ニ籠城、其後、大閣様御下向ニ付籠城、兩度之御奉公之事、

山田新介殿

財邊之城

鎌田筑前守殿

宮崎之城

上井伊勢守殿

しわす崎之城

同人

イニ野  
田野之城

義弘様へ御殿申候而戦死也、大寺大炊助殿

飯肥之城

上原長門守殿

さか谷之城

なら原狩野介殿

くしまの城

伊集院下野守殿

清嶽之城

豊後入ノ時戦死、伊集院美作守殿

曾井之城

衆中七百人也、御使衆 比志嶋式部少輔殿

穆佐之城

樺山兵部太輔殿

蔵岡之城

吉次ト云人也、日向伊東衆、忠節人也、吉利山城守殿

内山之城

野村備中守殿

あやの城

新納縫殿介殿

八代之城

相良新介殿

木脇之城

平田狩野介殿

紙屋之城

米良駿河守殿

野尻之城

市采美作守殿

塩見之城

豊後口おさへとして地頭也、吉利下総守殿

肥知屋之城

井尻伊賀守殿

門河之城

伊地知丹後守殿

平野之城

米良右京亮殿

合外城数廿七

内式ツ又内也、廿五直ノ外城也、

日向壹國御取被成、大隅・薩摩三ヶ國之移替御座候

而、諸侍之御配當天正七年より同八年之三月迄ニ相

濟也、

大隅

薩摩

日向

諸外城数百三十式

直之御城

七十五

又内之城

五十七

三ヶ國御守護之御代之事也、

天正六年之比 義久様御代ノ御老中

川上左近将監殿久明

伊集院右衛門太夫殿忠棟

長壽院盛淳

圖書頭忠長

平田美濃守殿盛宗

村田越前守殿經定

本田下野守殿三清

喜入撰津守殿季久

88の5

右加治木衆大村市兵衛重頼之舊記を以写、

上井伊勢守殿

町田出羽守殿久倍

西十一月廿六日

真清

合八人御老中

同比 御使衆

89

写

新納右衛門佐殿

鎌田刑部左衛門殿

諸外城武邊功者之衆被召寄、

度々御談合被遊候衆、

伊地知伯耆守殿

本田因幡守殿

日州 柏原周防守殿

日州 前田豊前守殿

穰所新助殿

比志嶋宮内少輔殿

同 敷根越中守殿

清竹 大井七右衛門尉殿

吉田美作守殿

伊地知備前守殿

高山 弟子丸右京殿

高山 蒲地兵部少輔殿

合八人御使衆也、

同 松浦筑前守殿

同(否) 不笠刑部少輔殿

天正十七年之比 御老中

本田下野入道殿三清

飯野 小野出雲守殿

都於郡 大窪源太左衛門殿

町田出羽守殿久倍

伊集院右衛門太夫殿忠棟

三城 村尾右衛門兵衛殿

志ふし 有馬右衛門兵衛殿

平田美濃守殿藏宗

伊集院右衛門太夫殿忠棟

小林 久留木掃部助殿

おひ 野村大炊兵衛殿

天正廿年之比ヨリ 御老中

鎌田出雲守政近

日州 高城主馬允殿

同 栗野 曲田伯耆守殿

比志嶋紀伊守國貞

鎌田出雲守政近

くり野 中村内蔵之助殿

同 外山勘解由左衛門殿

伊集院下野入道抱節

町田出羽守久倍

萬膳仲兵衛殿

同 築瀬兵部少輔殿



同	福崎新兵衛殿	飯野	遠矢下総守殿
くり野	赤塚源太左衛門殿	飯野	黒木播厂守殿
同	山口大蔵殿	日州	伊尻常陸守殿
三城	逆瀬川豊前守殿	大口	蘭牟田勘解由左衛門殿
大口	坂之上南右衛門殿	川内	市来下総守殿
おひ	浅野權之助殿	曾於郡	徳持舍人佐殿
曾於郡	木野田三河守殿	吉田	野村狩野介殿
吉田	二階堂内匠殿	同	村岡城之介殿
かもふ	脇本權之介殿	かもふ	湯田掃部兵衛殿
同	久木田新左衛門殿	同	大村治部左衛門殿
同	久木崎主水殿	同	大山外記殿
同	重田六郎左衛門殿	帖佐	梶原右衛門兵衛殿
山田	酒勾式部少輔殿	小林	村田式部少輔殿
三城	赤崎平馬允殿	日笏	四位殿
日笏	東郷淡路守殿	飯野	池田六左衛門殿
飯野	恒吉金藤殿	志ふし	土持大膳之正殿

天正八年ヨリ同十五年迄、度々軍談合被召寄候人数五拾四人、

右、蒲生之衆湯田霧右衛門殿以旧記写之、

(本文書ハ「旧記雜學後編二」一一六五号文書ト同一文書ナルベシ)

90 神戸五兵衛殿咄之由、野村勘兵衛殿咄写、

一慶長五年子九月十四日晚、大垣之城江石田治部少輔其外西國方諸軍勢楯籠、權現様御上洛欲相支、依之

惟新様御人数ヲ召列大垣へ被成御座候、御供之面々左ニ詳略之、

一同日夜入時分告来り候者、大垣城へハ関東勢之内より押勢を被召置、權現様ハ直ニ京都の如ク被遊御上候之由相聞候、依之大垣之城江者勢ヲ残シ置、石田治部少輔を始 惟新様其外西國之軍勢夜中ニ大垣ヲ打立、南宮山下ヲ通、関ヶ原へ被遊御出張候、此夜ハ終夜大雨ニ而軍勢之鎧濡通り不申者無之、剩手足も凍難叶候ニ付、夜明候而火ヲ燒身をあたゝめ候事、

一翌十五日巳ノ刻計、朝霧の絶間より昇と思敷物見得候之由申候ニ付、各見候処、如案関東之大勢数万騎相見得申、此勢次第ニ責近付、 惟新様御備より東之方備

前中納言殿備ニ押懸合戦有之候處、備前中納言殿備相  
 敗、敗軍之士卒此方御備之方江可崩掛と相見得候、依  
 之 惟新様被遊御意候ハ、敗軍之勢此方備ニ崩掛候  
 ハ、味方之勢たりと言とも可打捨由被遊御意候ニ付、  
 各折敷甲ヲ傾、鐘を膝に引のせ罷居候故、此陳と池と  
 の間落行申候、然而右之関東勢此方之陳ヘ可相懸と相  
 見得候處、無左大谷刑部殿ヘ聲を発して押懸、刑部殿  
 勢ヲ老町計突さけ申候処ニ、又大谷勢関東勢を老町跡  
 ヘ突戻シ、互ニ二三度揉合候折節、大谷殿陳備後之岡  
 へ備被為言候筑前中納言殿帰忠ニ而、岡より真下□ニ  
 責おろし、大谷殿勢を不殘被討捕候、然処ニ関東之騎  
 馬武者大道ニ追來を 惟新様被遊御覽、大野正三郎被  
 武者可仕由被仰付、四匁玉之御持筒ニ而猪の毛やすり  
 のすりたるヲ下給、則右之御鉄炮致頂戴、御備之前ニ  
 進ミ出、右之武者二三騎射落申候、此時伊井掃部殿も  
 正三郎鉄炮ニ御當り可被成候半与申被申候、其砌東北よ  
 り大勢押懸候、 惟新様被遊御意候ハ、東之敵何れか  
 大勢ニ而御座候通申上、其時被遊御意候ハ、薩州勢五

千召列候ハ、今日之合戦ニハ勝物をと及両三度被遊御  
 意候、則東之大勢ニ向て御切懸り被遊候、其御備左こ  
 とく、



此備ニ障候物を切臥、真中ヲ御通被遊候、此時中務  
 殿・押川郷兵衛・川内源兵衛其外強敵之中江深ク切入  
 候衆者大勢へ被押隔御供被仕後候、此已前於佐方大合  
 戦為有之由候得とも、岡越之故不被存之由候、然而大  
 勢之中を御切通候處、長曾我部殿陳之岡下を被遊御通  
 候時、暫御馬ヲ被遊御立、長曾我部殿御使者ヲ可被遣  
 候与被遊御意、各申上候ハ、長曾我部殿者備も全ク有  
 之、唯今者敵共味方とも不分明候間、御使者之儀被遊  
 御無用、御忍候而被遊御通候得かしと各言上仕候、雖  
 然高麗以来御心易被仰談候故、到唯今被遊御忍間敷と  
 被仰出、御供之内御覽候處ニ伊勢平左衛門罷出、私江

御使者被仰付可被下候と申上候、惟新様御口上ニ者、今日之合戦味方敗軍候ニ付、無是非関東之大勢を切抜、只今御陳之前を罷通り候ニ付、此旨申入候之由被仰遣候、依之御返事如仰味方敗北候、私備陳へ敵相懸り不申候ニ付合戦不仕候、毛頭別心無之段向後可被成御覽候、御使者悦存之旨被仰越、夫より谷川有之候處ニ御行懸り被遊候時各申上候ハ、御馬印相印目ニ立如何存候間御取せ御忍可然之旨申上候、依之馬印切折、相印・刀之鞘ひる卷等川ニて洗、大道ニ御行懸候、然処関東勢夥罷通申候、味方之小勢ニて彼大勢中を御通可為難儀と各言上仕候、被遊御意候ハ、到此時御方便別ニ無之候間、只崩可被遊御通候、此儀各難叶存候ハ、御切腹可被遊と被仰出候、此御言葉ニいよく勇をなし、野原細道よりしつくと大道へ寄到道涯、各聲を発して件之大勢の中を横ニ御切通被遊候、此時ハ敵油断之間ニて有之候半、味方耆人も不損候、敵之人計切崩申候、此時ハ殿様茂御馬より御おり御歩行被遊候、夫より耆町計御通被遊候砌、手廻り十七八人

計之法駄者興ニて罷通候を殿様御鑑ニて御突可被成と被遊候得とも、かの駄の者と御意候而御通被遊候処、後醍院喜兵衛立帰り、法駄者ニ言葉をかけ走行候、御供之人と喜兵衛事ハ新参者ニて候故、関東方へ帰忠の者ニて之心有之候半、射捨可申哉なと申候処、喜兵衛右之興ニ追付関東之大勢を切崩、其勢耆千騎ニて罷通候、然共立向者耆人も無之候、其方儀も可切捨候得共、重而之為證據命を助差通候と申聞奉追付候、然而伊賀之内しからきと申所まで被遊御出候、大坂切通を御通候處ニ堤の上より法師武者以弓殿様を可奉射と仕候を、木脇休作走寄弓箭を奪取と、ひとしく人々走續生捕候、然処郷中之者大勢競来て、所の祈願坊主を何之故ニからめ取被成候哉と各難儀ニ及候ニ付、傍の家ニ御入被遊、各相談ニて右之法師を御免被成候キ、扱其晩夜ニまされ御のき可被遊と被思召候得とも、御道しるへ仕者無之候ニ付、御除難被遊候処、後醍院喜兵衛・木脇休作兩人道涯之家ニ立寄、乱國と言夜中故、稠敷戸さし内ニ入不申候故、兩人之衆戸を引破内ニこ

み入候ニ付、主しハ驚狼藉者と叫り候ニ付、亭主をとらへ脇指を抜胸本ニ打當て、聲立候ハ、可殺、命惜クハ道之案内仕候得与申聞候得ハ、畏とて遙々致御案内候、左候而夜明候得ハ、殿様を始奉り食事無之候故、各在々江行候て柿などを求奉て御供之面々へも喰之、然而右之案内者へ御礼銀過分ニ被下度思召被上候得とも、御金拂底故銀老枚被下之、重而御國元江御入候ハ、御礼可被仰付之旨御申聞御暇被下候、然而道すからかうがひ小刀之類に食をかへ奉之、漸撰州住吉の明寺迄被遊御着、寺内ニ大勢ハ不可有と思召候間、木脇休作・伊勢平左衛門・桂太郎兵衛・本田源右衛門、御小者老人被召列門戸を閉被成御座候、暫有之御意被遊候ハ、此所迄御除被遊候得共、御帰國之御行無之候条、此所ニ而御切腹可被遊候間、面々の者何共致才覚罷下り、此旨 龍伯様へ可申上旨御意候ニ付各申上候ハ、殿様御自害被遊候ハ、我々儀存命仕何故ニか帰國仕可申、御自害借り可仕とて、我々貴様へ介杓を頼、我々ハこなたと差違可申なと申候處、重而御意被遊候

ハ、御行末被聞召被届度思召、大坂へ山くぐりを御越被成候条、御左右有迄ハ御自害被遊御延引候条、其内各自害仕間敷之由被仰出、暫時之命ながらハ罷在候、然処夜入候而門を扣、堺に罷在塩や孫右衛門と申者御迎ニ参り候由申上、乗物をかゝせ参候ニ付、是ニ被為召堺之様ニ被成御座候、とかめ候得共塩屋孫右衛門与昼罷通り、孫右衛門屋敷裏屋之口より土藏之内ニ奉入、御湯漬食を香物ニ而進上仕候得とも、然与不被召上候、右孫右衛門表店并居宅へハ関東之家さかし奉行宿にて日々夜々西國之落人五人十人切捨候、其屋敷ニ忍而被遊御座候間、危ク可被思召と孫右衛門奉見、孫子之由申候而、三歳計のおさなき者を 惟新様御膝上ニ置、是ハ私秘藏之孫ニ而御座候故人質ニ差上候条、少も御念遣ニ被思召上間敷由申上候、扱夜明候而荷方八端計之小舟一艘致用意召置、大坂御前様方の御引合迄申上日限を相定、 惟新様者堺より御舟ニ被召、御前様ハ従大坂御出舟被遊、川口にて御出合被遊、是より御一所ニ日州美々津へ被遊御入津、御國せたわ越筋

御通、國分へ御入被遊候、

龍伯様一里程御迎ニ御出被遊、互ニ御手を被遊御取、

御泪ヲ被遊御流、御同道ニテ國府之御城へ被遊御入候、

御供之面々、

顯娃弥市郎

桂山城守

大野將監

大田吉兵衛

鎌田玄蕃介

本田源右衛門

此子孫加治木ニ有、

伊勢平左衛門

山田弥九郎

岩切雅樂介

吉田六右衛門

後醍院喜兵衛

木脇形部左衛門

相良吉右衛門

矢野休次

本田吉藏

白濱長助

指宿清右衛門

二階堂弥六

白坂大学坊

中馬大藏丞

松岡市右衛門

同千熊之允

曾木五兵衛

同弥次郎

野田右兵衛

木原七郎右衛門

帖佐彦左衛門

肥後舎人

横山久右衛門

須田善助

谷山六郎

長山半六

井尻弥五助

末多半右衛門

榎井甚兵衛

平山七介

横山平次郎

宮牟礼十郎

健軍猪右衛門

私云

右御供之衆御下國後、御感状并御知行高被下

候由、

一或説ニ、山田弥九郎・赤崎丹後兩人ハ十五日朝の合戦

破れ、惟新様奉別式人敵中ヲ切拔、関ヶ原宿口迄切

拔参候処、中務殿被為乗候馬と覺敷馬はなれ来り候、

二人正しく中務殿被為乗候馬と存、立寄見候へハ、鞍

つぼニ殊之外血流候故、扱ハ中務殿戦死無疑、此上ハ

か様之儀見なかし退候もいかと申合、取てかへし敵

中へ切入、宍町ほと切通り候へハ、さきに一本杉の御

馬印敵中ニもミ合候故、扱ハ 惟新様いまた無恙被成

御座候やと式人競候者、弥敵ヲ切拔、漸々 殿様江奉

追付御供被申候由、

一高麗御渡海の時、新納拙齋・柗山玄佐為御門送御船本  
迄参上候時うた、

あちきなやもろこしまてもおくれしと

おもひし事もむかしなりけり 拙齋

『お返の歌

もろこしや大和をかけて心のミかよおもひをふかきとハしれ』

君のため名のためともに梓弓

八十餘りの身こそよわけれ 玄佐

一隅州曾於郡本田信州か楯籠、對 太守欲為仇、于時柗

山玄佐へ被仰付、人数率而攻彼城、本田及落城之際、

城中之書院柱ニ一首之歌ヲ書下城あり、うた曰、

立馴し楨の柱もわするなよ

また帰り来てあふせあるやと

其時柗山城内へ入、此歌ヲ見テ則懷中ヨリ短冊ヲ出、

以矢立硯返歌ヲ書、

流れ出て浮ふ瀬もなき水莖の

あととはかなくも頼をく哉

ト書、矢ニ短冊ヲ結付、鞭鐙ヲ合テ本田ヲ追ニ田口ノ

邊ニテ本田ニ追付、右之矢文ヲ射送リ馬ヲ返シテ帰陳

アリ、義久公被聞召、サスカ武士ノ合戦ト御褒美ア

リタルト也、此本田ハ信次郎先祖トナリ、

一弘治元乙卯四月十五日、菱刈陳相良殿より加勢被仕候、

然處ニ嶋津様より蒲生之城ニ陳を三ツ被付、菱刈陳ヲ

切崩菱刈權頭殿を被討取之間、蒲生殿も降参被仕、御

旗下ニ被入候事、北村之城・松坂之城ヲ捨て祁答院へ

引入候夏、

本文寶永七年庚寅三月赤塚源太左衛門殿本書を以書写之

与有之候、

寛政四年子九月爰許請

伊地知季安

藏

三番箱

伊進上

諸舊記

六止

諸舊記六

- 一 有田將監記
- 一 濱田民部左衛門高名帳
- 一 長野勘左衛門書出
- 一 横山久内忠篤覺書
- 一 嶋津日述様御在京供奉之日記

91の1

此書は誤字衍文或は不通之文字文句も多々相見得申候へども、本書之俶少も改正不仕書写差上申候、唯古るき実録之所を賞翫いたしたる跡ニ相見得申候間、御推讀大意迄を御覽可被下書ニ而御座候、已上、

五月十八日

財部善三右衛門

佐久間勘兵衛様

91の2

「有田將監記」

古物語

一 北郷御家始之事、北郷名を御給り候者、古江薩摩迫江御下候而、勢田ヶ辻を城ニ御取、中霧嶋安原權現之安と云ふ字をかたどりて安永と御付候、一家宗英様御先祖始之時宮丸殿江御縁邊被成候か、いか成御仕合ニ而候哉、小柴ニ陳を御取被成候而都城江めしかけ、無程御手ニ入候、其後仙巖様御出来都方まで御名御上候、其時天下御弓箭ニ入組候得者、上り下りも不相成由、嶋津殿御一門に北郷殿と申者摩利支天と沙汰仕候、一人當千之大將と物沙汰仕候、其時御弓箭取組候者、伊

東・北原・新納彼三家に弓箭之御取掛候、伊東は日州(◎)八千町、三俣に高城・山之口・梶山・勝岡之城を取構、八千人ツ、働被申候、相残る人衆八千、合て老万六千之人數之由候、北原殿へ志和池・野々三谷・山田・高原・三ツ之山・飯野を居城ニして、馬関田・加久藤・栗野・横川・踊之三大道日當山・加治木うら・宮内之上ニ五彈之城を取續、御家中ニ老万ツ、の働を被申掛候、新納殿者志布志を居城(◎所)ニして福嶋・安樂・大崎・松山・恒吉・梅北・末吉・財部を持、八千ツ、の働を被申掛候、御家中へ都城・安永両所ニ七八百千之内外ニ而三家ニかけ合、伊東殿者山東ニ追つこみ、北原殿者真幸ニ追つこみ、新納殿者御一へん被成候而、御一代之内庄内三千町を御安地被成候故、國々の御沙汰必定ニ候、臣下之直目(體之)死罪變之事三ヶ條ニ而候、いか成御用人ニ而も野心、女方、讒者申上候者死罪御變ニ而候、野心は妻子等まで死罪御扱ニ而候、女方者科ニ依り妻子等者御助け候、讒者事ハ下々遺恨共候へとも私に難成候而、主人に申上つぶす事候、御糺明なしニ御

つふし候得者、臣下ニも御そん天理も如何とて、御役所ニ召寄功者之者を聞手ニ被成御糺明之上ニ而、必定科ニ相濟候へ者如其科被仰付候、自然申聞き候得者申手ニ科を被仰付候、少も御糺明なく科を為被仰付事無之事、少分之時(科之脱カ)其假召置、臣下も氣任ニ罷成候迎龍峯寺・薦福寺之間ニ五日召置候而、臆而召直無隔心召仕候事、

一 武器御用意之事、弓箭ニ入組候時は大方に御用意被成候、下々入用ニ候間、われ／＼所持可仕とて大方ニ御所持候、自然無事ニ罷成候時ハ他國に不相知候様ニ被成御所持候間、御一代之内ニ武器道具ニ御事欠ハ少も無御座候と承及候事、

一 都城御城普請之事、鷹尾口事ハ野首高く候間、其時之仕合ニ候、来住口・弓場田口は川ニ構を仕付、上矢計(◎)不相届能構ニ而候、城を廣むることハ其兒なしにこそ廣むるものニ而候、野首高所は陳取候得者、本城のさわりニ可成とて新城ニ者取候、本城ニ加て可持物也、(二脱カ)其名々の百姓町人・牛馬杯の上所なき城(こそ脱カ)又者水内ニな



き城こそ廣むるものニ而候、都城は堀合廣く水も内に  
有、能構ニ而候間、末代替間敷由御意候事、

一昔者以義國を取、以不義國を捨候、大人者我御分別  
を以被仰候間、義ニあしくなく候、以下之者ハ他國人  
につき合他國の例を引分別仕候間、義は下に御座候と  
て百姓を御代官所(マヤ)まで召出候而御尋候、是ハ御家一大  
事と被思召上候時如此御分別被成候、御一門功者のも  
のを召出し被成御談合候とき、御意は如何と申上候、

其時被成御意候者、主人仰出御尤といつわるものハ申  
上候、左候得者本儀も無之候、臣下者可申上由御意候、  
其時面々ニ申上候得者、何某申上候者御合点なく候、

何某申上候者御同意(御前)ニ被思召上候由御意候、乍去急用  
ニ無之候間、先今日者罷帰在所ニおいて分別共可仕由  
御意候而、日を重ね夜を重ね主人臣下(儀脱カ)を合御分別被成  
候間、御一代之内ニ不儀なき事と承及候事、

一夜咄ニ御すき候、下々の者窮屈さかと存候へハ、御分  
別之上と承及候、殿様は火達(炬燵)に御かゝり御寢有而御咄  
候、臣下の者ハ落間ニ召寄、他國の先例、弓箭のたく

ミ、城普請、御家中置目、敵を亡すたくミ、世の中に  
有程の咄を御させ被成候而御分別の後たてと承及候、  
傍輩の上をそしめる人又ハ主人の御意御尤と申人は御前  
方あしく候、御意の上をも指もとき、其御分別ニ而者  
御為ニ罷成間敷と申人は御意能候、

一弓箭のかけ引稽古之事、御一門馬之衆ハ鞍乗、川をか  
け渡し、堀を飛ませ、臣下之者ハ馳りくらご兵法鎧手  
とふいを構弓之稽古被仰付候、藝能の事ハ我々分別次  
第と被仰聞候事、

一其時弓箭に召組候者、財部・末吉・梅北・勝岡・梶  
山・野々美谷・山田ニ而候、近邊の事ニ而候へ者、日  
には五度も拾度も太刀を合討つ討れつ戦候、其とき雪  
かんくれと申候へども度々ニ御指出候、御馬は御一代  
黒の御馬御手鎧はかんどりを御持せ候、足かる中に御  
馬を乗籠御下知を被成候、敵少勢之時ハ御機嫌あしく  
候、敵方の下知もくるまるへく候間くつすこと成間敷  
候、我者手負になして不入儀ニ候とて急きひけと被成  
御下知候、大敵の時は御機嫌能候、敵下知も調間敷候

間中にきりて入申候へと御下知被成候はんニ、引場の被成候時ハ路次ニおいて御咄候、敵つよく候得共何かし弱候而鏑も合ぬと御意被成候、何某はつよく仕候へとも敵よわく候而鏑も合ぬと見得候、鏑仕たるも同前と御褒美被成候、自然深手淺手負候時雪かんぐれと申候而も、最寄あしき所迄も御馬を乗籠ミ候而者如何と御尋候而、氣つけを一包被下候へ者、氣を失ひ候人も氣力付候、昔は女方ニ格護御させなく候、近邊之者に番積を以かくこ御させ候、忝候とて急仕立候而御前ニおひて一命を捨へきよし傍輩ニ語申候、御意忝き一ツ傍輩に申たる口ニ而候得者、(一脱カ)戰場に指出能なき御奉公申事自然深手淺手負仕立不申候時は、日にまし諸外城も御手ニ入候時地頭役人を定め召移し候、其時彼親なき子をも同前に召移候、親成て取立可被申候、自然ふさばき被申候者、御札明可有之由御究被成候、御知行も指つまり候間、居屋敷ニ念ノ入楯之口に上田四五段も割付可申候、自然ふさばき被申候者、後日御札明可有之由御究候、(かたく脱カ)如御意被申付候得者、御家中人も出入、(閉め)

他國の人も出入、彼の楯之口の上田は御領所か地頭持かと尋申候、その時親なき子ニ御意を以被下由申候へハ、心有者ハ愁歎仕、人の上我上にて候とて一命を指すて御奉公申候、

一 於御家中本名字を名乗さかんの人者無御座候、主人御在名之故歟、

一 御家中を背きさかん成人はなし、出頭ニ上るといへとも命つるかさる事、

一 御家中縁邊之事、御一門衆ハ上儀ニ候、臣下の者は我々分別次第と被仰出候、拾六七迄も縁を結不申人ハ御(一脱カ)札明被成候、弓箭中ばニハ若輩によらず戰場に指出一命を捨ることあり、子孫なくしてハ其身の家もつぶす、

主人之御為ニもならず、急ぎ婦取を仕候へと被仰聞候、女子ハ拾六七迄格護仕取を不申人者、(縁二)女者主人ニ奉公もせず親のためニもならず、子のかわいさに親つかれはつれば其身の家もつぶす、年比つふるれば、主人ノ御為ニも不罷成候間、急筆取を仕候様ニと被仰聞候、御意ニ任若輩より縁結子出来候へ者、一戰場に召

列御奉公申候へ者臣下も日に増榮へ申候事、

一 百姓直目之事、四月五月は一日も不被召仕候、以(鷹カ)三  
月二年之数日と送へきとて不召仕候事、仙巖様御一  
代之直目如此被成候事、

一 冷水崩れ之事、新納殿ハ家中の者を召列、梅北ニ御越  
候て冷水ニ指かゝり候、伊東殿者山東三侯に七ツの城  
の人数を召列、小鷹原に指出候、御家中ハ都城安永の  
人数を召列、城ケ尾ニ指出新納・伊東両家の合戦を檢  
見被成候、一番鎗に新納殿めし勝候、伊東殿足輕過分  
ニ打取候、其時伊東殿も仙巖様御加勢可有之由御頼候、  
新納殿も御加勢可有之由被仰候、仙巖様被成御意候者、  
新納殿者御一門ニ而候間加勢可有と思召候が、臣下の  
者ハ如何と被成御意候、(其時脱カ)弓箭嘜足輕主取大窪刑部左衛  
門・有田加賀ニ而候、兩人指出申上候者、新納殿めし  
勝候處に被成御加勢候而も御家中ハ手柄(御)に不罷成候、  
其上今日新納殿めしかち候者、財部口より本ノ原しる  
しかけ松に追付、御家中之者ハ捺刀鎌をとられ可申候、  
財部を心かけ申儀共候、伊藤(東)に可被成御加勢之由申上

候、其時尤とて新納殿江横入ニ御懸り候、伊東殿人衆  
者跡よりつめかくる、両家につめられ新納殿大勢も梅  
北ニ頼崩れ被申候、楯之口に追込七百三拾人被成御討  
取候、其後豊州様御手柄を以梅北・末吉被成御格護  
候、財部ハ御家中より御手柄を以被成御格護候事、

一 梶山御知行之事、城を御つめ被成候時、無餘儀御一門  
被成討死候へとも輒く入御手候、勝岡御知行之事、下  
城仕候而可頼上之由申候へ者輒く御手ニ入候事、山田  
御知行之事、北原殿被成御格護候時召落シ、都城安永  
人数を召移候、北原殿御遺恨深く候而、大勢ヲ催し山  
田をつめ落し被申候、其時御家中御年ころ人数六拾三  
人一命を捨候、其時仙巖様被成御意候者、北原大敵之  
事ニ而候間不及力候、乍去神慮を御頼可有とてつき  
出、山伏を願主ニして霧嶋ニ御立願御申候、山田三拾  
町手ニ入候而可給候、左様ニ候ハ、三拾町之夏は御神  
領に上可申之由御立願候、山田譜代者桂木・安藤を被  
成御頼候、その時御奉公可申とて親類・百姓迄からく  
り、安永都城人数を山田の城ニ引こミ、地頭北原遠江

守殿被成討死候得者、輒く御手ニ入候、其時山田三拾町之<sup>●</sup>初穂として仮や門三町、木野河内六町名の初穂として六反、合て三町六反御神領に指上ニ而候、願主の山伏に被下候、南光坊に罷移り霧嶋今坊に本地堂を立、花香を上候、桂木ニ者花舞領三町を被下候、大宮司に相定め、佳例之者として年頭ニも御すいを指上候、其外忠人之ものハおうせ／＼に御扶持被成下候而、その後安永都城人数次男・三男の者を召移候而、相かわらず日出度候事、

一野々三谷御知行之事、伊東代も御座候、北原代も御座候、樺山殿御格護も候が、如何之事ニ<sup>(御脱之)</sup>而候哉、仙巖様自身鎧にぎり御つめ候へども、城廣く候而漸く夜つめに召落候、其時近所に百姓仕ひ候来住三河を召寄馬之草ハ如何と御意候、其時高木名龜太郎蘭百姓を近づけ御馬の草ハ如何と申候、其時百姓御馬の草式把・薪式束・大根式把相調野々三谷之城に指出、御めしを相調御馬の草飼ひ申候、その時百姓をめし出し知行壹町被下候而、野々三谷の肝煎を被仰付、長く御奉公申候事、

一三俣御知行之夏、伊東代に高城之給人二百人御座候が永く可持事難成候逆連判仕、地頭落合殿に腹を切らせ北原殿に申入べき談合被申候、其内に地頭ひいきの者御座候而打かへし候、其時味方ハ山越衆中ハれん判不及力して、石山寺之東堂和尚江小城上り城を被成候、落合殿ニ罷出談合被申候者、御家中御年ころ中原僧勤藏主と申僧御座候か立聞を仕、子細有事と承北原殿を指はつし、北郷殿江御申入候得かし、左様ニ候へ者、勤藏主使僧可申由申事ニ候、其時尤として夜中に都城へ指上候、其時龍峯寺を指通大岩田口の御門ニ指懸り、納殿衆迄申候、其時仙巖様御聞召、殊之外御悦喜被成候而、役人功者之者を召出し御談合被成候、三俣之事ハ落合方ニ半分、御家中江半分御格護可有候、子を宥人人質として中途まで上可被申由被仰候而、高城之内城にはせこミを被成候、其時落合殿も戸まわりに指出所椿ニ戸まわり候、今晚より北郷殿御人衆を申請候、居付へき者は居付申候へ、落へき者ハ落候へとよばはり候、其とき日向番衆ハ刀計り振かたけ鬼山<sup>(●)</sup>被入、

日向のこたく逃散候へ者たやすく御手ニ入、上下の慶と罷成候、三俣の事、北原格護可仕と存候處に、仙巖様以御才覚被成御格護候事御遺恨深候進、北原大勢を催し高城に指掛り、戸たれを破り候、志和池住人堅山丹波と名乗仙巖様御かたごひを上申候、ひとまとぶしを可仕とて有田加賀を使ニ被仰付、あかつき一腰をぬきすて志和池の大手の口に指かゝり番衆ニ断り候、其時楯の口ニ柴屋を構地頭も指出候、御弓箭に取組候へ者民百姓もつかれはて田畑共葭原と罷成、両家之くたひれに罷成候、御無事申度由被申候、其時白坂どの被仰候者、免角北原に申聞候而御返事可申由被仰候、其後北原殿使僧を以被仰候者、御無事之由承候へども、有田白狐と申者の口ニ付無事ハ難成候、乍去御神文之上ニ候ハ、御談合可申候、後日御為ニハ不罷成候へと御無事のためとて、靈社の起請文七枚之起請文書違被成候而、年頭歳暮の礼儀被成、下々も互に親類等迄礼儀申、水流名・高木名も溝切・河切に堺を立、以下百姓に作式を御させ候、其後加治山之麓に飯屋藺と申

門有田加賀に被下候、彼村に高崎タカシより久木村名字之者三人列ニ而勝負の沙汰に罷越候處ニ、理非なしに三人打果し申候、其後東霧嶋の九月廿九日之御祭礼ニ、安永より源左衛門殿御先祖美濃守殿内衆東霧嶋に舅と持候、御祭礼ニ参候而罷帰候處を、高崎より久木村親類者拾人計罷越、木野河内高くらの渡りニ伏草を仕候而御家中に對し無料者を打果候、又弓箭に入組候、其時仙巖様御意被成候者、弓箭のたくミを御免し候へとも、北原殿事ハふかく敷御神文之上ニ而候間、御合点なきとて御機嫌悪く候、其時弓箭の噁人衆申上候者、安マツき儀御座候、御神文ニ者我々かわり可申之由申上候、左様ニ候ハ、分別次第と被成御意候、御一門加治山一得御親父おやゑない谷・有田其外拾人計神慮ニ申こミ御神文に相替かへ可申と申上候、其時一得御親父おやゑない谷をハ高城の諏訪の鳥井之本ニ追かけ討取候、其後北原殿談合候者、伊東殿をかたらひ、八月秋作四月麦作両毛を三年薙取候へ者、三俣の人は疵なき死をするべきとて談合被申候、其時八ツ城より仙巖様を主人と頼可申と

存候人山く、りを仕立上被申候、伊東殿・北原殿両家之談合を以八月三侯の秋作相濟候、其時われくも罷立可申候、其時志和池の内城に番を仕候而白帷子を二ツ汗に浸り候とて戸廻りに干し可申候、其時三侯寄と可有御心得候、高城田間ニ遠見を出し候ハ、八月十九日ニかたひら二ツ干させて候を、夫より三侯寄可有と被成御合点、都城ニも早使を御上候、両家の大勢を催し三侯のことく指かけ候、黒の御馬有田加賀に被下候而、敵界に乗出シ相觸候處に仙殿様大手の口より御指出候、其時有田加賀馬を乗返し、大敵かゝる勢を何として崩し候哉、今の分ニてハ城を御捨可有候と色赤めて申上候、名人之御手ニ而候へ者、御馬を引返し登の河に御待候、其とき春日田間迄尙反も不残打薙、両家の大将ハ差集り酒盛して慰ミ申候、晩に引場の時有田加賀城に馬を乗向、時分者能候と申上候へ者、城内の人数を召列御かゝり候、其時両家の大将衆楯の羽を揃へ鐘を揃へ喜びて相待候處に、仙殿様大将衆ニ御馬を乗向候、其時有田加賀申上候、大将衆鐘を揃候を何

とて崩し候哉、夫足輕御かゝり候へと申上候、被成御意候者、それ侍の夫ニ鐘合といふ法か有かと御意被成候、其時申上候者、敵より崩さるゝか法為ニあらず崩すか法為候とて引返シ候、其時近所之者はや高尻を以御馬をたゞき夫足輕御かゝり候へは、足なしのことなれば崩れ候、都城足輕は小山宝光之山より出合、大将衆ニ切かゝり候、志和池之地頭白坂下総守殿を勝岡足輕市来隼人佐満行組馬討取申候、北原家鐘大将栗野地頭渋谷兵庫頭殿を討取、志和池楯之口迄追詰、以上七百三十拾人討取候、其後漸く(五月晚カ)志和池寄を被成候、泰心様は都城衆を召列西楯ニ切て御上候、仙殿様は三侯之人数を召列新城に切て御上り候、其時都城衆城に火箭を射つけ被申候、城より指出矢之口を御留可有候、即下城可仕由申候、相待候へ者焼たる處を取りかため、太刀のつかニて御請取可有由申候、其時嶋の出雲の親橋かき持屏に取つき候、其時御家中之足輕は我を先と屏に取付候、其時城内より不及力して下城仕候、其時せびりぎをば打貫するか、有田加賀に被仰付候而受取

申候、其後御父子共城ニ御乗候而城祝ひ被成候、水流名ニ而能村を御尋被成候、稻留三町と申村よき村と申上候、其時御神文相替候、多ない谷か三ツ子ニ被下候而志和池に召移可有由候、せびりぎを受取申候祝ひとして、打黒ニ者羽田口道領村二町を被下候、有田加賀ニ者高木名西森・木園二町を被下候、はしかぎかけたる忠として、高木名中丸之門三段をは嶋出雲の親に加増として被下候、其後勝岡・川東・中之郷・都城次男・三男七拾五人日記ニ付立、志和池のことく召移候、水流名四拾二村・岩満村六町・丸谷名六町被成配當候、地頭神田八郎殿・御役人財部筑前、仙殿様之御借家有田加賀、泰心様之御借屋山内春岐と相定候事、一飢肥御弓箭始之事、伊東御家中穆佐之地頭長倉上総守・長嶺之地頭長倉能登守として万儀起る人なれば、主人に弓を引被申候、其時河南三千町は長倉か手ニ付、河北五千町伊東殿手に付、八千町か二ツに罷成候、其時伊東殿より御家中御加勢可有之由候、山越之儀候間、以時分御加勢可有之由候、其時長倉より申上候者、河

南三千町は北郷殿ニ進上可申候間、御加勢可有之由申事ニ候、其時御一門衆ハ殊之外御悦ひ被成候而、武具の道具を御調候、其時仙殿様被成御意候者、山越河を越し候而、我手からにて取處さへ初末持留こと難成候、況や主人に弓を引、天理を背く者と一味ニ可成事無御合点由被成御意候、其時御一門衆も不及力、長倉か使をはつきはなし候、其後伊東殿より豊州様御加勢可有之由候、其後長倉よりも豊州様御加勢可有候、左様ニ候ハ、河南三千町を豊州様江上可申候、其時長倉か使をハつきはなし候、其後長倉殿家中ニ才覚者候か、金銀相調飢肥千町之一門衆役人衆江袖の下を仕候、其時伊東殿をハつきはなし、長倉か使を城内ニよここミ弓箭之談合被成候而、飢肥千町之人衆を召列穆佐之城に御つき候て、長倉殿取合宮崎日柱ニて合戦被成候、一番鎗ニ者御かち候へども、背天理弓箭ニ而候得者、二番鎗につきまけ候而尅人も不残一命御捨候、其後御家中ニハ巻物を持せ候而御礼儀被成候、其時伊東殿被仰候者、内之者に評議被成伊東に弓箭之取掛ケ候、豊州

の家を絶すか伊東の家か絶るか二ツ取するべきとて、  
三拾六年豊刃様も御一へん被成候事、

一 飢肥御弓箭中ばのこと、豊州様御子孫無御座候而、泰  
心様豊州様御家を御つき可有由候、御一門衆者御慶ひ  
被成候、其時御家中功者之者は合点不申候由申上候、  
其子細者、方々大敵共御座候、御父子御座候へハこそ  
つようニ罷成候、其上伊東八千町之大敵を飢肥千町ニ  
而ハ罷成間敷候と申上候へ者、御一門衆ハ不吉共申上  
とて御機嫌あしく候而、飢肥のことく御越候とき、足  
輕仕ひの者柴玄番左衛門・中満武藏・栗下伊賀丞・来  
住三河・加藤加賀・小野田肥前丞・納殿城ヶ崎治部左  
衛門其外過分ニ人衆召列飢肥之有主ニ御成候、其後伊  
東八千町を催し飢肥ニ取かけ候、其のち御家中より加  
勢可有とて廿日番に積候而定番の被成候へ者、無餘儀  
人衆ハ一命を指すて候、其後本城ニ者間の垣を結び被  
申候而御飯米もつきはて候、其時荷こめ可有とて、一  
雲様御家中衆を召列、坂谷に御越被成、あたか越にて  
くつれ候程に、山田之圖書頭殿・志和池之八郎殿・勝

岡之和田殿父子・財部權頭土持撰津助殿・本田藏人頭  
殿・新納民部少輔殿、其外無餘儀御人衆一命を御捨候、  
其後豊州様は飢肥を指捨、豊州家之人数を召つれ御家  
中ことく御越候、其後三千町より壹町ニ壹反ツ、  
の土地を被成候引渡シ被成候、中之郷ほう藏米ニ本岡  
の名字の子を被召出候而御手かけ人に罷成、御子孫も  
出来候而豊州様御家に相つゝき候事、

一 肝付殿典殿様御姉さまニ而御縁を結び、鹿兒嶋方に  
も出仕被成候が、叛謀のたくミ御敵被申候、其とき肝  
付殿をほそめ可有とて、豊州様両家之以談合宮ヶ原ニ  
指懸り、高隈之麓辻堂籠を御被り候、其時恒吉・廻・  
市成・平坊足輕は三里跡を取切候而一命を御捨候、御  
一門ニ者藏人頭殿・山之口之兵部少輔殿・將監殿、其  
外於御家中鎗を握るべき人は一命を捨被申候、豊州家  
ニ者末吉之地頭平田出羽守殿・同新左衛門殿、両家ニ  
已上七百拾四人一命を御捨候、是も鹿兒嶋方御奉公ニ  
而候、豊州様も梅北・末吉御格護不能成して、梅北八  
拾町<sup>(●考)</sup>之人數ニ相添御家中ニ被遣候、末吉七百五拾町ハ



御屋形様江御上候、其後本田殿御家中江内さく乱出来候而、大隅三千町を指すて候而、若殿方ハ鹿兒嶋方江御指出候、(童親カ)藤真様者御家中よき事ニ而候へ者、都城を頼候而御越候、其後曾於郡三百五拾町を一雲様御格護可有由候、地頭は財部筑前守ニ相添人数を召移し候、其後鹿兒嶋ニ御談合被成候而、曾於郡三百五拾町者屋形様江御上候、其替りとして末吉七百五拾町御給り候、其後肝付殿も宮ヶ原に力らを得、末吉可取として正月六日肝付之大勢を催し、末吉稻井原に指かゝり、矢を射籠候而國合に引上り、御家中衆相待候拾式の城に貝を吹立續き候、一雲様は都城・財部・末吉之人数を召列、稻井原口より御かゝり候、野々三谷・志和池・山田之續きも早く候、梅北の地頭知覧大和守殿梅北八拾町之人数を召列、橋野口より御かゝり候、勝岡・加治山・高城・山之口之人衆は我を先と續き候、肝付之大勢も横入ニくつれ、松山楯之口に追詰百八拾人、山河にて一命を捨る者手負已上三百五拾人討取候事、其後肝付殿もよはりはて、鹿兒嶋方ニ御侘被申候、左様ニ候者

南郷口ニ手かたを出し可被罷出由候、其時人目計之手かたとて、生残之薬丸小雲肝付之大勢を召列、南郷口ニ手かたを出し候、南郷足輕上儀之事ハ知らずして、薬丸小雲を打取候、其時肝付殿弱りはて、其時御奉公なく福嶋七百五拾町は屋形様御知行被成候、其時龍伯様御意被成候者、御家中之御分別迄を以肝付も弱りはて候、定而肝付も抑領を差上べく候、其時志布志百八拾町可被遣由候、肝付殿日ニまじよわり果、押領地を指上、肝付五百五拾町に残られ候得共、不定の家ニ而候得者、肝付五百五拾町をめし上、あた八拾町に御殘し候へども、不定の家ニ候へ者、あた八拾町をめし上一へん被申候事、

一 龍伯様如御約束志布志を可被遣由候へども、幸侃御役中之事ニ而候へ者、讒訴を被申上候而御くわい変被成、志布志の打替りとして内之浦七拾五町・恒吉拾六町・長石名(吉カ)を相添御給り候事、

一 加治木殿は早く御味方を被申候而、本領(本領)を持留(持留)而永く御奉公被成候事、

一 蒲生殿<sup>(者脱カ)</sup>入来 祢答院を力に持、永く御敵を被成候而御一へん被成候事、

一 入来殿河内一表押領の地ニ取御敵被成候、祢答院殿ハ入来殿を力らに持、求摩・菱刈を味方ニ持、御敵を被成候、長野寄を可被成とて薩摩勢を御寄候へハ、大亡びを被成候、其より吉重も慢氣かさして弓箭のたくみもせず、臣下直目<sup>(直カ)</sup>もせず、以下百姓をいたしめ神慮天理を背き、御狩好ニ而候得ハ山を住家として、めてうを留主居と定候へ者、如何の御事ニ而候哉、めてうより被為打果候而吉重も御一へん被成候、其后入来殿商家を受取候へとも、直目<sup>(直カ)</sup>悪く候とて祢答院一門衆ハ鹿兒嶋方ニ申入候而金吾様御給、五百五拾町之有主ニ御成候事、

一 入来殿も御指出候而本領を給、御家つなき候事、  
 一 薩州様者無餘儀御一門ニ而候へ者、味方と御成候事、  
 一 其後ぶこ様・中務様御大将被成候而菱刈ニ打入、とかミ崩を始として菱刈を被成御知行候事、  
 一 北原殿者伊東殿聲ニ而候が、御子孫無御座候而われも

程なく御はて候、其時御家を續へき人無御座候而、一家之惣領北原又太郎殿とて御座候を殿ニ取持へき由談合被申候、又太郎殿被仰候者、北原の家も末ニ成、臣下も氣任ニ而候間成間敷とて、菱刈のごとく御退き候、其時臣下人数罷越候而御侘被申候、其時尤とて飯野之城にそなわり被成候而、北原の有主ニ御成候、馬関田右衛門佐御後家さまに取合、北原の家を續へきとて飯野の城を詰崩し、又太郎殿御さうし・かミさまを死罪の扱ニ被申候、其時北原殿家も崩立、ぶこ様御大将被成飯野迄御知行被成候、右衛門佐者かミさまを召列三ツ山ニひつこミ、高崎・高原三ヶ所をは伊東番衆を引入、両家にけわりされ一へん被成候事、

一 其後伊東殿も真幸院内を可取とて桶平に陳の取被申候、陳大将は伊東加賀守、長陳と取構候、其時馬関田寄するへきとて桶平ニ指寄候、其時加賀守被仰候者、往而<sup>(明日)</sup>亡ふ日と被仰候へとも、伊東七人の大将衆は日をゑらふるハ敵による、真幸の数ニも足らぬ敵ニ者日はいらさるとて、馬関田寄を被成候而、河あそび被成候而慰

ミ候處に、栗野・横川足輕者早く續候て、跡もつけかけ候、飯野よりぶこ様八ヶ市口ニ横入を被成候而、てんとふの鎧を御合候へ者伊東大勢も崩れ候、其時飯野足輕者本地の橋をはつし候得者、伊東七人の大将は馬道はなし歩ちニ而者ならず、本地の原に七人共に一命を御捨候、頓而桶平を指捨、三ツ山にひつこミ被申候、其後高原を御つめ被成候、其時真幸口・瀬田尾口・庄内口三口より大あうき(あうき)を相圖に被成候而指かけ候、其時御家中拾式の城之地頭衆者、わかふれの人數を召列、一番二番を争い、戸たれを破り御鎧を被成候、其時城もよわり果被申候、地頭者福永丹波守、添野豊前守せびかぎを渡し野尻のことく引込被申候、其後福永丹波守伊東殿に指出下城之由被申上候、伊東殿被聞召、侍之城を渡候者太刀之柄(柄)ニ而こそ渡す物ニ而候、福永丹波守命を惜ミ下城申候也、御合点なきとて御取上なく候、六度指出候得共御取上なく候へ者、七度めニ申上候者、丹波か事はともかく、子ニ元服を御させ候て、福永か家をつなげ候て可給由被申上候へ共

御合点なく、さらは内ばニも召寄もせず野尻高原は宍里之敵地ニ而候、年比を指すて謀叛之たくミ、野村一門縁類親類福永一門にからくりを入、八千町に放火をあげ一日に翻し候、其時伊東殿不及力して財部のことく御退き候、伊東殿家に先例有、昔八千町を指捨、財部ニ而運をひらき候する事も有とて財部を御頼候、地頭者落合、福永殿親類ニ而候へ者、つらもしれさる町在郷の者を指出、薩摩の者ニて候とて矢を射かけ被申候、其時伊東殿不及力して、たから物を取すて穂北のことく御入候、其時関の地頭中倉勘解由左衛門主人の御奉公は此時有迎、伊東殿を関の城に申請、豊後之様ニ送り候而関の城にこたへ候、其時薩摩の大勢を指かけ関の城を御巻、八千町を指捨関の城計ニ而成間敷(罷脱)候、下城可被申候、左様ニ候者薩摩方に食出シ無限ニ御成可有由候、其時下城仕候、忝候得共、伊東豊後のことく罷越候間行ゑを承度候とて、豊後の様に罷越候、野津名にて主人に取合、日向國ニ而者宍萬六千之衆持、豊後之國ニてハ河崎・平川・中倉拾人計御供ニ

而候、豊後一國を衆行人成て主人臣下命をつなげ候處ニ、豊後殿御聞召、野津名三百町を御給候、其時勘解由左衛門大友殿に指出候而御侘申候、豊後殿御事ハ六ヶ國御有主、伊東も数年馬たかを指上、年頭歳暮之礼儀を申上候而、御旗下と申七ヶ國之有主と仰れ候、嶋津殿日向をけ上候、伊東か恥辱ニあらず、豊後殿御恥辱ニ而候と申上候へ者尤と被仰、六ヶ國を催し日向國を取返すとて、勘解由左衛門日向國に忍入、町在郷居付之者数年手比者ニ而候、からくりを入、一日にひるかへし可申候、偏ニ可頼上由被申候、豊後殿たやすき事ニ而候とて、六ヶ國に御ふれ被成候、其時豊後殿七人の大将衆連判を仕御侘被成候、六ヶ國之御弓箭に七八千ツ、召列て御奉公ニ草臥候へども加増も不被下候、臣下つかれはて武具の道具も無御座候、此度之御事難成由被申候、近所之人衆大将衆は國主御立なく候とも安き事ニて候とて、六ヶ國にふれをまわしあつさを越、美々河を抑渡し、百町原ニ篠陳を高城の城に七ツ取付井楼を上被申候、高城之地頭山田越前守、中書

様も御籠候、其時薩摩方ニも相しれ真幸・庄内之つき衆も早く候、藏人頭殿・兵部少輔殿は都於郡に御つき候、跡は居付之者は勘解由左衛門殿を力ニ取、都於郡を可取とて池のはたに指かゝり候、其時藏人頭殿・兵部少輔殿少分召列、謀叛之者（脱之）かけ合河原田に追こみ打果し候、其時野々三谷之住人細山田蒲生は御奉公申候、其時都於郡持留候へ者、薩摩の續きも早くして八千町を踏静め、謀叛之者を打果し、財部のことく御籠候、薩摩のいつものたくミ釣野ふし可被成とて、豊後衆を釣出し河原陳を召落し候、豊後陳大将田原殿ニ而候か、諸大名を召寄弓矢の評議被成候、浦は山越前者薩摩の大敵、退きかたく候とて馬の尾髪を切諸軍兵をすゝめ薩勢ニかゝり候、薩摩勢者くつれ候、其時鉄肥の地頭本田因幡殿・藏人頭殿へうけもどし一命を御捨候、其時驗人ニハ村田能登守・山中宗左衛門、わか手ニハ岩満・黒田・高野拾四五人召列討死を被成候、其時三ヶ國の諸軍兵は足を踏直候、其時征久様・相久様は近邊の大名をすゝめ横入ニ御かゝり候へ者豊後大勢

ハくつれ、高城の麓に古河の御座候ニ取入一命を捨候、相残る敵は百町原を追通、津野・なぬき・美と河におつめ、四万御打取候てひ地屋門河しをミ山とに番衆を指こめ八千町を踏静め、薩摩の如く御帰候而、上下の御慶ひと罷成候こと、一陳破るれば殘黨不全、大友殿も一太刀御負候得者、五ヶ國の大名衆も御敵と成、豊後一國ニ御成候事、

一相良殿は求麻七浦八ッ代三千八百町を持、御敵被成候、水俣召かけ候而輒く御手ニ入候事、

一馬越之地頭鎌田官清(寛徳)は六ヶ國にからくりを入、御手に入へきとて松原民部左衛門に書状を持せ、宇都・城殿をからくり候、七浦の敵を忍通、八ッ代三千八百町を忍通、(◎本)隈元ニ指かゝり状を上へき事もならず、有井河に立寄相待候へ者、口さわかしき下女参候を近づけ、此所ニおひて殿様御かつての人は何某殿かと相尋候、其時彼下女申候者、吉田殿と申人御かつて人ニ而候、御機けんあしく候時も吉田殿御参候へ者御機けんよきと承候、其時民部左衛門吉田殿(傳入脱カ)江彼状を上候而可給由

申候、小路(◎葉)に相知れ候へ者、小柴平川殿ハ人数を召列薩摩よりやつれもの来ッとして御巻候、其時(本ノマ)式部左衛門一こしをぬきすて御門に出合、我を御殺し候ても御手柄ニも罷成候、御助け候而も弱リニもならず、先口からを聞召可有之由御佗申、彼状を差上申候、宇都殿ハ薩摩方と両家の御報を受取、薩摩のことく罷下候、其後三ヶ國の足なし、兵(ツベキ)ヲ取集め、七浦八ッ代の敵地をおし通、松はせに船をつけ、隈本に番衆を指こめ候、其時相良殿もよわりはて薩摩方と被申候、左様ニ候へ者、阿蘇家三舟口に手形を出し可被罷出之由候、其時人目計之手かたとて花の山七の原に指かゝり、堅志田に放火を上候、吉田様ハ三里跡に見坊主御供をして御慰ミ候、三舟足輕者上儀の事しらすして吉田様を打取候、相良の大勢ハ三里帰りて(◎候へ者)ハ主人は討れ、不及力ニして隈本のことく引帰り候、其後御奉公とはなく七浦八ッ代三千八百町をハ薩摩より被成御知行候、相良殿も不及力して求广計ニ而御味方ニ成候事、其後花山を城ニ御取候、地頭は猿渡殿、絹脇殿、入番衆ハ

鎌田形部少輔殿ニ而候處に、阿蘇家三舟人数を催し責

落し候、三人共に御奉公被成候、其後薩摩勢を指上せ

候而堅志田をめし落候而、妻子等迄御殺候、番佐一表

をハ梅北宮内左衛門殿召落候、其後三舟・隈之庄・つ

もり・木山・田代をハ指捨、阿蘇家のことく引込被申

候、御知行所七浦八代三千八百町、宮の原三百町、海

東八拾町、小河八拾町、樋なく八拾町、堅志田八拾町、

番佐八拾町、三舟五百五拾町、津森八拾町、木山八拾

町、隈之庄千町、香志老万六千町、肥後一國事ハ風に

木草のなひくことく御手ニ入候事、

一其後高瀬一表を田間殿を召つぶし、天草五人の手ニ付

屋崎の城に召かけ候、地頭中村殿下城申間敷と被申候

へ者、宇都・城殿を先として、薩摩方の大名ニ者新納

武藏守・伊集院肥前守・梅北宮内左衛門・加治木彈正

殿、其外鹿兒嶋方の大名衆矢崎之城をめし落、妻子等

迄御殺候、

一其後嶋原に御陳をつけ候、大將は中書様ニ而候、肥前

國造龍寺殿嶋原寄をするへきとて、隣國の大名有馬殿

を手つけ嶋原寄被申候、其時中書様被成御意候者、後

ろハ海、前者肥前の大敵、味方は薩摩遁かれ難く候と

て、諸軍兵をすゝめ隆信殿江御かゝり候へハ、肥前の

大勢も崩れ立候へハ、隆信殿をは川上左京進殿討取候、

そこより肥前の國もよわりはて、親討れても國のおし

さに薩摩方と被申候、

一築紫岩屋に召かけ候、其時築紫殿戸たれに出合戦候、

其時川上左京殿者討死被成候、御家中ニハ福岡左近一

命を指捨申候、夫より築紫殿もせめ城に賣上られ、頓

而下城被申候事、

一其後岩屋地頭高橋紹連者下城不被申して、肥後・肥前

之人数を先手として薩摩勢ハ跡より御せめ候、御家中

者野首の攻口ニ而候、川嶋縫殿助も一命を捨候、大殿

様もきしに御つき候而、御楯の板に矢を箆にさすか如

くに御受候、其時財部平右衛門兒玉越後と名乗先陳仕

候而御家中の御手柄ニ罷成、九州に御名を上候事、

一其後立花をハ召置、薩摩のことく御引移り候、

一其後豊後入被成候、其時御家中ハ肥後表阿蘇口より御

入候、御陳ニ者入田を御取候、かたかせん・烏す獄・高尾・北かたの庄内・藤北・あまつら・市まだ・へ津木・高田・河内召破りて豊前堺迄召かけ候、其時御家中の御番手ハ大羈ニ而候、其時豊後殿かくらの城計ニ而御こたへ候、大閤様者加勢可有とて京勢を指下シ候、其時豊後殿宍國之者は力をなし、大羈居付の者も戦ひ候、其時城内ニ而一命を捨候者長井縫殿助・黒田將監、楯之口ニ而山内備後、其外足よわき者ハうち取候、漸豊後宍國を退き取、日向のごとく御引候、京勢も無程日向高城に数々の陳を取付候、其時一雲様・大殿様も御家中の人数をめしつれ都於郡のごとく御續き候、其時臣下者に被仰聞候者、昔前代より御國の弓箭ニ者、臣下一門之指はめ御奉公被成候間、此度ハ御國も御大事ニ相究り候間、一太刀御打可有と思召候、臣下者も我々手柄之程を日記に付立可懸御目之由候、我々手柄之程を申上候、其後東北のごとく御かゝり候へども、夜ふかく候而御待候處に、高城之任人落合形部少輔之馬ばりをつき候時、近邊の者かゝるとて立こゑにどし

おとろきにときを上候、其聲敵陳に相聞得、諸陳にきこゆれば續合相待候処に御かゝり候て、岸を破り屏を破り御戦ひ候得共、薩摩の大勢をハ幸侃大将被成、一里跡に引すさり檢見を被成候、無勢に多勢の御事なれば不能成して御引候、其時京勢は力を得、堀を越、馬をとばせ責かけ候、備後守被仰候、宗英様御供可有候、小口をは備後閉めへき由候、功者之儀候間備後守殿御供可有候、宗英か小口相閉め可被成之由候、備後殿御供宗英様者小口を御調足もみたさす御引候、其時末吉之任人高橋・加治山の任人吉ヶ江ハ殿様之御馬ニ取付、御暇を申、一命を指捨候、都於郡ニ御退き取候而八千町を指捨、如御家中御退候、其時京勢ハ野尻・高原・高崎陳に取、大將は美濃守殿・小早川菊川殿・黒田官兵衛殿・稻葉世城坊豊後守殿・長主守殿其外國之大名衆者長陳と取構候、其時御家中は小所をはたゞミ都城・安永・財部・末吉を御持候へとも、高城は續き悪しく候とて四ヶ所を御持候而相持候へとも、京勢宍人も參不申候、大閤様も肥後口より御下向被成候、

千臺を御陳を御付候而平佐之城を御つめ候、地頭は桂神祇殿ニ而候か、京勢は千臺川ニ拂ひこミ戦ひ候へとも、無勢ニ多勢之御事ニ而候へハ頓而下城被成候、其後薩摩方ニ御指かけ御無事ニ罷成候、鹿兒嶋より御意被成候者、薩摩方御無事之上者、御家中も下城被成御指出可有之由御意被成候、乍去御うらかたを可有とて常徳寺・二嚴寺被仰付候者、一寺は御指出候而悪しく候と御申候、一寺御指出可有之由御申候、両寺共に御指出候而可有之由候、其時指出候而うらかたの文談は籠屋に出ていさミをなすと申ものたんニ候、河に住ものか野に出て勇ミをなす候は、とかく本戸ニ帰りてかなわん物ニて候、とかく京勢も引帰り可申候間、御指出不被成候而苦敷らすと御申候、一寺は野に出て勇をなす程のものに随なくしては、御家の御為に成間敷と御申候、彼儀尤と被仰候而御指出候、御仕合も能御座候而、頓而御暇を御申候而御帰宅、上下の慶と罷成候事、

一 雲様路次におひて被仰聞候、美濃守殿被仰候者、庄

内ニハやらふとて、昼は山に住、夜は指出勇ミをする物と承候へども、日向のこうさいのものを召出し尋候へ者、やらふとて野ニ住ものにては無御座候、北郷殿人数か昔より武へん能して上儀を背き人を切るものと聞得候間やすき儀ニ候間、三日中に庄内に指よせべきと存候處に御指出候間、京衆も明日より都のことく上るべきと被仰候由御物語被成候、中書様ハ佐土原八拾町の殿様ニ而候か、京儀にかたをかへ三万石御給り候か、御家あしく候、御家中者昔前代の先礼引薩摩方と思召候へ者、今に御家も目出度候、昔薩摩方も御てき被成候大名衆伊東殿・北原殿・菱刈殿・祁答院殿・入来殿・多木殿・東郷殿・蒲生殿・加治木殿・新納殿・肝付殿、彼大名衆御敵を被成候へとも、仙巖様者夜を一夜無奉公なく大敵に指向ひ、臣下一門之指はめ御奉公被成候、御國におひて目出度事ハ仙巖様御分別計ニ候、たとい國之有主・老中・一門・國嘜と人数、仙巖様の先礼をしらす御家中に對しふさはき被成候共、天理有においては御心遣有間敷候事、



一秀頼様大佛御建立被成、棟きの御沙汰ニ付御一へん被成候、佛力なきものと御沙汰、無理非法の成事ニ候、その子細ハ、昔五畿内大震ゆりて谷は嶺と成、岡は谷となり、道橋も崩れたち、天守石垣板屋もくつれ立候時、大佛の御胸をゆりわり候、其時大閣様御意被成候者、佛として我躰を格護なく候、衆上を御たすけハ成間敷とて五畿内五ヶ國を寄老万計弁をかたけ、ときを上佛をきり崩し候、其後信濃國善光寺の如来をそなへ共、よきなき佛の御事なれ、本國望とて御たより候ハ、無程信濃の國のことく守り下し候、人間ニたとへ有、我躰を破られ切殺れて、其後家を作そなへられても忝ハ難存事ニ候、殊ニ佛として躰を破られてさのミ<sup>⑧</sup>受納にあらず、大佛殿に秀頼様御一へん被成候時者佛の御威光不淺候、天下の御沙汰無理非法なる御事ニ候、

一<sup>知脱カ</sup>天下を御存被成候者天理のわざと申候へども、夫ハ偽りの御事ニ候、其子細有、御所様三年、安房の三好殿三年、松永彈正殿三年、大田上総殿拾三年、大閣様式拾年餘、明智日向守殿拾三日、大田上総介殿者比叡山

三千八百坊を燒崩し被成候、松永彈正殿者奈良之大佛堂を燒崩し候、諸大名も情けもかけず、以下百姓をいたしめ、神慮天理を背き、無理非法をたくミ、人を殺せは國治るとて焙りはた物死罪をのそミ候か、御世も短く候、内府様者神慮天理を望ミ、諸大名に情けをかけ、以下百姓をはこくミ、人間の殺さず、無理非法を指すて、本儀を以國を治候得者、六拾六國之上下共に御世もなかれと願り、天理と成て三代將軍に御成候而、百王百代迄も替る間敷と見得候、時者必天理にあらず、御分別を以世は治るもの也、

一中書様者三ヶ國にて無餘儀御大名ニ而候か、御家を被成頼候者、伊東家之雪野分左衛門、都方の川口運右衛門、くわいせん上りの山下覚兵衛御頼候へ者、関ヶ原ニ而川口運右衛門筑前中納言殿に取合二心のたくミ、其科して佐土原にて女方子を殺し候得共御為に不罷成候、山下覚兵衛は殿様之ぶちの御馬に打乗一戦場を逃げ散り候、臣下の者も御馬の事ニ而候へ者、覚兵衛を殿様と見て覚兵衛につきもつひのき取候、殿様の御仕

合も不知、いつくしれん衆行人薩摩の國にやつれ来て  
 御國の奇瑞と罷成候、御家を御一門衆に御喫候者、中  
 書様の御馬を引返、武庫様を目にかけ薩摩のことくや  
 つれ下り、薩摩御同前御申候者御家も可被目出度候、  
 譬へ佐土原は御捨候共無餘儀御事ニ候間、御無限はお  
 とるましきニ候、臣下の儀よわくして御家もあしく候  
 事、

一美濃國(織)に小田殿とて候、御舎弟に上総介殿とて候か、  
 惣領家を指望候而御兄弟の御中もあしく候而道を御切  
 候、其後上総介殿才覚(を脱カ)するへきとて蘇枋煎してのミ、  
 血を吐くへきとて老母に謀謀カり候、其時老母さま御歎き  
 候而御遺恨の指すて今生ニ而見參可有由候、大田殿も  
 老母の儀をやぶらしとて上総介殿城ニ御越候、其時御  
 兄弟の御事ニ候へ者隔心なく御立寄候、そのとき上総  
 介殿蘇枋を吐き出し候、額をおさへ候處をござの下よ  
 り刀を取出し召つめ候、御子息七兵衛殿をハ御助け候、  
 其後美濃・尾張兩國しき五畿内五ヶ國を手ニ入、都の  
 有主と御成候、其後拾三國を手ニ入、関東表ニは柴田

修理陳大將に被仰付候、中國表をハ木下藤吉郎殿ニ被  
 仰付候得共、森殿(毛利カ)ニ召かけられ候ニハ聞表あしくとて  
 羽柴筑前守と御名を給、備前國浮田八郎殿城に長陳の  
 取かけ候、其時小田七兵衛殿おちきを親のかたきに可  
 取とて、丹波の國明智日向守殿(守)ニ而候得者、日向守  
 殿を頼、親のかたきを可取談合被成候、其時上総介殿  
 近江國厚地山を御所立、京大坂ニ者借屋を立候、四國  
 入をするへきとて京に御つき候、明智日向守に四國入  
 を被仰付候、明智日向守願ふ所に在て丹波一國に觸を  
 まわし武具の道具を相調候て、都のことく上れ候、口  
 々に番をさせ、つわもの三百人召列、大田殿御借屋に  
 指かけ候、其時上総介殿不及力して天守に上り候を、  
 征矢手棒を以打取候、御惣領城之助殿(御介)も打取候、日向  
 守は京大坂をしくへきとて隣國を手ニつけかけめぐり  
 候、筑前守殿宿元より飛脚を備前國に指下し候、筑前  
 守状を受取臈而火中とし、陳中也相しれ敵城も相知れ  
 へきとて科なき飛脚を打果候、夜中に敵城浮田八郎殿(守)  
 江無事仕候而、敵も味方も抑交せ而都のことく上候か、

和田口ニ而一戰被成候、明智日向守ハ打負、大津のこ  
とく退、比叡山の麓におつかけ打取候、其後修理殿も  
如都上候を、我に手ましの者國はらわれていかゝとて  
無料柴田打果し、大田殿二番め御茶先様を都の有主に  
なすへきとて拾三國ニ觸をまわし、人質を取かため、  
其後御茶先様をハ近江國天神山に御所を立、三拾萬石  
相添御隠居と相定め、羽柴筑前守殿都之在主に御成  
候、其後大閤様と御名をつき候、浮田八郎殿を聲に可  
取とて御子はなし、蒲生飛驒守殿御りう人御子として  
八郎殿聲に取、備前一國百萬石殿役と定め、備前中納  
言殿と御名を上候、此度石田方者諸大名并御恥辱にな  
らす備前の國ニ指下り百萬石を取構、御戦ひ候者天下  
の御嘍とて御家は残るへきに、如薩摩逃下り、無程都  
に相知れ江戸方の如く引下され、ひるか小嶋に御遠嶋  
ニ而候、いたしめの御遠嶋なれば御飯米もつゝかす、  
磯物ニて命をつなげ、われと薪をしをり、備前の國に  
ては百萬石、ひるか小嶋ニ而ハ御父子三人、夫侍は死  
ぬへきとき死なされは、生甲斐なきと申は備前中納言

殿御事也、大名も小名も此先例を引、御分別有へきも  
の也、

一本儀を知り度人は、筑後國柳河殿家中に多者也、薩摩  
より六ヶ國を御しき候時、立花殿計相こたへ九州九ヶ  
國に御名を上候も儀、大閤様御下向之時、九劔九ヶ國  
に先手をして手柄の程をあらわし候も儀、夫レが忠と  
成て柳河拾貳万石を御給候も儀、其後高来(鹿)の都におい  
て名代之鐘をつき日本一の武邊者と御名を上候も儀、  
(御脱之)

関ヶ原一戰之時、大津の城を攻落候も儀、夫が不忠と  
成て柳河拾貳萬石をめし上候得とも、臣下つきもつひ  
候事候も儀、其後大坂一戰之時内府様御前かけ塞り、  
関ヶ原の不忠を述るとて名代之鐘を被成候、其忠とし  
て柳川拾貳万石本領を御給候も儀、立花左近將監殿御  
家中に本儀者多者也、(才脱カ)主人も臣下も此先例を引、分別  
するへきもの也、

一不儀の知度人、豊後大友殿御家中に多きものなり、日  
本は神國と申候に大うす宗(御)に相成候而、佛神のつぶし  
道橋とふミ、神慮の非天理候も不儀、くつるゝ國の先

例はひりんものニ而候に、伊東八千町を指すて豊後のことく御越候時、伊東を引へきとて六ヶ國之諸大名を日向國高城百町原にて一命を捨候も不儀、数年其後返報として三ヶ國を催し、豊後一國をけはらい給分の者は不及申、以下百姓を殺し妻子等まで薩摩の國に引下され候も前々之不儀ゆへ也、大閤様の御加勢を受、無程豊後一國を取返し候得共、大閤様の御恩の忘れ、無程一國を捨候も不儀、六ヶ國の有主のとき威勢を忘れず天下を嚶治部少輔に随ふ事もしらす、少分之讒者に合一國を捨候事も不儀、其後関ヶ原之時強き内府様をよく見て、弱き石田を強く見て石田方を引へきとて豊後一國に打入、輒く御手ニ入候得共、治部少輔一への故無程御すて候も不儀、(前撰)前後治部少輔少分之讒者に合豊後を指すて候、此度本望とけへきとて内府様江申入、豊後一國に打入り候者争ふ人は有間敷候に、治部少輔引ほとなく本國を捨候も不儀、三百八拾里の治部少輔を味方にして、隣國の加藤・黒田に敵をして打負候も不儀、大友数年老人の事、天下の作法もしらす

候間、加藤・黒田殿頼候とて豊後に打入候は、両家の分別を以譬ひ一國を不給候とも、(石脱之)五万欵拾万石ニ而も御家は相残るへきに、加藤・黒田を敵にしてさらハ一太刀打勝もせず、無程太刀に打負御一へんも不儀、上下共に彼先例を引、分別者するへきもの也、

有田将監記終

91の3 都の城の荒川何かしとやらん人此書持傳居しよし、兼而及承居しか、我が友佐久間盛陽君の仰を蒙て、かのちに趣れし折をへてたのみ遣しけるに、書藏の主にかり求て、公務のひまを得て本書のまゝに文字を不改、ふつゝかなる文句もあれと、はさと其假書写ぬる旨をきゝて、其志の深をかんし、見る人此書の誠なるへきを汲受へし、

川上親郁(花押)

文化十五の年寅五月吉日

92 濱田民部左衛門一跡之高名帳

於御家某諸堺目ニ而御奉公申上候條、

一四月、蒲生久瀨せ戸山口ニ而初而分捕仕候、

一雪月、從吉田蒲生へ手かた出シ申時、武共之内笛竹宮

山ニ而耆人討申候、同月門松切ニ參候者を田中源藤与

申仁与參合高名申候、

一平松大くつれ之時、耆人討申候、其夜岩津留木之城御

手ニ參候、

一蒲生久瀨水なし池ニ而分捕仕候、但三月、

一蒲生島田口ニ而谷口源三郎与申者を討申候、但荒平御

陳之時也、

一四月、蒲生昌香庵之原ニ而耆人討申候、

一十月拾九日、蒲生薄野口ニ而はや左衛門与申者を討申

候、

一蒲生之新城忍之時、吉井源七兵衛・某兩人忍ニ入、城

燒落シ申候、

一六月廿四日、吉田津友寺之上ニ而待野臥之時、鬼塚彦

六左衛門与申者、蒲生之ちやうり、又足かる耆人合三

人討申候、

一蒲生城土矢倉へ忍之時、川崎玄番・厚地清左衛門・新

保小鷹・中山又右衛門・某五人也、先すのきの本ニ忍

ニ入、番衆二人罷居候を川崎玄番討被申候、其次ニ土

樓之番屋ニ忍ニ某か入、耆人討申候、

一蒲生むかへ村口たれこしのいくさ御座候時、小野郷右

衛門殿・二階堂三郎五郎殿・大窪源太兵衛殿・某合戦

仕候、其外合戦之衆餘多御座候得共不覺申候、

一蒲生松山口ニ而鏝者富松隼人佐殿・勝目与次郎殿・某

合戦仕候、其時 龍伯様御衆集者論ケ迫与申所之頭本ノ

而候、

一蒲生夾作本ノマ之時、横尾口ニ而某合戦仕候、鹿兒嶋衆諸外

城衆餘多合戦被成候、

一蒲生萩原村江忍入、火を付申候、敵城下之洩をおよき

渡、はたかニ而忍入、火を付申候、其時忠節として從

貴久様鹿兒嶋へ被召寄、白濱周防殿御使ニ而御鎧拜領本ノマ

申候、

一三月、横川城詰之時、村田右衛門殿合戦被成候、某茂

兩度之合戦仕、敵耆人討申候、但切捨也、

一 四月、小林城話之時、村田右衛門殿供仕候而罷立、右衛門殿合戦被成候、某茂同前ニ合戦仕候時、堀ニ打込まれ申候、御意ニ而右衛門殿其日之矢合被成候、敵より甲ニ矢を射付申候、

一 四月廿四日ニ、御意ニ而めぐり(堀)之城へ忍ニ参候、柳田殿・井出大藏殿・松永善六左衛門殿火をなけ入候、同心仕候、某城ニ忍ニ入、火を取候而大家之樋相ニなけ入候へ共、地ニ落申候而家者焼不申候、それより番屋ニ罷居候者老<sup>カ</sup>人討申候、其假城を下り申候、

一 四月、めぐりの城ニ御意を以はりふせニ忍登候、柳田殿・井出殿・某案内者仕候、

一 廻之濱ニ而堺目より参候者一人討申候、某鍵ニ而つき申候を村田殿内下茂与三左衛門与申仁討留申候、

一 下大隅御陳之時、七月御意ニ而高隈へ聞取ニ参候、

一 三日逗留仕候、案内者柴主馬父子、敵方之事候間狩野屋拂川与申山ニ隠入候而それより罷帰候、

一 同八月、御意ニ而又高隈江柴主馬父子同心仕、四日逗留申候、飯米も我々せをひ申鉢ニ候、

一 十月、御意ニ而下大隅田上之城忍ニ参候時、同心衆柳田外記殿・井出大藏殿・小野出雲殿・川田佐渡殿・酒瀬川豊前殿・川俣藤七兵衛殿・下人下瀬かひ迄忍ニ入罷帰候、

一 馬越着陳之内ニ、從貴久様牛根之城忍申候得与御意候間、六月ニ而同心衆田尻伊豆殿・嶋田民部殿黒加見迄被参候、柳田殿・井出殿牛根迄被参候、某城之堀之めん迄忍付罷帰候、

一 同拾一月、從清水新納刑部太夫殿御供申候而又牛根江参、皆々堀之面ニ御待被成、某老<sup>カ</sup>人堀ニ入候而見申候、

一 正月七日之夜はや崎御陣之時、牛根之城へこみ矢為可仕ニ参候而、城之主のおちニ而候安樂殿鉄鉋ニ而仕候、

一 御意ニ而酒瀬川豊前致同心庄内へ罷越候処、北郷一雲老より日向番屋之城忍申せと被仰付候へ共、大雪ニ而

罷帰候、其霜月廿日、日州御手ニ参候、

一 四月、飯(飯)肥山口三本松ニ而合戦仕候、同心衆おひ衆中馬武藏・黒岩平内左衛門、庄内衆小者龜沢主水・細山田主馬殿也、

一 日州高城へ豊後衆着陳申時、同心衆老岐筑後守殿・外山備中殿・切通豊前殿・伊地知丹後守殿・上村右近將殿、案内者地下之衆一人、上村殿与某兩人忍入候、一霜月十一日ニつり野臥之時、敵出候を新納形部(刑)太夫殿・加治木殿・おひ衆・くしま衆・川上助七殿諸所人数ニて豊後陳松山之城追くつし、頓而高城へ籠候、明十二日ニ豊後衆薩摩衆へ切掛り候時切返シ、大衆討終本被成候、其時某茂敵拾五六人討申候、但切捨也、  
 一 其日村田右衛門殿・同名宮内少輔・濱田喜兵衛・白木宗源左衛門・奥治部左衛門合戦仕候、其日之土氣初仕候、  
 一 七月十五日、ほうの川内ニ而高橋丹後与申者討申候、其忠節として村田右衛門殿より具足一領被下候、  
 一 十月朔日、矢崎城ニてつり野臥ニ敵老人討申候、同十五日ニ城詰之時、某外板へはしを掛、其橋より村田右衛門殿城内ニせめ入合戦被成候、それより内城之板木戸ニ而加治木殿・阿多源太殿・平野新左衛門殿・三原右京殿・比志嶋彦八郎殿・三五坊・右衛門殿、此人数

合戦被成候處、城内より切出候を堀あひニ而請留、某折目之合戦仕候、敵よりむな板をつきつめられはつしかね、せんかたなき處、村右衛門殿長刀持、太良兵衛か与申人長刀ニて敵打のけ候而のかり申候、其より内城之きしに付、屏こしの合戦又仕候、ちの上に鐘を請申候、  
 一 霜月廿六日、肥後ひ平破之時鐘仕候、  
 一 拾月、肥後勝代ニ而敵相候へ共、敵者弓を引なからころひ申候まゝのかし申候、其時村右衛門殿内山口五左衛門与申人手おひ申候、萬助与申者奉公申候、  
 一 花之山ニ而白石口之つり野臥之時、敵付かね申を某手おひたるふりを仕候而つりこみ申候處ニ、ふし原の間をくみ賦候而付留候、然処ニ村右衛門殿御才覚ニ而久木元小七与申者を敵近く遣し、矢をいかけのき候て見せ申候、我等事茂如前々仕候而見せ候へハ、敵追掛り參候、其内を十九人討取被成候、村右衛門殿敵討被成候、其外餘多分捕衆御座候、同原子口ニ而も右衛門殿分捕被成候、

一 福嶋地之湊おひ方より伊東殿御鑑之時、村田殿倅者二十人程某主取申候而横入仕候、村田殿内同名宮内少輔敵老人討被申候、某も海老原源三郎与申仁相うち衆所塚肥前殿・川崎紀伊殿也、其時又折目之鑑村田宮内少輔合被申候、

一 七月、御意ニ而南郷之内本マ之迫志賀道易・山口大蔵同心ニて罷出、豊後岡之城見切申候、兩人共ニ夫ニ罷成、馬を老疋ツ、引、岡城蔵ニ荷物取ニ参候へ共、荷物者無御座候而、田間らひ之町ニ荷物御座候を付候而本ノマ、  
本ノマ 之迫ニ罷帰候、

一 八月中旬、御意ニ而八木主水殿同心ニ而、又豊後入田殿へ御使ニ参候、其時つかむれの見切ニ参候、

一 四月、肥前高木嶋原御陳之時、村田右衛門殿供仕、右衛門殿敵討被成候、我等も合戦仕候、

一 豊後之國へ御出馬之刻、嶋津中務少輔殿三江口より御大将として御入候、村右衛門殿御供被成候、我等も同前ニ御供申候、然處にうの嶋城之麓唐仁町破之時、町城戸三重打破、城ニ向たる方々せめ入候處、敵切出候

条、味方何れもくつれ候ニ付、城ニ為向城戸近く我等さし申候得共せき破敵切出候、其時右衛門殿内平峯藤次郎与申人奉公仕候、其後城より三番目之城戸ニ而受留合戦仕候而柴田之礼能討申候、其時我等敵より溝ニ打こみ相切ニ切臥られおきあかり申候而、禮能と打くびを取申候、其時伊地知丹後殿子息松上与申、生年拾五歳ニて分捕被成候、又別口ニて某三人うち申候、  
 一 豊後曰杵石之鳥井ニ而掛野臥之時、敵老人討申候、同主水敵一人討申候、

一 同年満城詰之時、屏越之合戦仕候、此時村田右衛門殿甲之しころを城より鑑ニ而差取申候、

一 霜月廿四日、菱刈馬越之城詰之時、敵三人討申候、是も切捨也、村田右衛門殿供仕候、

一 傍ニ而てんとう之合戦仕候、其時右衛門殿打死被成候、一千石殿くつし之時、高田霧崎ニ而村田右衛門殿分捕被成候、我等も敵討申候、從其以來 大閤様御代与成、高麗へ御入候刻罷渡三年在陳仕、それより帰朝仕、高麗へ大明仁罷出候、玉葉御渡候船之上乗被仰付、罷渡





を着用仕、二尺三寸之脇差、長柄之鑓小者江持せ為申  
 由承候、伏見より関ヶ原之間者三日四日路ニ而候哉之  
 様ニ承候得共、軍衆多勢之儀ニ而、七日ニ御着之由承  
 申候、召烈申候小者若輩ニ而、三日目ニ付離候故、吾  
 与長柄之鑓を持御供仕候、其後御意ニ者、勘左衛門事  
 ハ重キ具足を着キ、武道具を持候而七日路を御供仕候  
 事無比類候通御意之由承候事、

一 惟新様兼而之御意ニ茂、上方之雜說承之、<sup>(⑩候ハ)</sup>長野勘左衛  
 門儀者、中馬大藏同前<sup>⑩必</sup>△可参与思召之由御意ニ

而候処、兩人共罷上候間、御感難有面目を取候由承候  
 事、

一 内府様御陳場ハ赤坂と申所ニ御取候由、<sup>(⑩由承候)</sup>九月十四日夜、  
 明ル十五日之合戦ニ御評定相極候由ニ付、川上四郎兵

衛殿・勘左衛門見合候通為申由候、様子ハ大敵無際限<sup>(⑩之)</sup>  
 候、普請共未仕候間、撰衆を百五拾人程被仰付候へか<sup>(⑩共)</sup>

し、左様ニ候者夜籠ニ内府様御陳場崩シ可申候、明日  
 ニ罷成候ハ、<sup>⑩成</sup>かかね可申由為申よし候、四郎兵衛  
 との被仰候者△大敵ヲ百五拾人ニ而、中<sup>(⑩之)</sup>何与可仕

哉与被仰候由、勘左衛門申候者、五拾人ツ、三手分、  
 白支度赤はちまきニ而伐込申候、申候ハ、としふミに  
 崩可申与存候、敵勢弥相續可申候、其上心も不知御味  
 方大将衆餘多ニ而候、必明日之軍ハ乱可申与存候由為  
 申候由候、四郎兵衛殿被仰候ハ、尤其儀ニ而も可有之  
 候得共、今宵之儀者惣而無人数之儀候条、其内より撰<sup>(⑩本)</sup>  
 衆百五拾人とても有間敷候、運次第之由被仰候而者<sup>由</sup>

△候、勘左衛門△申候者、運之極メおのつからニ而候、  
 犬死を仕候而者残多候と為申由候、此様子中馬大藏細

と我等へ申聞置候、大藏ハ無之人ニ而候、平山九郎左  
 衛門事、四郎兵衛殿與力ニ而関ヶ原へ罷立候間、委<sup>(⑩在)</sup>ク

被存候、九郎左衛門ハ于今堅固ニ罷在人ニ而候事、  
 一 四郎兵衛殿被仰候者、勘左衛門豊後・高麗方之大敵

ヲ見為申候候間、内府様御陳之人数如何程と見極候  
 へと被仰候、大形人数八万程と見及<sup>(⑩為)</sup>申由候、左様候

ハ、大藏へ勘左衛門申候者、内府様御勢拾万と見及  
 候得共、味方無人数ニ而候条、八万とハ内<sup>(⑩シテ)</sup>ヲ申候由、  
 為向後ニ而候間然と見及候得、我等事ハ今晚迄、明日

者人より先キニ打死可仕候、大藏江茂今宵迄之由申候  
由承候事、

一其夜中馬大藏江為申由候、大藏事ハ人ニ勝レ力もつよ  
き人ニ而候条、此節(⑩より)と心得被申、御側を不離我手柄  
をやめ、諸人敵合仕候共、大藏事ハ無用ニ而候、摺手(⑩摺)

も負候而者御為ニ成申ましく、其故ハ心も不知大將衆  
御陳場餘多ニ而候、心替とも候者必可乱候間、殿様

ハ御退可被成候、或ハ川ヲ御渡候とも、或難所ニ而候  
共、せをひ候て御供被申、御國江御下向被成候而、敵(⑩間)者

如何程為打取よりましたる御奉公ニ而候、相構而此儀  
相背間敷候、我等事ハ御供申度候得共、年茂及五拾候、

とても御供申届間敷候、扱者明日之合戦人より先キニ  
打死と思極候と、中馬大藏江我等親勘左衛門為申通、

大藏より我等江被申聞候、最早大藏も無之人ニ而候得  
共、細々我等江申聞置候条、如此候事、

一九月十五日未明より、石田殿・小西殿人数 内府様御  
勢指向鉄砲取合、其より太刀打ニ罷成、はけしき取合(⑩)  
とも致、而候刻、勘左衛門事能キ敵を打、首を取、川上四郎

兵衛殿へ向テ、今日之太刀初長野勘左衛門仕候与證跡  
御立候へと申候而、則首を捨、鎧を取大敵ニ詰入候(⑩間)

ヲ、出水衆中平山九郎左衛門、四郎兵衛殿側へ罷在、  
委ク見被申候、其場ニ而定而打死候半、九郎左衛門體  
ニ被申候事、

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一四〇二号文書ト同一文書ナルベシ)

右條々主人之御奉公何某先祖奉一命候事、古今不珠儀

ニ御座候得共、我等事知行高少茂無御座候、獅子嶋御  
仮屋番数年相勤申候、御仮屋付之知行拾石又拙者老人

分之飯米此中被下候、彼所江御鹿倉見廻並地下旅之船  
改、浦々江難所を越毎々仕候儀ニ候、年寄申候而不罷

成躰ニ候得共、少身ニ而堪忍可仕様無御座候付、于今  
獅子嶋江罷在儀ニ候、此等之旨可仕様ニ御地頭様御父

子様御取合奉頼候、以上、  
明曆貳年丙申九月十三日 長野勘左衛門(花押)

出水  
御喫衆中

## 覺

一 惟新様飯野江御住城之刻、年号ハ不存候、正月廿日求摩衆菱刈江打出候付、彼方よりも御注進被申上候由被聞召上候而、俄ニ御發向被成候故御供無人数ニ而御座候由承候、左様御座候得共、求摩衆多勢ニ而打出候、御大將様御装束ハ何色とも不承、六月(マ)をめしたる由承候、御大將与無紛奉見、敵一段与進懸申候而、味方あらく罷成候而御供衆纒五人之由候、乍去一騎當千之衆ニ而候故、敵恐をなしたるよし承候、左候處ニ間近く付懸、鎗七八本ニ而奉争釣を遣懸之由、左候へ者五人之御供二階堂右衛門兵衛・遠矢下総・財部傳内左衛門・大河平何某・長野仲左衛門五人ニ而静ニ御退被成候、左様ニ而殿様者川を御渡被成候、敵者向江と申川之沢邊ニ付懸候、左候而敵川を渡シ候へ者御大事と相見得申候処ニ、某祖父長野仲左衛門御跡ニさかり防候へ共、御一大事ニ奉見、川中ニ而御暇を申上差答候処ニ、能武者と見及候而武士余多取懸候故、河中ニ而引組敵之草摺之はつれ高股をつき候と承候、敵ハつき

ぬかれ、其刀をぬかず仲左衛門を打取、川より上たると承候、仲左衛門頸を敵余多ニ而うはひ申たる由承候、其間殿様三弓場程御退被成候処ニ、御勢相續被申たる由承候事、

一 白(伯)困様 龍伯様御兩殿様より仲左衛門女房ニ而候者江御使被下候、今度之合戦仲左衛門戦死仕候、定而迷惑ニ可存候得共、此度之儀者御家を奉續儀候条、女之子有之由被聞召上候間、御取立候而可被下候由 上意御座候通承置候事、

右之條々昔之儀御座候得共、于今證據人々茂御座有間敷候得共、無隠御奉公之儀ニ御座候条、古キ人々ハ承置候人出水江罷移候二階堂右衛門兵衛・遠矢下総入道兩人ニ而御座候、むかしに罷成候へ共、拙子承置候分書出申候事、

明曆二年丙申九月十三日

長野勘左衛門(花押)

出水

御囃衆中

「横山久内忠篤覺書」

94の1  
『正文在新納勇之進家来横山金左衛門家』

覺

「朱点記御文書」

「我等先祖事、忠久様従上方御下向之時分、東條安房

与申テ氏ハ藤原氏、家之字ハ忠ト云字を名乗、近衛殿

ヨリ被相添罷下候、左候而横川ヲ領シテ罷在、其後安

房事民部少ニ罷成、日向之合戦ニ木の脇むつ原ニテ

戦死仕候事、

「向之嶋ハ京八幡持にて野口殿被噉候、其後御家御領分

ニ罷成、右民部少嫡子安房を向之嶋横山江被召移、則

横山を名乗ル、左候而向之嶋廿五社之座主を仕、代々

相續ケ候処、座主横山大圓坊与云、一年 御家ニ神社

領衆崇りをなすと被聞召上候而、惣而左様之衆御法度

之時分切腹被仰付候、其孫四歳罷成を御助被成、鹿兒

嶋之内當所村へのき候て罷居候処、二階堂殿取むこニ

罷成、其後山伏ニ成横山大泉坊与云、我等家より座主

仕候て不叶儀ニ付、鹿兒嶋よりかけ候て座主相勤申候、

右大泉坊嫡子助八事、帖佐山田江被召移候、其時分下

大隅合戦御座候付、帖佐より罷立向嶋へ参候、其時分

ハ向嶋横山城ハ鎌田出雲殿格護被成候、左候処ニ下大

隅之敵向嶋へ小船をいくばくともしらす乗懸参候而、

神瀬之テつまりの時分神瀬之瀬わらへ船をかくし置、

左候而石之はさまに伏兵仕候、又野尻之燃之岩間ニ

船を引かけ候てふしくさ仕、左候而小舟一艘ニ二三人

乗候而、からすか嶋へ参りつりのふしに仕候を、かく

この外ニ候て横山助八申候ハ、下大隅之敵と見えてか

らすか嶋へ参候を、我々罷渡討取可申与申候而、小船

一艘ニ五人乗参候へハ敵逃申候間、仕合ニ追懸り参

候ニ、敵殊之外沖たかく逃申候間、是ハ不審ニ候、下

大隅之敵ならハ於こしまをさして社可参かと存、船を

ひかへ申候へ者、神瀬ニかい沓ツふきならすかと存候

へ者、船数如何程共しらす神瀬より押出、又野尻の燃

之脇よりも同前ニ船を出し、横山助八か船に押掛参候、

中ニも下大隅之船大将田上二之介殿間近く舟を押掛、  
散々ニ矢を射かけのき候、助八もかたのごとく射はら

いぐのき申候、左候処ニ味方之萩原又左衛門殿と申  
人、二之介殿之矢ニ當り相果被申候、皆々船中之者危  
く御座候処ニ、横山之城より鎌田出雲殿御覽候而、扱  
々此方之船ハ打取と相見得候与、雲州老小船より御ミ  
つき被成、かたのごとく御戦ひ候へとも、敵多勢ニ候  
故野尻之内山宮崎ニ船を着御のき被成候、右助八か舟  
野尻之も多之脇ニ舟を乗付のき申候、二之介等助八舟  
之上にての取合之儀、龍伯様則被聞召上、助八御  
前ニ被召出、玄蕃允与名を被下候、右之取合之證據鎌  
雲州老・横山安房殿・萩原<sup>(刑)</sup>形部左衛門殿ニ而候事、  
一逆瀬川豊前兵衛殿・玄蕃允なと企ニ而牛根の城ほり申  
候、様子ハ水ノ手ニほりとをし城より水取ニ可参者可  
打之くはたちニて候事、

一同所くつわの伏くさの時分も玄蕃允似合ニはたらき申  
候、其ふしくさニ下大隅衆<sup>(符カ)</sup>衆過分戦死ニ而候、中ニも  
陸之大将葉須和平次郎殿与申あかね胞衣をかけ大月の

立物にて、数人中ニもすくれて見得申候を、海ニ追は  
め候て鎌田出雲殿打取被成候事、

一其以後敷根・めくりのたゝかいニ付上井ニ被召移、其  
後又帖佐へ被召移罷居候處ニ、又々下大隅御手ニ参候  
時分垂水田上ニ被召移、其後肝付大崎へ被召移、日向  
御手ニ参候ニ付、日州財部へ被召移、其時分豊後大勢  
財部ノ高城へ陳を取ルニ付高城へ籠城ス、豊後大勢ほ  
ろひ運を開き、同國之内宮崎へ被召移罷居候処、肥後  
豊後之合戦御奉公相勤、其後大閣様薩摩入之刻、京衆  
川内口又ハ日向口より入来候時分、日向財部にて京衆  
与戦打死仕候ニ付、玄蕃允嫡子横山佐傳次母致同心、  
向之嶋へのき候、其後日州倉岡へ移罷居候事、  
一惟新様從飯野栗野江御移候時分、右之佐傳次本田源右  
衛門殿すゝめにて被召出候而、則横山弓内与名を被下、  
御奉公申候処ニ、又々惟新様帖佐へ被成御移候ニ付、  
致御供移申候事、

〔一〕  
一天正之十二月廿五日ニ、惟新様帖佐を被成御立、陸  
地にて被遊御上洛候、御歳者筑前之あまきの町にて被

遊候、左候而日數廿日ニ大坂ニ被成御着候、御宿ハ道正谷のたなべや道与之所ニ而候、右之刻御供仕上洛申候事、

一 惟新様高麗江被成御渡海候時分、御供申御奉公仕、高麗から嶋にて慶長之七月拾五日かと覚申候、唐嶋にて番船おつこミ被遊、赤國御入被成候、其砌も御供申候事、

一 慶長之八月十五日、高麗之内南門城御責被成候、かんなん人数人ほろひ申候、我等も似合之はたらき仕候、日本人衆四萬五千ニ而南門之城責申候事、

一 青國迄被成御通候事、我等御供申候、殿様そてんに御在陳被遊、但城之御普請ハ天下之人衆より御普請にて此方へ被成御渡候事、

一 慶長之十一月拾五日、むまのちと前ニかんなん人拾万にてそてんの城ニかけ申候、薩摩御人数万五千にてかんなん人を三里間切ほし申候事、

一 同年之拾二月十八日ニ、殿様小西摂津守殿御城ニ御迎被成御出候、左候刻番舟と戦候時分、出水衆中馬大

藏殿舟のかんはんにかかり候を被射立候を、我等きり乗候而殊外はたらき、舟の内之者をきりつめ、かりまた三筋共ニぬき取持候而又本舟ニのり申候、其證跡人川上掃部助殿・船頭加治木町之安右衛門此兩人にて候、其かり候を日本迄持帰り、餘多之衆に見せ申候而、其後中馬大藏殿へ返し申候事、

一 慶長三年拾二月廿五日、御帰陳之時分、はかたより御暇被下、國元へ参罷在候事、

一 同四年六月廿一日、庄内合戦矢合、恒吉之城せめ我等も御奉公申候、其證跡有馬次右衛門殿ニ而候事、

一 慶長九月、京都より 惟新様御召にて罷上候、左候而同五年之七月伏見城矢合、同八月ニ落城仕、我等も御奉公申候事、

一 同五年八月、美濃國関ヶ原合戦ニ付 惟新様被成御立候条、我等御供御奉公申候事、

一 惟新様・中書様御兩人にてすのまたの御番被遊候事、  
一 同年九月、美濃國ぎふ城落、同日すのまたのおいこミ御座候、石田治部少殿人衆竹よはなと申所にて七千被

討申由候、其日我等も殊外御奉公仕候、其證跡川上久右衛門殿・大田吉兵衛殿・新納弥太右衛門殿此三人にて候事、

一同日、奥かたの人衆赤坂へ陳を取申候事、

一慶長五年九月十四日之晩、殊外大雨降申候、 惟新様

関ヶ原江御なおし被成候、治部少殿人衆も同前ニ候事、

一同十五日之朝、治部少殿衆鳴左近殿奥方人衆と殊之外

合戦被仕候、其間使長壽院・毛利寛右衛門殿兩人にて候、数度御使無比類見得申候事、

一筑前中納言心替申候而、先手之飯野殿人衆と被取合、

大谷形部少殿陳をせめおとし、殊之外ノ合戦にて、それより此方之そなへにかゝる、其時分太刀始仕候、頭

取申則御前へ参候、其證跡白濱七介殿・伊集院半五郎

殿・矢野大次殿(久カ)・押川郷兵衛殿此衆ニ而候、其後飯野

殿先手之ほろかけ武者三人討果申候へ共頭取不申候、

けハしく候まゝうちすて仕候、其證跡白濱七介殿・伊

集院半五郎殿此兩人にて候、右之敵之内老人ハ馬乗、

七騎おり立のけ申候、無其隠候、関原之地より左之方

ニ懸る敵ニ而候事、

一同日惟新様御のき被成候時分、馬乗敵老人掛り参候、

我等鉄砲にて射留申候へハ其後敵御跡ニ不参候、其證

跡横山平次郎殿・成満寛右衛門殿・江波甚兵衛殿此衆

ニ而候、左候而道を五町程参候へハ、木脇久作殿被申

候ハ、今日御跡ハ休作仕候と被申候、久内相勉候由申

候而からかひ申候、我等申かり候、久作殿いかゝニ被

存候哉、適々敵之中にかけ入、長刀ニ而馬乗を伐おとし、馬老疋取候而 御前ニ参、誰そ御小姓之内草臥之

衆御座候ハ、可被為乗由被仰候、左様之刻も我等少シ

つぎ申候、其證跡白七介殿・江波甚兵衛殿・成満寛右

衛門殿・横山平次郎殿にて候、それより関原之町へ被

成御出候事、

一惟新様御のき被成由、青野原よりようらうたけニ治部

殿御座候、御使誰ニ而候はん哉と候へとも、誰も無之

候、左候処ニ伊勢平左衛門殿我等可参由被仰候而、御

使ニ被成御出候、上下三人馬ハかへらけ、扱も無比類

由何も被申候事、但治部殿御返事ニハ、今朝関原之御



合戦之様子、霧ふかくニ而見得不申候、扱ハ御のき候哉、それハ御待候へ、一同ニ御のき可被成由被仰候へ共、先へ御談合被遊候由候、一同北海道を御通候ハ、さほ山人衆勢同橋を取切候ハ、不人衆にて迎も御通被成儀可成難与御談合ニ而、先ニ伊賀之様ニ御のき被成候事、

一 惟新様御のき候刻、伊賀越之御案内者老人参合候而仕候、但美濃國之内水なし川原より大坂迄御供、大坂にて吉光之脇さしを被下候而罷帰候事、

一 御腹巻、雲鳥こへの坂半分程ニ而我等着用仕御供申、惟新様境井之塩屋孫右衛門所被成御座候、我等ハ惟新様御無事ニ御のき被成たる由 御上様奥様へ申上ニ大坂御使ニ参、左候而右之腹巻有川助兵衛殿・廣瀬吉左衛門殿此兩人にて御上様奥様へ上申候、其節御上様より直ニ御盃を被下候、左候而御出舟之刻ハ、きりのとりの御紋箱ヲせおひめ川江参、又境井へ参、惟新様を御舟ニ乗せ上申候、又め川江参、惟新様御上様御舟ニ取合申、國元之様ニ罷下候事、

一 慶長五ノ拾月十日、加治木にて御勸状被下候、其時分関原之敵討申候高名付ニ、我等討申候敵五人与付申候事無其隠候、御家之日記可有之候事、

一 我等嫡子佐金太事、惟新様元和三年八月十五日向之嶋湯之村へ御越被成候刻、御目見得仕、親名久内与被下候、拙者但馬と被下候、向之嶋衆中衆存知之方多々御座候事、

右之條々、我等長々相煩申候ニ付、為後代古日記なとにてくさり立召置者也、

横山但馬

忠篤墨印

寛永十九年九月吉日

(A.A.)  
ふ  
久八左衛門尉殿

御勸状写

94の2  
今度美濃國関原之合戦致粉骨、從其伊勢・近江・伊賀・大和・河内・和泉ニ至り、帰國之路次傳、片時茂側を不  
相離、抽奉公之段、神妙之至、尤感入候、仍知行(五十石)宛行者也、

慶長五  
十月十日

惟新御黒印

横山弓内殿  
(忠篤)

(本文書ノ) ○ (ハ朱線ナリ)

(本文書ノ主文ハ「旧記雜録後編三」一二二一号文書トホガ同文ナリ)

(中表紙)

「天正十五年丁亥六月十五日

嶋津日述様御在京供奉之日記

「右之通家村源左衛門殿御上洛ニ御供被仕候時之日記之由ニテ、

家村次右衛門殿所持ニ而候を見申候内拔書いたし候、日述様

ハ龍伯公初之御名ニ而候」

但

家村源左衛門私ニ記置候拔書」

95 一八月朔日早朝打立候て、新納右衛門佐殿同心にて如境

罷下候か、聚樂之小路を参候ニ高札あり、然ハ関白様  
十月朔日より十日迄北野の森にて大茶湯可有之由高札  
見申候、趣ハ

御茶湯条々

一北野の森におゐて十月一日より十日の間ニ天氣次第大  
茶湯被成御沙汰付て、御名物共のこらす被相添、教寄  
執心の者ニみせさせらるへきため御もよほしなされ候  
事、

一茶湯於執心者又町人百姓已下ニよらず、釜一ツ、つる  
へ一ツ、のミもの一ツ、茶なきものハこかしにても不  
苦候間ひつさけ来仕懸へき事、

一座敷の儀ハ松原にて候之間、たゞミ一疊、但わひもの  
ハとちつけにてもいなまきニ也もくるしかるましき事、  
付所の義ハ次第不同たるへき事、

一日本の義ハ不申及、教寄心懸これ有ものハから國のも  
のまで可罷出事、遠國のものまでミせさせらるへきた  
め、十月一日まで日限御のへなされ候事、

一如此被仰出候義ハわひものをふひんニおほしめされて

の義候処、此度不罷出ものへ向後こかしをもたて候事  
無用との御吳見候、不罷出もの所へ参候ものも同前ぬ  
るものたるへき事、

一 佐ものニおゐてハたれく遠國のものによらず、御手  
前にて御茶可被下旨被仰出候事、

天正<sup>(十脱カ)</sup>五年七月 日

一 廿八日、義久様御上洛候、此日橋下迄御着候、

一 廿九日、八幡山茂打詠め行候へハ、太守様へ御迎船参  
候、御召候て淀の城下へ御着候て、橋など御いらん候  
て、此日京都へ御着候処、細河幽齋様被成御打向、東  
寺の門まで御差出候、御門にて御参會候て被成御案、

今下京六条の法花寺御着候、

近衛殿

一 九月一日ニ太守様御宿へ龍山様被成御礼候、此晚道正

へ太守様御宿御直へ御供衆も上京一条の様御宿被直候、

一 二日、太守様聚樂へ被成御出頭候、御供衆も被相揃巳

刻時分御参候、太守様其日御将束玉虫色の御袷くろぎ

御懸也、御供衆茂おもひくの御袷也、

此日御参候御様子、

嶋津又一郎殿御兄弟、嶋津又四郎殿、嶋津<sup>老中</sup>圖書入道殿、

北郷宗次郎殿御兄弟、伊集院<sup>老中</sup>右衛門大夫殿父子、大野

治部太輔殿、同名左近将監殿、御劍平田左馬介殿、同

名豊前守殿、同平六殿、吉岡藏人殿、新納右衛門佐殿、

町田左京亮殿、本田大炊太夫殿、同名右衛門佐殿、同

名新介殿、同名<sup>御筆者</sup>刑部少輔殿、同名<sup>部イ</sup>治右衛門尉殿、阿多

掃部助殿、川上助七殿、田代刑部少輔殿、敷祢三郎五

郎殿、肥後助太郎殿、和田玄番助殿、三原三郎次郎殿、

同名右京亮殿、同名源三郎殿、同名藤次殿、佐多宮内

少輔殿、鎌田治部左衛門殿、伊地知縫殿介殿、同名勘

解由左衛門殿、同名刑部少輔殿、税所新介殿、岩切雅

樂助殿、白濱次郎左衛門殿、伊地知民部太輔殿、有川

長門守殿、同弥次郎殿、村田雅樂助殿、梅北宮内左衛

門殿、高城珠長、木脇大炊介殿、比志嶋宮内少輔殿、

野村吉次殿、<sup>部イ</sup>税所助九郎殿、同彦八郎殿、小嶋縫殿助

殿、家村源左衛門殿、松田和泉守殿、三嶋九郎左衛門

殿、八木越後入道殿、徳永源五郎殿、<sup>左衛門殿</sup>瀬戸口与介殿、

市成掃部兵衛殿、瀬戸口藤兵衛殿、宅間与八左衛門殿、

宮里掃部助殿、福崎新兵衛殿、妖肥之地頭上原兵部少輔殿、木脇之平田狩野介殿、横川伊集院助七郎殿、久木久南木狩野介殿、野村監介殿、新納左京亮殿、井牟禮善五郎殿、

外城衆

曾於郡

稅所右衛門兵衛尉殿、肥後勘解由左衛門尉、徳持三郎

次郎殿、

帖佐衆

谷山筑前守殿、黒木新介殿、大井八郎佐衛門殿、上村

雅樂殿、柚木二郎四郎殿、

大隅吉田衆

村岡城介殿、河越民部左衛門尉殿、宮内源介殿、

かせた衆

井尻九郎左衛門殿、御同朋衆野間宗圓齋 『欠』西風

三位、

かう山衆

遠矢金兵衛殿、野村狩野介殿、従跡々衆肝付三郎殿、

肝付彈正殿、真幸衆、大隅衆、庄内衆 『里』黒田二郎

左衛門方川野主稅允殿、 『欠』山崎治部少輔殿、垂

野源太左衛門殿、平野左近將監殿、

御祈禱坊主

伊作本坊

御小者

川村金兵衛尉方 藤吉兵衛尉 末田主馬マ允マ 有馬番  
左衛門尉 吉右衛門尉 四本勘允 乗坊善坊

御中間衆

巳之刻時分義久様御輿也、若衆少々走り、無余儀 又

一郎殿・又四郎殿・北郷殿・忠棟・忠長、御傍衆為始

歴々國衆従跡々御供也、細川幽齋様太刀賣町金町を直

御参候、先幽齋様御館へ御入候て、時節をうかゞひ候

て聚樂へ御参候、此日微雨都の空を打そゞき、縦者堯

九舜の御代ニ三日一雨五日一風、雨不揺堤、風不鳴枝

の時にあへる、ひるの時分空少晴たるニ幽齋御奏者に

て御参候、先聚樂之躰大方程々四方東南西北天石懸本ノマ

縦千曳計石を十廣本ノマ廿廣ニ疊上、堀の四十間計ニ水を

堪、上ニ土屏ヲ上ケ、高き殿主空ニ聳ほそきか不知、

其際殿の数金銀珠玉を纏門の躰鐵を打くゞミ、一寸計

のいほをせきくとならへ、内ニ馬場を堅横ニ通、築

地ヲつき、其中ニ楨檜之山松を植、大巖小石のさ本ノマひか

を以山海雲水をまなひ、金殿重疊たる『欠』の数、御

『本ノマ』

「多端なり、さて」  
殿の躰築地の<sup>上葺</sup>ニ<sup>到迄</sup>「欠」彼葺を磨上、金銅種  
の金物「欠」たり、其あひくかのゝたくミハ「欠」姿  
山鳥金衣啼曲の囀来「欠」千草のをの粧ひ、色くくの  
筆力をくしあらハされし事、不及凡慮候「欠」所外  
の御屋形くくの数美吉少将殿屋形、羽柴大納言殿屋  
形、伊勢之御本所様屋形、羽柴小吉殿屋形、備前少将  
殿屋形、其外國々の屋形くく其数不知、誠太平天子朝  
元日堂雲車駕タル六龍出仕の躰、誠十二街中の小路に  
ハ毎朝奉帚平明、金門ひらきみれは殿主高樓一百家の  
うちへハ、自是三千第一の名門家聚萃てハ独分明なら  
ん、美人を褒め御所の間へ幽齋様御奏者にて義久へ被  
成御参會候、謹終日の御會尺なり、儒御名馬梨子地の  
鞍かいて被成御拜領候、此晚閑白殿御案内日にて聚樂  
を義久へ御見物なされ候時、先六の宮の御所殿主の数  
みなのこらす候、御供衆迄茂閑白殿御意にて一見させ  
られ候、其後細川殿太守様へ御暇与申候て御小宿の様  
ニ御帰候へハ、戌之刻時分也、

「本ノマ、」  
取置候由申候

白坂氏系図文書

(表紙)

文化二年丑十一月草稿之也

藤原姓白坂氏系圖

八世家督

白坂次郎兵衛篤義

(表紙見返)

1 年号月日又ハ名前等書違ヘ有之、或ハ文之書様ニ而事實之意味格別相替り、難聞得處も多ク可有之儀、不才之拙文必定と存候間、此等之儀はそれしや(其者)へ御頼被成候節、貴家諸書付不淺又被差遣、被為引合候上御書直候儀肝要ニ候、往々被相傳候ものニ候間、少しニ而も偽を傳候而ハ甚以如何成事候間、口達ニても可申置候へとも、為念

書付置候事、

(本文書ハ朱書ナリ)

2

藤原姓白坂氏系圖「并」序

隅州内之浦ニ家世為<sub>レ</sub>士者、蓋有<sub>二</sub>五六十戸<sub>一</sub>焉、謂<sub>二</sub>之郷士<sub>一</sub>、而戸籍以<sub>二</sub>白坂<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>第一、故邑人稱<sub>二</sub>之家高<sub>一</sub>也、今仍食<sub>二</sub>四十有餘石<sub>一</sub>、傳是、其先遷<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>本府<sub>一</sub>世為<sub>二</sub>邑之掌吏<sub>一</sub>焉、其稱<sub>二</sub>家高<sub>一</sub>也、不<sub>二</sub>亦宜<sub>一</sub>哉、予吏<sub>二</sub>遊此<sub>一</sub>者再<sub>二</sub>于今<sub>一</sub>矣、每<sub>レ</sub>乘<sub>二</sub>其閑暇<sub>一</sub>則訪<sub>二</sub>三郷士<sub>一</sub>、消<sub>二</sub>以旅愁<sub>一</sub>、篤義即其所<sub>二</sub>友善<sub>一</sub>而所謂<sub>二</sub>其白坂氏者也<sub>一</sub>、一日、予告<sub>二</sub>篤義<sub>一</sub>曰、嗜足下、曰<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>家、頗無<sub>レ</sub>雙<sub>一</sub>郷、而今不<sub>レ</sub>系<sub>二</sub>錄其舊德也<sub>一</sub>、豈不<sub>二</sub>是遺憾<sub>一</sub>乎、世遠人亡、事其愈闕、足下何不<sub>二</sub>錄而傳<sub>一</sub>、篤義曰、僕已有<sub>レ</sub>志<sub>二</sub>於斯<sub>一</sub>、然徒以<sub>レ</sub>鄙邑無<sub>レ</sub>其與<sub>レ</sub>之者、枉<sub>二</sub>至今日<sub>一</sub>、幸哉君言也、乃因起<sub>レ</sub>志矣、遂責<sub>二</sub>予稿<sub>一</sub>、願予不文何當<sub>二</sub>其責<sub>一</sub>、而責者益不<sub>レ</sub>止、予僻固<sub>レ</sub>翫古、自<sub>レ</sub>幼稚惟是竊耽、於是乎、遂忘<sub>二</sub>重愧<sub>一</sub>乃塞<sub>二</sub>其實<sub>一</sub>、是誠便<sub>レ</sub>於後之改正<sub>レ</sub>之者之起草<sub>上</sub>而已、惟恐有<sub>二</sub>蕪辭反以疑惑<sub>一</sub>矣、按<sub>二</sub>笥藏故諫<sub>一</sub>、夫白坂者故穰所氏、

姓藤原、以三龜甲為家紋云、而不<sub>レ</sub>知其所<sub>二</sub>自出<sub>一</sub>也、先世居隅州帖佐、而生三男焉、乃其父不<sub>レ</sub>傳、

長男曰吉兵衛、戰死閑原、次曰郷左衛門、仕為帖佐

噉職、仍子孫居焉、次曰篤辰、是始移於内之浦者

也、篤辰八世孫、即今篤義也、篤辰而下乃繼傳、而上今

不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>得考<sub>一</sub>、因姑以篤辰為始祖焉、而拾其繼傳者

以系錄爾、予又按大概記曰、白坂始臣屬北原氏、北

原氏衰、地入本藩之時、從亦服云云、蓋篤義白坂

亦其一族乎、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>得知<sub>一</sub>也、篤義今年十有九、少<sub>レ</sub>予五

歲、於<sub>レ</sub>為其人<sub>一</sub>也、猶予兄行、且能藏人拙、是予所<sub>二</sub>

以侍忘<sub>二</sub>重愧<sub>一</sub>也、是為序、

文化二年歲次乙丑冬十一月穀旦、本府伊地知季彬謹撰并

書之于内浦津亭、

【御番所<sub>二</sub>而候<sub>一</sub>】

### 3 白坂氏系譜後序

僅餘成童、余為監吏、往守番鎮於内之浦、凡兩次矣、

時有郷土白坂篤義者、少<sub>レ</sub>余五年、官暇往來如載此

序、應<sub>二</sub>渠有<sub>レ</sub>責、稿<sub>二</sub>其系譜<sub>一</sub>、而未<sub>二</sub>幾年<sub>一</sub>余坐<sub>二</sub>黨敗<sub>一</sub>、

荐遭謫綱、坎壞纏身、以險六十一、始蒙<sub>二</sub>恩赦<sub>一</sub>、拜<sub>二</sub>

軍賦官、自<sub>二</sub>其巡<sub>レ</sub>郡、得<sub>二</sub>復覩<sub>レ</sub>此拙稿<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>大汚<sub>レ</sub>額、

乃論篤義曰、得<sub>二</sub>抱還<sub>レ</sub>宅務刪<sub>二</sub>拙愧<sub>一</sub>、渠亦歡囑、其後

余益不<sub>レ</sub>暇<sub>二</sub>公務<sub>一</sub>、迨<sub>レ</sub>險七十一、順聖公舉為<sub>二</sub>大史<sub>一</sub>、

令<sub>二</sub>博稽<sub>レ</sub>群籍<sub>一</sub>著<sub>二</sub>撰<sub>一</sub>、大祖秘譜上、安政四年、七十六始

成<sub>二</sub>其稿<sub>一</sub>、五月拜呈、辱賜<sub>二</sub>英覽<sub>一</sub>、甚得<sub>二</sub>以協<sub>一</sub>、明旨上、

乃其九月、特進<sub>二</sub>余官<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>行人<sub>一</sub>、益令<sub>二</sub>補訂<sub>一</sub>、翌年淨寫、

六月再呈、比<sub>二</sub>僅過<sub>レ</sub>旬、公嬰<sub>二</sub>疫痢<sub>一</sub>、七月奄薨、而

今公亦<sub>二</sub>久光公<sub>一</sub>、銜<sub>二</sub>顧命<sub>一</sub>趨<sub>二</sub>京師<sub>一</sub>、聞<sub>二</sub>大祖画像藏<sub>一</sub>

于梅尾高山寺上、令<sub>二</sub>視<sub>レ</sub>余寫<sub>一</sub>精質<sub>二</sub>實否<sub>一</sub>記<sub>二</sub>其來由<sub>一</sub>、或

令<sub>二</sub>纂輯<sub>レ</sub>花尾社傳及<sub>一</sub>順聖公年譜等數十卷上、每<sub>二</sub>稿成呈<sub>一</sub>

輒蒙<sub>二</sub>褒擢<sub>一</sub>、歷<sub>二</sub>砲隊卒將<sub>一</sub>、陞<sub>二</sub>市正班<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>田祿九拾

斛、而知<sub>二</sub>大史<sub>一</sub>皆如<sub>レ</sub>故也、繇<sub>二</sub>是夙夜孜孜<sub>一</sub>、寸暇難<sub>レ</sub>偷、

若<sub>二</sub>白坂譜<sub>一</sub>惟<sub>二</sub>韜<sub>レ</sub>吾匱<sub>一</sub>、實如<sub>二</sub>以歲<sub>一</sub>、今茲十月、篤義孫

稱<sub>二</sub>壯次<sub>一</sub>者、來<sub>二</sub>訪余宅<sub>一</sub>、演<sub>二</sub>祖口辭<sub>一</sub>、厚求<sub>二</sub>此稿<sub>一</sub>、余問<sub>二</sub>

祖起居年齡、答<sub>二</sub>八十歲<sub>一</sub>、余方<sub>二</sub>八十五<sub>一</sub>、則應<sub>二</sub>必如<sub>レ</sub>答

也、未<sub>二</sub>嘗改撰<sub>一</sub>、仍<sub>二</sub>舊返<sub>レ</sub>之、匪<sub>二</sub>啻負<sub>レ</sub>約<sub>一</sub>、貽<sub>二</sub>笑永世<sub>一</sub>、

惟是<sub>二</sub>可憾<sub>一</sub>、然互保<sub>レ</sub>壽、結<sub>二</sub>六十二年<sub>一</sub>前之約、及<sub>二</sub>此授



受亦豈不奇珍乎、因叙卷端、以代返翰云爾、

慶應二年丙寅十月十二日

伊地知委安老撰

並書之

4  
●●  
『元祖』  
篤辰

大學坊 以益

○天正十二年甲申誕生、

○篤辰為君有禱、為修驗者、因名大學坊、是不家世業而襲以爾也、

○慶長五年庚子歲、篤義修行於大峯山矣、既脫山而

道出大坂、會我

『義弘公御法名』松齡公屬関西已軍濃州関原、篤辰同行三人、二人

失名自是還、篤辰時年十七、聞之距離、乃橫長劍

長三尺三寸、直趨獨詣関原、乃前公陳處、公幸喜

以所入公陳也、九月十五日東西縦兵、大戰於関原、

西軍遂敗、公軍彊獨當之、從兵多戰死、遂大所

敗、公猶磨士卒、愈以冒東圍、自欲觸戰已死、

401

○『正文在嫡家』

於是臣皆諫而使聞還之、行收散兵、其危且難遁也、日時有教矣、乃道勢江諸州、而出界浦、乃櫛船而遂皈國也、始公脫其危也、從臣死於恩義、有不苟離公側而能從護者之力故也、是蓋稱三十五人、公既還皆賜之感牘、采地各有數、事在世舊記、偏人之所賞話也、篤辰亦其一員而乃賜五十石也、其公牘曰、

今度美濃國関ヶ原之合戰ニ致粉骨、自其伊勢・近

江・伊賀・大和・河内・和泉ニ到帰國之路次傳、

片時も側を不相離、抽奉公之段、神妙之至、尤感

入候、仍知行五十石宛行者也、

慶長五

十月十日

『義弘公御事』  
維新御在判

大學坊

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一三六号文書ト同一文書ナルベシ)

○篤辰事 松齡於帖佐而居焉、是依祖先之舊處也、

○慶長十二年丁未冬、【義弘公コト】松齡公自帖佐遷加治木、時

篤辰亦從移焉、後【家久公コト】慈眼公時、又有命、去遷本

府鹿兒島而家焉、

○隅州内之浦者肝屬郡而北郷氏邑也、及北郷氏所

收、乃屬高山、寛永十三年、議始立之一郷、

公患新郷無官長、撰往鎮之者、於是國老島津下

野守久元・伊勢兵部少輔貞昌等使篤辰薦舉、公

聞、別賜新邑三十石於此、而往監之、篤辰既奉

命、使長男篤【ママ】分與、松齡公ノ感牘及其所賜五

十石、如故留居本府宅地以奉、公矣、自携二男篤

詣等、始移内之浦、實寛永十三年、篤辰年五十

三、篤詣年十九、【當時之地頭者此人歟、可追訂】方福屋伊賀兼昭為地頭之時也、

而篤辰與東郷豊前兵衛俱為噺職、乃與聞郷事、

遂家焉、

○是秋九月二十一日、公以吉利下總守・仁禮左近

將監賜篤辰所賜遷功三十石之采地目錄【也】、

○承應二年癸巳、篤辰年既七十矣、先是巳告老謝噺

職【已】教也、然【篤辰】前事、松齡公、慈眼公、

402

○「正文在文庫」

以上

乃以 貴所遷此、故亦無 貴命不可許之、今 公  
在東、公歸、聞白而許之、【其際必】彊必居職  
地頭福屋伊賀兼昭奉命、致書以諭之【也】、【而】  
是秋八月十六日、【遂有命】如請免噺職、乃以  
先公撰所遷篤辰之【之】子故、使子篤詣襲又任噺職  
矣、【而】如【有】事相議者、篤辰亦猶可與監之  
也、國老使相良主稅傳命地頭兼昭、以下之、  
兼昭致書諭之、凡篤辰在職十有八年、其中國  
老等所賜書許多章、今存者不別序次、皆從原文附  
錄于此、觀者其考別之、

一書申入候、然者以益事、最前ハ谷山移衆にて候  
へ共、當時者鹿兒島之高ニ而被罷居候、就夫彼人  
何にても似合ニ被召仕被下候様ニ与被申候、此等  
之旨、從我等以書狀可申入由候間如斯候、恐惶謹  
言、

『家久公御家老』  
伊勢兵部少輔

四月廿二日

貞昌(花押)

『家久公御家老島津久慶』

彈正大弼様

『島津久元』

下野守様

『左近將監久國乎』

川上將監様

人々御中

○『正文在文庫』

尚以内之浦之儀者、從他國商賣船參所にて候間、諸事可被入念候、題目きりしたん宗・一向宗などの儀も心かけ被承立、様子可承候、以上、  
中神内藏允所迄之傳書細々相達候、其地無事之由、此方同前ニ候間、可心易候、節々鹿兒嶋へ被相越候哉、承度候、内之浦之儀、東豊前兵談合候『東郷豊前兵也』内而諸事被入念肝要ニ候、手前之儀も与風上坂候而『之浦』思外之滞留痛入候、頓而御暇被下罷下可申談候、恐々謹言、

『家久公御家老島津氏』  
下野守

十月五日

久元

白坂以益

机下

○『正文在文庫』

極月十日之芳札令披見候、然者内々者背御法度、船を為賣由此許へも相聞得、千萬無心元候処、於公儀及御沙汰候へハ、諸郷(所)へも船をうりたるもの有之由ニ候、付而者先被聞召置、御帰候通承置候、何事もく其方と東前兵被居候間、無緩様可(ニ脱カ)被申付候、各之緩迄にてハ無之、我等失面目を儀『東郷奉前兵衛内之浦唼而篤辰相役也』にて候条、能々可被入念候、唯下々ハ少之事ニまよひ、無調法耳ニ候、就中其方之事ハ、惟新様為被召仕人之儀候条、一角可被入念候、恐々謹言、  
『家久公御家老島津氏』  
下野守

正月廿九日

久元

以益

○『正文在文庫』

以上

一昨十二日之夜之飛札、今朝辰之下刻到来、令披見候、蒲地<sup>(池)</sup>平右衛門方口上承届候、繼飛脚ニ而被相越候書状、今日申下刻来着候、被入念候段、即入御耳候、即刻村田藤兵殿被差遣候、万事可為演説候、恐々謹言、

『家久公御家老』

鳴津<sup>正</sup>

八月十四日

久慶

白坂以益老

回雁

406 ○『正文在文庫』

尚以神舞と

『紙滅消不可讀写也』

やられ候、以上、

大迫大學助殿便ニ、満尾對馬方迄之芳札令披見候、其許息災之由、目出度候、此方無別条候、我等も在江戸被仰付痛入候、可為御推察候、仍干小鯛三十預送過分ニ候、去年も音信候処、又々如此之仕合懇意之儀共候、尚来春者可致帰國候間、其節萬

可申談候、恐々謹言、

『御家老島津氏』

嶋圖書頭

六月五日

久通

以益老

机下

407 ○『正文在文庫』

猶く、此比者何方へも神舞▽見物無之

又々<sup>無事ニ候ハ慰可有之与存候、已上</sup>

『神舞云云猶有数字、紙磨滅難讀、以写故姑記尔』

一書令申候、其元無事候ハん、此方同前ニ候、今

度息一郎兵殿爰許御奉公仕合能相勸下ニて候間、

可為満足与存候、此地之様子ハ息可有咄候条、細

々不及申候、猶近月中罷下、萬々可申談候、恐々

謹言、

嶋圖書

五月廿五日

久通

白坂以益老

机下

408 ○『正文在文庫』

4の9

○『正文在文庫』

已上

一筆申候、貴所事、遮而用所儀御座候間、明日明後日之間此方可被相越候、必々待申候、恐々謹言、

『兵部少輔貞昌子』

伊勢大隅守

十月七日

貞昌豊

以益老

御宿所

猶々岸良之庄屋牧之瀬太郎兵衛子共同道ニ而被參候、御付状之終見參仕候、以上、

次ニ者、此中 上様御事ニ付、御禁断ニて候、

六月十九日より御明被成候、毎月廿日ニハ御

忌日ニて候間、御禁断たるへく候、所々へ御

廻文を以被仰渡候由承候間、其元へも可得相

聞候へ共、為心得申入候、以上、

一書令啓候、然者以益老内之浦噺役御托之由、去

年以来達而被為申候間、御息市一郎兵衛殿參合相良時之

4の10

○『正文在文庫』

御用人乎  
主税殿を頼存申上候、御返事として、去十三日ニ

被仰聞候、以益事ハ 上様御存知ニて為被召移人

にて候条、御留主ハ落着之御返事難被仰候、御帰

國之時分被伺御意候て可被仰聞候、其内之儀、子

息勘左衛門殿以益之代として御奉公可被成之由承

候間、其御心得尤ニ候、乍御太儀、右之趣ニ御坐

候間、御留守中ハ噺役之儀可被聞召候、何も御面

之刻巨細可申談候、恐々謹言、

『内之浦地頭』福屋伊賀

兼昭

七月廿一日

『内之浦噺』

白坂以益老

『内之浦噺』

吉井主膳殿

まいる御宿所

尚々主膳殿へ別帛ニて可申候へ共、片便ニ而

候間、先々如此候、いづれとも態可申候、勿

論以益老之儀、役ハ御免被成候、為御心得候、

以上、

○『正文在文庫』

猶以其地談合共可入儀者被承可有後見由候、  
左様可被成、心得候、以上、  
一筆令啓入候、然者貴老其許噉役之儀御侘之由被

能<sup>(應)</sup>一筆令啓候、仍而此中以益老内之浦噉役之御侘  
節々被申上候、今度從御老中被仰出候へ、此以前  
以益事 上様御存ニて、態内之浦へ被召移候其一  
筋之儀候条、子息勘左衛門殿へ則噉役被仰付候  
間、拙子前より其旨可申渡由、昨日相良主税殿御  
使ニて被仰聞候、先以目出度存候、幸今日此使急  
ニ早々状を以申候、猶諸慶從跡可申加候、恐々謹  
言、

『承應二年』

八月十七日

以益老

吉井主膳殿

白坂勘左衛門殿

『内之浦地頭』

福屋伊賀

兼昭

申上候、今度相良主税殿を以御老中様御返事御座

候通へ、最早老躰之儀候間、被成御差置候、左様

候へへ、先年 上様御存ニて、態内之浦へ為被召

移儀候其一筋ニ而候間、則子息勘左衛門殿へ噉役

被仰付候、此旨為我等可申渡之由被仰聞候、其心

得尤ニ候、恐々謹言、

『内之浦噉地頭』

福屋伊賀

『承應二年』  
八月十九日

兼昭

以益老

御宿所

○明曆四年戊戌六月廿六日、以病卒於内之浦、享年

七十五、諡權大僧都法印大覺、葬感應寺、

○篤辰妻不知何氏女、以萬治二年己亥四月十五日卒、

法名月窓心妙大姉、葬右夫側、

①篤  
②

市郎兵衛

○父篤辰拜 命遷内之浦、時使篤○留于家居本府、而附與之

松齡公感贖及所賞賜采地五十石也、是以篤○不從移、乃受讓居鹿兒島、如故、

○延寶四年丙辰十二月廿三日客死加治木、法名超山遊越居士

男子

早世

女子

本府士関五左衛門○妻

○篤

市郎右衛門

○篤○依無嗣為養子、實伊作士田部氏子也、

『右以上かこしま白坂氏へ被相尋度候、随分分明相知可申候、左候へ、篤辰以上も相知候間、御系次可被成候』

『二代』  
篤詣

為右エ門 勘左衛門

○元和四年戊午生、母氏不傳、

4012

○父篤辰奉 命遷内之浦、時篤詣亦從而移焉、事記篤辰譜中、

○寛永十五年戊寅春、篤辰年二十一、與父篤辰俱軍於肥前島原之役、乃至薩州出水、既聞其鎮、於是

有 命、不往而遂飯云、

○承應二年癸丑八月十六日、有 命父篤辰致仕、篤詣以受統故襲為噯職、國老使相良主稅傳地頭福屋兼昭以拜 命也、兼昭乃致書諭之、其書載于左、

○『正文在文庫』

猶以所中へ出合共ニて無余儀談合共可入儀へ、以益被承可有後見之由候間、其心得尤候、以上、

一書令啓入候、仍而以益老噯役久々御侘にて候、今度相良主稅殿を以、御老中様より御返事御坐候通者、以益事老躰之儀候間被差置候由候、然者最前 上様御存知にて、態内之浦へ被召移候其一筋ニ而候条、則貴殿へ噯役被仰付候、其旨為拙子可

申渡由被仰聞候間、其御心得ニ而吉井主膳殿へ向  
後諸事可被成談合候、為其一筆如此候、恐々謹言、  
『内之浦嘜』

『承應二年』  
八月十九日  
福屋伊賀  
兼昭

白坂勘左衛門殿  
御宿所

○正保二年乙酉二月、父篤辰手自寫 松齡公感牘以  
與篤詣、原文在篤辰譜中、故不復録于此也、

○娶小栗子甚五左エ門○女為妻、無子元禄九年丙子九月三日死、法名蓮池妙實大姉、葬感應寺、

○寛文七年丁未七月二十六日卒、年五十、法名秋山昌岳居士、葬感應寺、

女子  
帖佐士白坂郷左エ門篤○室

○生死年月闕、因不知兄弟何次、姑繫系末尔、

▲篤○  
甚五左エ門

○内之浦新立一郷之時、有 命賜宅地、所謂十五  
士中也、  
『始内之浦郷立時、齊賜宅地者有十五人、傳曰十五ヶ所、甚五左エ門其一人也』

○本姓小栗子氏、以篤詣孀故、篤辰許白坂氏、因  
請 官府改之、是以準庶子、繫録于此云、

「長」  
篤○  
甚左衛門  
六代孫内之浦士白坂伊左エ門

「三男」  
篤○  
五左衛門

○從父兄號白坂氏、  
○内之浦十五士之中妹尾氏有各家潰、於是収其宅地、  
賜之篤○也、因以別樹家内之浦士籍云、

「三代」  
篤那

始清○ 幼名左傳次 傳左エ門 次郎兵衛  
○篤詣卒、而無嗣、故篤那為後嗣、實高山土吉田次郎兵衛清宣男、母日高休左エ門○女、始以正保



二年乙酉八月十八日生篤那、篤那九歳而喪母、又十歳而喪父、乃倚家兄及外祖母、以得長也、

○萬治五年己亥十二月、篤那年十五、未白坂時游學本府、私事國老新納又左エ門久了家、久了高山地頭也、而從小畑景憲、傳甲州兵法、後師事高弟杉山八藏、日夜孜孜精勵焉、因其常所友者、皆當時有名士也、篤那心意、誠吾良師莫如焉、因其事也、苦身焦思以盡力矣、久了亦褒其能承意少失每事、寵之尤涯云、

○寛文七年、上使竹林又兵衛・向井八郎兵衛以御船奉行持節巡監諸州津浦、是夏入我國、太守光久公命御家老久了、先往志布志賓迎之、時篤那被舉始歸故士員乃為久了與力役而從行也、

○是秋、篤那為篤詣嗣、冬十一月十三日、始入内之浦、乃繼白坂家、

○寛文八年戊申二月、為横目、秋八月、娶鹿屋士長野市兵衛女、  
〔華室妙連大姉 享保十三年八月二日死 高津綱實〕  
○十一年辛亥 太玄公始東入朝、篤那以先驅步行御

從焉、直衛江邸、是歲改名次郎兵衛、時會芝邸後

宮立、乃總監黑葛原吉左エ門也、篤那奉命為筆

吏、事畢後、有賜與功者、篤那亦賜御帷子一襲、  
七月、屬總監發邸、九月朔日飯國、

○延寶二年夏、太玄公入朝、篤那與濱田仲兵衛以日帳役從東、翌十二月、從公飯國亦下、

○五年丁巳四月廿日、為噉職、

○六年戊午十月、為國老久了之與力役、乃詣本府、  
主宗家白坂氏家、

○天和元年辛酉、太玄公參觀、國老久了供奉、篤那以筆者與力屬久了、從東、

○天和二年壬戌十月、大玄公下國、篤那從亦如東時久了預有約、私使篤那先發至勢州桑名而傳寫杉山家兵書、乃往寫之、凡七日、主人日饗甚、已而歸國、遂請免與力也、

○三年癸亥十月、再為噉職、

○元禄六年癸酉夏、國老久了年方七十五矣、有命

將東、慮其已老赴遠之不亦易、撰舊識以從之、乃使人諭旨篤那請之從也、於是篤那不能辭、是歲二月、止嘜職為筆者與力、乃從東、六月廿七日至高輪邸、明年秋亦屬而下、飯吾家也、

○元祿八年乙亥春、為大坂邸藏役御物、二月朔日發

本府、三月五日、至大坂繼迄九年丙子八朔勤畢之、冬十一月廿日下國、廿五日飯宅、

○十二年己卯、有命為京都邸御買物役、六月廿八日出本府、月廿八日至邸、代渋谷嘉右エ門『勤之』、

○元祿十三年庚辰夏、使篤那『幸』領御茶壺往江戶、六月十三日發京邸、廿四日至江戶、事畢七月八日飯京邸、

○是冬、依龜姬翁主出適近衛家事、有自蓮光院上書寬陽公於江戶、其事在急、乃篤那奉命、十二月九日發京邸、十五日至芝邸、就宮之原甚太夫上之、廿八日、奉返書且應徵詣陽和公高輪邸、事畢直發、明年正月四日返京、復命蓮光院、

○元祿十四年辛巳秋、代中村十郎右エ門、九月四日發京都至大坂、乃藏奉行伊地知五兵衛重奉命旨、使篤那諭旨、往高野山詐徒私詣蓮金院、自乘者而從、便預筭修補愛染堂費也、十日發大坂至山中、如旨行之、十五日還大坂、以書委白而後下國、

○寶永元年甲申、世子淨國公入國城、乃使新納治

部往江戶以謝之、篤那為『治部』與力役、七月朔日屬久○發本府、方至三島驛、聞太玄公病甚、於是久○減從人、乃急道繼夜、使篤那領從臣等、

一日後至高輪邸、久了登城禮事畢、九月十日、久持奉書發、篤那從亦姑故、御家老川上式部使家

村平八傳命曰、依太玄公病、淨國公已東、日夜奔駕、已東當奉書『值公』於道值公『而』上之、

『因』每驛不寢『而』奉待『之』、勿致忽、若忽而事

脫則咎、婦其與力也、於是篤那勉勵應諸事、既及至桑名驛、遂奉逢公駕、於是久○謁本亭上奉

書、『治部』使事乃畢、廿日至大坂、十月十二日、

下着鹿兒島、久○乃慰旅功、賜白銀三枚、篤那時

六十歲也、

○享保五年庚子十月廿一日卒、享年七十六、法名雄庵宗英居士、葬感應寺、

女子

高山士日高武兵衛為安妻

○寛文十一年辛亥五月二日生、母鹿屋士長野市兵衛

長女享保十三年戊申八月二日卒、華室妙蓮大姉、葬感應寺、

○享保十九年甲寅十一月十二日卒、法名寂湛淨本大

姉

【四代】  
篤則

始篤行 佐太郎 大六

○延寶四年丙辰十月廿二日誕生、母同上、

貞享三年丙寅七月六日、元服於高山日高氏家、

○元祿四年辛未八月、改名大六、

○六年癸酉四月、 御家老新納又左衛門久了東行至

高輪邸、父篤那奉 命為筆者與力役、因篤則亦屬

久了上ノボ也、冬十二月、以伊地知八右衛門重堅御用人内之浦

地之薦ノス為先驅士御歩、事 寬陽公、

○元祿七年甲戌四月六日有 命、明年 淨國公始入下國

可為「其」供奉、其中宿衛如故、御用人上井五郎

左エ門傳 命、

○是歲十二月、有 寬陽公逝於國之訃、是故廿四日、

奉 命事 淨國公、

○八年乙亥六月十日、 淨國公始入國、發江邸、篤

則扈從、廿六日至伏見、父篤那為大坂藏役、乃會

來伏見、父子得相見、七月廿五日始入薩城、而供

奉人皆徵、府城賜食、八月二日篤則皈宅、

○廿八日、娶白坂十郎兵衛娘、

○元祿十二年己卯九月、為橫目、

○十六年癸未、請免ユルヤ橫目、

○寶永四年丁亥十二月六日、任嘜職、地頭鎌田六郎

大夫徵篤則於本府而傳命也、

○正德四年甲午七月十八日、以眼病請免嘜職、

○正德五年乙未五月十八日、又仕為組頭、是依去年

以疾免、已亦癒故預有以告也、

○享保八年癸卯正月、以組頭兼務地頭横目、

○九年甲辰七月、請致免組頭役、地頭横目如故、

○十年乙巳三月廿八日、再為噯職、

○是年四月免トモアリ五月廿三日、請免噯役兼地頭横目、

横目、

○寛延三年庚午十月十九日卒、年七十五、法名明庵

宗光居士、葬感應寺、

女子

高山土市米孫兵衛典廣妻

○元禄十一年戊寅二月廿一日生、母内之浦土白坂十

郎兵衛篤元文二年丁巳九月朔日卒、法名華嚴妙照大姉、葬感應寺、

○(マ)年、戊十二月廿九日卒、法名寒岩妙貞大姉高山へ被礼度候

篤榮五代

傳太郎 大右エ門

○元禄十四年辛巳八月八日誕生、母同上、

○享保四年己亥十月、娶妻婚姻、高山土大田惣右エ

門清安嫡女也、

○五年庚子五月九日、為横目、至江戸

○七年壬寅十二月八日、以明年東行請免横目、

○八年癸卯正月、為先驅御步行御歩、乃東行、勤番宿衛櫻田邸、

○享保九年甲辰閏四月下國、

○是秋八月十五日、為組頭、

○十年乙巳五月二十三日、有命兼為地頭横目、

○十二年丁未閏正月六日、轉為噯職、

○寛延二年己巳(マ)月日、請免噯職、

○寶曆七年丁丑十二月四日卒、年五十七、法号庵雄

賢心居士、葬感應寺、

篤寬二男

次市郎 勘左衛門 六郎右エ門

○寶永元年甲申十月廿二日生、母一生、

○請別樹家、轉任郡見廻・地頭横目・横目・組頭・噯職等、

○明和五年戊子十二月八日卒、年六十五、法名感阿

有榮居士

『六代』  
篤恒

佐傳次 次郎兵衛

○享保七年壬寅三月四日生於高山、母高山士大田恕  
兵衛清安長女天明元年辛丑八月二十三日卒、  
法名秋月妙心大姉、葬感應寺、

○寬延二年己巳十一月十三日、為地頭横目兼組頭、

○寶曆五年乙亥十月、脱組頭、偏ヒトカ為地頭横目、

○六年丙子二月朔日、應『地頭之』徵詣本府、乃有

命轉任組頭、

○寶曆九年己卯正月、有 命以組頭為副噺職、

『当代五拾石高上り被仰付候由被相札、心次第被書入度候事』

○十年庚辰十二月、為噺職、

○明和三年丙戌二月朔日、請免噺職、

○明和五年戊子十二月廿九日、再為噺職、地頭小林

仲太兵衛傳 命、

○天明二年壬寅、篤恒年既六十一矣、因告老、秋八

月六日、免職如請『也』、

○寬政八年丙辰八月廿日卒、年七十五、法名白蓮軒  
法航道安居士、葬感應寺、

女子

○享保十五年庚戌六月十七日夭亡、法名幻露童女  
篤陳『三男』

大六

○享保十五年庚戌九月十一日生、母同上、

○為叔父六郎右エ門篤寬養子、轉為郡見廻・地頭横

目・横目・組頭等、

『後養子連變之様ニも咄候人有之候、被札置度候』

○寬政五年（癸丑）十月十二日卒、法名義岳良勇居士

『三男』  
男子

郷助

○元文元年丙辰七月廿二日夭亡、年三歳、法号夢意

童男

『四男』  
實昆

大右エ門

○元文四年己未四月二日生、母同上、

○出繼東郷五郎右衛門○○之後、

男子

○延享三年丙寅十一月十一日生、母高山土吉川正左

衛門姉生乎享保十三年戊申正月廿五日、

「二女」  
女子

○寛延二年己巳正月生、母同上、

○三年庚午九月三日夭亡、年二、法号芳心童女

「三女」  
女子

岩永覺太夫堅「○」妻「堅」早死、有遺服、以年月日生、即女子

○寶曆元年辛未九月廿四日生、母同上、

「三女」  
女子

○寶曆五年乙亥五月十四日生、母同上、

○安永三年甲午七月朔日卒、法名紅山妙心大姉

「四女」  
女子

○宝曆八年戊寅十月廿九日生、母同上、

○安永三年甲午十一月九日卒、年十七、法号法屋妙

身大姉

「七代」  
●篤公

恕右エ門

○寶曆十一年辛巳五月廿四日誕生、母同腹、

○天明二年壬寅八月十三日、為組頭、後以多病請免

之、

○享和二年壬戌十一月十五日卒、年四十二、法名白

道心源居士、葬感應寺、

「女子」

○年 月 日生、母高山土小牧長助 姉篤  
公死後掃高山父家、

○寛政三年辛亥六月七日夭亡、法名本夢童女、葬感

應寺、

「八代」  
●篤義

三次郎

次郎兵衛

○篤公依無嗣為養子、實同郷土岩永玄喜堅○三男、

母嶺崎六左エ門長○嫡女、甫以天明七年丁未二月

六日誕生、

○文化元年甲子二月(マ)日、請許嗣篤公統、且改名次郎兵衛、

(以上伊地知季安自筆、以下ノ系譜ハ異筆ナリ)

○文化三年丙寅、娶坂本五兵衛女、

○文化九年壬申九月、為組頭、

○篤義依無嗣、文政九年丙戌九月、申良士養桑原藤太夫藤原周制次子為子、以女妻之、

○文政十年丁亥八月、為郷士年寄、

○天保二年辛卯四月、依病辭職、

○同六年乙未六月、告老隱居、讓家督篤教、

「明治七年二月六日卒、享年八十八歳」

「九代」篤教

初強次郎 大六 勘左衛門

○文化六年己巳七月四日生、母申良士松下正左衛門

平盛親女

○文政九年丙戌九月、為篤義養子、實申良士桑原藤

太夫藤原周制次子、

○同十年丁亥(マ)月、為地頭横目、

○天保三年壬辰二月、為横目、同年十二月、累遷組頭、

○篤教依無嗣、同十四年癸卯九月、養高山士日高曾

兵衛正陳次子為子、以長女妻之、

○天保十五年甲辰三月、為郷士年寄、

○嘉永七年甲寅二月、依病辭職、

(ハリ紙)

「明治十四年辛巳四月十七日、告老隱居、讓家督篤志、明治廿年丁亥正月四日卒、年七十九」

(別紙)

「明治十四年辛巳春、内之浦小學校建築ニ付金拾円寄附候処、為其賞木盃下賜相成候、本文左ノ通、

本縣士族

白坂勘左エ門

内之浦小學資トシテ金拾円寄附候段奇特ニ付、為其賞木盃壹個下賜候事、

明治十四年十月廿日

鹿兒島縣

「女子

○文化六年己巳八月八日生、母坂本五兵衛女

○文政九年丙戌九月、嫁篤教、  
年

○嘉永二年己酉二月廿五日死、年四十一、諡慈寶軒

法顏妙蓮大姉

『十代』  
篤志

壯次

○文政九年丙戌五月六日生、生母飯隈山救仁郷連臺

院女

○天保十四年癸卯九月、為篤教養子、實高山士日高

曾兵衛正陳次子、

○弘化三年丙午十二月、為組頭、

○萬延元年庚申十一月、依病辭職、

○安政四年丁巳八月、奉東武警衛之命、同月廿八

日、發本府至江戸舎芝邸、惟比年英佛等諸戎以屢

来泊也、

○同五年戊午、被獻方物幕府、篤志幸之、惟依每歲

例也、二月七日、登城納之、此日、私請得窺大廣

間・諸書院其他殿中之様、

○同年三月、有糶糧製儲之命、設局田町邸、御用人

三原藤五郎司之、篤志假以横目助副之、

○同年九月任滿、同月十四日發江戸、同月廿八日着

大坂、十月十四日發大坂、同月廿三日着豊前小倉、

翌廿四日發小倉、十一月六日着本府、同月十二日

歸邑、

○篤志在江戸中以節用不侈奉職不惰、同與衆有褒稱

之命、歸邑之後更復特恩之命、左備録之、

○

内之浦郷士

白坂壯次

右者、守衛為御用心出府被仰付置候処、諸事實素

ニ而御用筋心掛奇特之至付、其段者於江戸銘々江

申渡有之候、依之於所茂同様之者候者、以後役目

代り合等之節、其身相當之勤方被申付候様、地頭

江可申渡事、

別紙之通、今日肝付左門御取次を以被仰渡候間、



此段早々申越候、以上、

十一月十二日 中原七之丞

内之浦  
郷士年寄中

○文久元年辛酉六月、再為組頭、

○慶應二年丙寅三月、為噺、

○明治三年庚午正月、為軍務局調役助、是依常備隊  
編制也、

「五」  
○明治四年壬申三月十六日、三等里正兼戸長拜命、同年九月二  
十六日迄勤務、

一同五年九月廿七日、戸長拜命、同年八月十四日迄勤仕、

一同八年、土蔵ヲ新築ス、

一同十年八月十五日、戸長心得拜命、同十一年三月二日迄勤仕、

一同十一年三月三日、戸長拜命、同十三年八月廿七日迄勤務、

一同十三年十一月居宅ヲ改築ス、

(別紙)

「明治四年辛未三月、戸長ニ轉任ス、

明治十二年己卯八月廿二日、辭職、

明治十八年乙酉夏、非常ノ凶作ニシテ村内困難ニ

迫ル者へ救助トシテ米施與候処、左之通賞状下賜  
相成候、

鹿兒島縣大隅國肝屬郡  
南方村土族

白坂壯次

肝屬郡南方村窮民救恤トシテ金七円九拾八

錢ニ相當スル玄米施與候段、奇特ニ候事、

明治十八年十月三十日

鹿兒縣令從五位勲六等渡邊千秋

「長女」  
「五」  
○明治三十二年十一月二十六日卒、享年七十四歳

「長女」  
「ハル」  
女子

○文政十一年戊子正月十一日生、母篤義女

○天保十四年癸卯九月、嫁篤志、

「二女」  
女子  
○明治三十九年六月二十五日死、享年七十九歳

「冬子」  
女子

○文政十三年庚寅正月九日生、母同前、

○明治十四年七月二十一日死、享年五十二歳

「十一代」  
篤弼

勘十郎 生一

○嘉永三年庚戌十二月十日生、母篤教女

○慶応二年丙寅十一月、為地頭横目、

○明治三年庚午正月、為小頭、是依常備隊編制也、

「○同十年西郷隆盛ノ一擧ニ組シ、貴島清隊ニ属シ熊本田原坂ニ至ル

○明治十年三月十五日、熊本縣田原坂ニ於テ戦死、享年二十八、

一妻タイ、柏原秋原清二ノ姉、安政四年五月五日生、昭和六年八月八日死、享年七十七」

「二男」  
篤 早世

彌八郎

○安政六年己未十月五日生、母同前、

○文久二年壬戌七月廿一日死、諡 (マ)

(以下省略ス、尚本系圖ノ人名上ノ「●」・「○」・「●」・「▲」・「△」印並繋線ハ朱書ナリ)

(冊子奥書)

5 此冊元来不才ハ不及申、文法等も不案内ニテ、至而臆潰

なから、盲她を、それす候而書綴置候、此涯屹とそれし  
者へ御頼御書改可被成候、夫故誠ニ一旦之草案為見合と

存シ、朱書等処々書込、反古之様相成、甚見苦敷候得

共、最早又詰日も無之、其俣ニ而差上候、返すくも早

く御頓着御書直被下度、萬一此儘被召傳候而ハ拙者赤

面、世々貴孫に恥入り、永く迷惑之至候間、此儀者偏

に此節詰中御心安申馴候御よしミを以御躰察被下、御書

改候而此一冊ハ反古ニなし可被下候、被遣置候貴家文書

等者、先日御直ニ御返申置候間、是又慥ニ御聞届給度候

得と又相考候ハ、今少しハとめ打可申候得共、帰心せ

きたて誠ニ不首尾ながら、取込あらく閣筆候、尚細々

可面談候、穴賢、

津口番所詰

伊地知小十郎

文化二年乙丑十二月十一日

季彬

白坂次郎兵衛様



申上後之口達ニ而も可濟候得共、右冊中江實名等不相知  
且又生死年月等先に被遣置候書付之中ハ不相知儀段々有

6 「横川酒勾平右衛門景明覚書」

之、圈点などにて仕置候間、折々御札御書込可被成候、  
尤鹿兒島御同家へ、必御掛合被成度、左候へ、諸事猶又  
委敷儀可申候、以上、

(本文書ハ朱書ナリ)

一慶長十一丙午、 惟新義弘様関ヶ原御弓箭の恐れにと  
て、帖佐より平松に御移らせ給ふ時へ、酒勾城之介景  
明御供申て罷移る、かくて平松へ三年御居住有て又加  
治木へ御移せ給ふ時も、景明御供申て罷移候、去程元  
和元年乙卯五月、大坂の城秀頼様ニ御戦陣立ましく  
候時、 御屋形中納言家久様三ヶ國の諸軍勢を召列給  
ひて御發向し給ふ処に、於中途平戸ニ大坂城ハ落去し  
給ふとの御使有、其時諸軍勢ハ皆平戸より被召帰て、  
直ニ 家久様御上洛ましゝ給ふ時、景明御供奉仕也、  
其時加治木より川上四郎兵衛尉殿・阿多内膳正殿・南  
郷内匠允殿・辻伊左衛門殿・猿渡喜右衛門殿・羽嶋藏  
人殿・神戸五兵衛殿・白坂大学坊、都合加治木より廿

7 「慶長十九年御日記」

人御供被申たり、其節 大御所家康様へ京二条御城ニ  
家久様御登城被遊候也、于時慶安二年己丑八月吉祥日、  
平右衛門景明祖父景綱以来拵撫其一二而贈諸雲仍云  
爾、万歳々々万々歳、

酒勾城介殿

五月廿六日戊寅雨辰刻ヨリ晴、

一霧嶋山之脇坊衆へ御使大学坊被遣候、様子ハ般若寺別  
當坊霧嶋座主ニ被成相定候儀被仰渡候、

十月十日己丑晴、

一羽柴越中守殿へ為御使大学坊小倉へ被遣、并御状一通  
右之刻正源院へも御状御遣被成候、大学坊へ御たうふ  
く給候、

十月廿六日乙巳晴、

一羽柴越中守殿へ御使大学坊小倉ヨリ罷帰ニ付参候、御  
意趣奥ニ而直ニ被聞食候、

加治木衆中次第不同、

川上四郎兵衛尉 樺山長三郎

新納雅樂助 伊勢美濃守

此間百六十七人略ス、

白坂清左衛門

此間拾一人略ス、

白坂仲右衛門

此間三百拾一人略、

白坂大学坊

合四百九拾式人

帖佐衆中

本田助之丞

猿渡城之介

宮内佐渡守

白坂郷左衛門尉

元和元年六月十六日

右衆中帳加治木・吉田・山田・帖佐・蒲生人数、一年ニ  
一度、六月於加治木御振舞被下候時分、次第不同ニ参上  
之衆書記候帳之由也、

已上

先書ニ如申上候、若用もや御坐候と存、大学坊留置申候  
④共  
へハ、別ニ子細も無之候間、先差下申候、仍從懸川局此  
方迄被遣候間、則吉田九郎右衛門尉大学坊相付下申候、

別ニ從懸川様子も無御座候、將又此表之儀、此中同篇之

躰ニ候、次者七日於伏見御能為見物、各諸大名祇候候、

我々も罷出候刻、御法度條々被 仰出候、其御条書進献

之仕候、京中にも種々被仰出候由候而、下々取沙汰申事

ニ候、猶大学坊へ申合候条不能書載候、誠惶敬白、

陸奥守

家久御判

(元和元年乙)  
七月十日

進上

惟新様

惟新様

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」二二九〇・一四二二号文書、同附録二二八三〇号文  
書下同一文書ナルベシ)

寛永拾三年子

上

薩刃鹿兒嶋衆中屋敷御檢地帳

九月廿日

田尻嘉兵衛

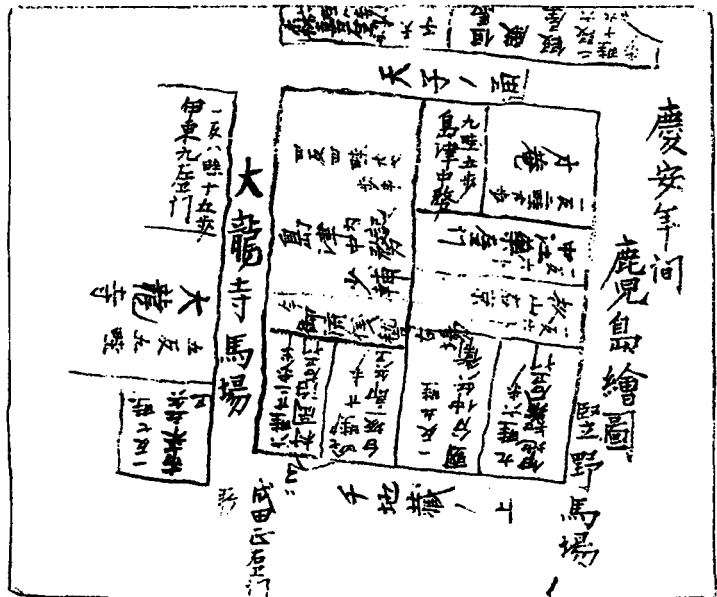
(本文書ハ「旧記雜錄後編五」九八三号文書ノ抄ナルベシ)

- 新堀より上
- 上屋敷一段四畝
- 中屋敷四畝六步
- 中屋敷七畝拾八步
- 中屋敷五畝四步
- 上屋敷一段三畝六步
- 中屋敷七畝六步
- 中屋敷二段四畝六步
- 中屋敷一段一畝拾二步
- 外ハ略ス、

岩元清左衛門

- 龜山又兵衛殿
- 永田藤左衛門殿  
「白坂市郎兵衛殿」  
以益
- 新納三河守殿  
「阿波守殿」
- 二階堂城之介殿
- 浦川金左衛門殿  
「内藤丞殿」
- 右馬頭殿  
假屋地
- 瑞仙

11



文  
書  
目  
録

## 例言

- 一 本巻に収めた「諸家系図文書」(巻五・六)「猿渡氏系譜文書」「重久氏系図」「諸旧記」(巻一〜巻六)「白坂氏系図文書」を、それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆の年紀は「」で囲んだ。また疑義の示されているものは「」で囲んで区別した。
- 一 年紀を欠くものうち、推定しうるものは( )で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。
- 一 原則として『鹿児島県史料 旧記雑録』及び『同 旧記雑録拾遺家わけ』にならない文書名を付けた。
- 一 重複等により省略した文書には※印を付し収録した。

諸家系図文書

「諸家系図文書 五」

番号	年	月	日	文書名
一五八	元弘	三年	八月廿九日	後醍醐天皇繪旨
一五九			十一月廿五日	後醍醐天皇繪旨
一六〇	正安	二年	十一月十九日	雜掌法橋隆宗書狀
一六一	久寿	二年	三月廿三日	源某下文
一六二	天授	三年	六月卅日	島津伊久宛行狀
一六三	建武	三年	十二月廿三日	足利直義下文
一六四	建武	三年	三月廿八日	足利尊氏御教書
一六五	嘉曆	四年	四月廿五日	沙弥道觀讓狀
一六六	「文和 三年」		八月十六日	兼阿 <small>本</small> 田讓狀
一六七	建武	二年	七月 <small>(六)</small>	島津貞久大番役請取狀
一六八	嘉曆	四年	三月二日	沙弥靜觀讓狀
一六九	正安	二年	六月十五日	藤原家泰讓狀
一七〇	正和	三年	三月十日	藤原家忠・同家泰運署活却狀
一七一	応安	七年	八月廿二日	尼聖興讓狀
一七二	応安	七年	八月廿二日	尼聖興讓狀
一七三	天正十九年	十二月	二日	石田三成署判人質番組
一七四	文和	三年	十一月十五日	兼阿 <small>本</small> 田讓狀
一七五	明德	三年	十二月十三日	本田兼久讓狀
一七六	正安	二年	六月十五日	藤原家泰売券
一七七	正慶	二年	閏二月十九日	島津道鑑 <small>貞</small> 所領安堵狀

番号	年	月	日	文書名
一七八	建武	二年	三月十一日	島津道鑑 <small>貞</small> 下文
一七九	建武	三年	三月十一日	本田久兼軍忠狀
一八〇	建武	四年	四月	本田久兼軍忠狀
一八一	建武	四年	十月	本田久兼軍忠狀
一八二	建武	四年	十月	本田久兼軍忠狀抄
一八三	建武	五年	三月	本田久兼軍忠狀
一八四	建武	五年	六月	本田久兼軍忠狀抄
一八五	建武	五年	六月	本田久兼軍忠狀抄
一八六	建武	五年	七月	本田久兼軍忠狀抄
一八七	建武	五年	七月	本田久兼軍忠狀抄
一八八	延文	五年	八月廿二日	島津道鑑 <small>貞</small> 下文
一八九			五月廿二日	北郷三久書狀
一九〇				稅所氏系図
一九一	曆応	二年	七月廿六日	酒勾久景預ケ狀
一九二	建武	四年	十一月	延時法仏軍忠狀
一九三	元亨	四年	十月廿一日	延時忠種着到狀
一九四				墓碑
一九五	文治	三年	十月廿五日	伴三子讓狀
一九六	寛喜	三年	二月十九日	平忠友讓狀
一九七	寛元	四年	十二月十一日	関東御教書
一九八	弘長	二年	八月十一日	島津忠時書下
一九九	弘長	四年	正月十三日	島津道仏 <small>忠</small> 時覆勘狀
二〇〇	文永	元年	十月十日	沙弥見仏讓狀
二〇一	文永 <small>(八年)</small>		五月廿日	沙弥見仏讓狀



二〇二	文永 九年 四月 三日	平忠俊・同忠恒連署讓状	二二六	元徳 二年 十月廿六日	渋谷覚禅施行状
二〇三	文永 九年 五月十七日	覚恵少貳博多津番役請取状	二二七の1	宝治 三年 二月十四日	をくまの太子讓状
二〇四	文永 十年 二月 廿日	島津久時書状	2	建長 五年 十一月廿六日	をくまのみちひさ讓状抄
二〇五	文永十一年 六月 三日	六波羅御教書	3	文永 十年 十一月十三日	れんしょう讓状抄
二〇六	弘安 八年 八月 十日	おおくらのさいあみたふつ讓状抄	(慶長 六年 二月十九日)	知行目錄抄	
二〇七	正応 六年 六月 六日	大藏種忠着到状	正慶 二年 (閏二) 二月 五日	沙弥覚念讓状	
二〇八	正安 元年 十二月十七日	鎮西御教書	二三一	建武 四年 三月 六日	延時信忠軍忠状
二〇九	正安 四年 八月 四日	在国司道雄代道弘和与状	二三二	建武 三年 四月廿五日	延時法仏着到状
二一〇	正安 四年 八月廿六日 <sup>(八)</sup>	守護代本性覆勘状	二三三	建武 三年 六月 日	延時法仏軍忠状
二一一	弘安 三年 七月 六日	少貳経資書状	二三四	建武 四年 八月 日	延時法仏軍忠状
二一二	弘安 五年 九月 日	正八幡宮司尊長安堵状	二三五	建武 四年 十一月廿一日	平忠村讓状抄
二二三	延慶 三年 九月 四日	沙弥道雄書下	二三六	曆応 四年 十一月十四日	沙弥覚禅施行状
二二四	正和 三年 五月 日	延時成仏代忠種陳状	二三七	曆応 四年 三月廿四日	高重茂奉書
二二五	正和 三年 八月 四日	鎮西御教書	二三八	(曆応) 四年 二月 日	新田宮執印友雄申状抄
二二六	正和 四年 九月 廿日	平忠兼一門連署証状	二二九	至徳 四年 閏五月 四日	宮内大輔三雄安堵状
二二七	元亨 二年 五月十六日	信忠活券抄	二四〇	(建武 二年カ)	薩摩国庄園郷保地頭職以下所領注進状断簡
二二八	嘉元 三年 三月十五日	ますとみそめう置文抄	二四一		米良周右衛門家系図
二二九	応長 二年 二月廿一日	上ふつゆつり状抄	二四二	文禄 元年 七月十五日	米良重良書状
二三〇	嘉曆 元年 十二月 五日	平忠治和与状	二四三	三月 八日	島津義弘書状
二三一	嘉曆 三年 十二月 五日	道嚴請取状抄	二四四	文禄 五年 十二月 二日	伊集院幸侃讓署判領知目錄
二三二	嘉曆 四年 四月 二日	道嚴請取状抄	二四五	文禄 四年 九月 三日	伊集院幸侃棟親連署証状
二三三	元徳 二年 七月廿二日	少貳資能書状	二四六	文禄 四年 六月廿八日	米良勝右衛門尉差出
二三四	元徳 二年 九月 日	新田宮雜掌道海重申状			
二三五	元徳 二年 十一月 日	延時名交名注文			

文書目録

二四七	慶長 八年十一月廿八日	伊集院抱節久・山田理安 有連署知行目録	二七〇	永仁 三年二月十日	羽島地頭檢地目録
二四八		伊集院幸侃書狀	二七一	永仁 二年十二月廿三日	檢注取帳抄
二四九		山田聖栄自記	二七二の1		
二五〇		末吉衆中根元記抄	2 元亨 三年十月六日		平忠永讓狀裏書
二五一	天授 三年二月九日	子督讓狀	二七三	元亨 元年十一月一日	平忠兼寄進狀
二五二		宮里惣右衛門系図	二七四	元亨 二年四月十一日	国分友貞宛行狀
二五三	宝治 二年七月十九日	彈正忠宗□下知狀	二七五	康永 四年七月廿五日	惟宗友重讓狀
二五四	曆応 四年七月七日	島津貞久書下	二七六	建徳 二年七月 日	沙弥禅惠讓狀
二五五		惟宗姓羽島氏系図	二七七	天授 二年三月 二日	めうゑん書下
二五六		羽島氏古系図	二七八	応安 七年十二月 五日	惟宗久成讓狀
二五七	永和 元年七月 日	国分久成軍忠狀	二七九	応永 七年六月 九日	禅室避狀
二五八	応永十九年三月廿四日	島津久豊宛行狀	二八〇	応永 八年三月 七日	禅祐讓狀
二五九	貞応 二年四月 日	関東下知狀	二八一	応永 廿八年五月 三日	沙弥通松讓狀
二六〇の1	寛元 四年十月廿九日	関東御教書	二八二	正長 二年十一月十五日	惟宗宗友讓狀
2 元亨 三年十月三日		関東御教書裏書	二八三	正長 二年十一月十五日	惟宗宗友讓狀
二六一	建徳 三年八月廿八日	禅惠讓狀	二八四	建徳 三年八月廿八日	禅惠讓狀
二六二	元亨 四年八月十日	鎮西下知狀	二八五	文祿 五年十一月 二日	伊集院幸侃署判領知目録
二六三	応永廿八年八月十三日	島津存忠豊安堵狀	二八六	慶長 六年十二月 三日	村田雅榮助署判加増目録
二六四	応永廿八年八月 九日	島津存忠久宛行狀	二八七	天和 三年正月十一日	羽島太郎左衛門寛書
二六五	宝徳 二年八月十日	島津忠国安堵狀	二八八		末吉衆中根元記抄
二六六	寛元 元年九月十三日	平忠茂讓狀	二八九	天明 八年六月十八日	川上親敷寛書
二六七	弘安 五年十二月 二日	平忠重讓狀	二九〇	寛喜 三年五月 日	善哉坊勝福寺鐘銘
二六八	応安 七年十二月 五日	惟宗久成避狀	二九一	建武 三年二月 四日	大前道貞軍忠狀
二六九の1	元亨 元年十一月 一日	平忠兼亮券	二九二	建武 三年正月十六日	良間請文
2 元亨 三年十月三日		平忠兼亮券裏書	二九三	建武 三年正月十八日	円觀請文
			二九四	建武 三年二月 七日	土持宣栄軍忠狀

二九五	建武三年	二月七日	土持宣榮軍忠狀	三二一	入田氏略系図
二九六	建武三年	二月十日	土持宣榮軍忠狀	三二二	大脇氏系図
二九七	建武三年	三月十日	足利尊氏軍勢催促狀	三二三	大脇親為譜
二九八	建武三年	三月廿八日	足利尊氏御教書	三二四	貞恒補任狀
二九九	建武三年	五月十二日	畠山直顯感狀	三二五	某袖判下文
三〇〇	建武三年	五月十五日	畠山直顯軍勢催促狀	三二六	後光嚴天皇口宣案
三〇一	建武四年	八月六日	足利直義感狀	三二七	足利義滿袖判宛行狀
三〇二	建武四年	九月十一日	畠山直顯奉狀	三二八	永享三年
三〇三	建武五年	三月十三日	畠山直顯軍勢催促狀	三二九	永享五年
三〇四	建武五年	五月六日	足利直義感狀	三三〇	貞和四年
三〇五	建武五年	七月十一日	足利直義感狀	三三一	貞治二年
三〇六	建武五年	九月廿日	畠山直顯軍勢催促狀	三三二	貞治四年
三〇七	建武五年	十月三日	畠山直顯軍勢催促狀	三三三	應永廿五年
三〇八	曆応二年	二月五日	畠山義顯直奉狀	三三四	應永廿九年
三〇九	曆応二年	十二月十三日	足利直義感狀	三三五	(元祿八年)
三一〇	延文六年	六月廿九日	一色範親感狀	三三六	(元祿八年)
三一〇	延文六年	十月九日	一色範親感狀	三三七	六月七日
三一一	延文六年	十月九日	一色範親感狀	三三六	六月七日
三一二	応安四年	十一月十四日	今川義範軍勢催促狀	三三七	六月七日
三二三	応安五年	五月廿日	今川了俊軍勢催促狀	三三八	六月七日
三三四	応安六年	四月四日	今川義範感狀	三三九	六月七日
三三五		十月廿七日	今川了俊書狀	三三九	六月七日
三三六			土持榮勝軍忠狀	三四〇	六月七日
三三七	「永和三年」十二月二日	二日	今川滿範書狀	三四一	六月七日
三三八	康曆元年	十月七日	今川滿範感狀	三四二	六月七日
三三九			古系図由緒書	三四三	六月七日
三二〇			伊東氏略系図	三四三	六月七日

三四四	建武 三年 六月十八日	建部清種軍忠狀	三七〇	元亨 三年 十二月 七日	関東下知狀
三四五	建武 三年 十一月廿一日	建部清種着到狀	三七一	元亨 四年 七月 五日	鎮西施行狀
三四六	建武 四年 正月 十日	建部清種軍忠狀	三七二	元応 元年 十月十五日	建部重清讓狀
三四七	建武 四年 三月十五日	土持重綱書狀	三七三	元亨 三年 十月 廿日	建部高清讓狀
三四八	建武 四年 四月廿三日	建部清種軍忠狀	三七四	元亨 四年 四月十四日	鎮西探題御教書
三四九	曆応 二年 四月 廿日	島山直頭感狀	三七五	元亨 四年 十月 一日	建部重清請取狀
三五〇	曆応 二年 八月 卅日	建部清種軍忠狀	三七六	元弘 三年 十二月 二日	掃部助某安堵狀
三五二	曆応 四年 閏四月 日	祢寢清種軍忠狀	三七七	康永 二年 十一月十一日	覚恵田地沾却狀
三五三	曆応 四年 十二月 廿日	島山直頭挙狀	三七八	永和 四年 十月廿九日	沙弥道種讓狀
三五四	曆応 五年 九月 日	祢寢清種軍忠狀	三七九	建長 五年 十二月廿八日	將軍 <small>宗尊</small> 親王家政所下文
三五五	観応 二年 八月 日	祢寢清種軍忠狀	三八〇	建長 六年 五月 八日	建部親綱配分狀
三五六	文和 三年 三月 日	祢寢道種軍忠狀	三八一	正応 二年 二月 十日	建部氏女讓狀
三五七	承久 三年 十二月 日	大隅国守護所下文	三八二	嘉元 二年 三月十五日	平氏女讓狀
三五八	建武 四年 六月 日	祢寢清種申狀	三八三	文保 二年 十二月 十日	建部親政沾却狀
三五九	建武 四年 八月 一日	島山直頭安堵狀	三八四	文保 二年 十二月 十日	建部親政讓狀
三六〇	建武 四年 八月 一日	島山直頭打渡狀	三八五	元徳 三年 十二月 日	祢寢清種代清成重申狀
三六一	正元 元年 閏十月 五日	建部清綱讓狀	三八六	建長 六年 正月十四日	大隅守護名越時草書下
三六二	文永 四年 十二月廿四日	建部清綱讓狀	三八七	文和 五年 三月 日	祢寢道種清申狀
三六三	建治 元年 十二月廿二日	建部清綱讓狀案	三八八	元徳 四年 三月 六日	沙弥某書下
三六四	正応 四年 十月十六日	將軍 <small>久明</small> 家政所下文	三八九	正慶 元年 十二月 五日	鎮西下知狀
三六五	正応 四年 十一月 四日	六波羅施行狀	三九〇	正慶 元年 十二月 廿日	鎮西探題御教書
三六六	元亨 二年 十二月 <small>十六日</small>	尼禪阿讓狀	三九一	建武 二年 二月 十日	れんふく讓狀
三六七	元亨 三年 五月十六日	尼禪阿讓狀	三九二	曆応 四年 二月十五日	きよてる讓狀
三六八	元亨 二年 七月 七日	建部清元讓狀	三九三	曆応 五年 九月 二日	尼ねんほう避狀
三六九	元亨 三年 六月 十日	鎮西下知狀	三九四	延文 六年 七月 <small>十二日</small>	島津氏久書下
			三九五の1	永和 二年 三月 一日	沙弥道種讓狀

三九六	建武 五年	四月 八日	沙弥道種讓狀抄	四一九	貞和 六年	二月十五日	長谷場純阿讓狀
三九七	文明 八年	四月 七日	うは太郎母人身質券	四二〇	貞和 六年	二月十五日	長谷場純阿置文
三九八	文明 八年	四月 七日	沙弥崇音讓狀抄	四二一	正平十四年	六月廿一日	長谷場純阿・同実純連署讓狀
三九九	文明 七年	八月廿三日	御崎野々馬宛行狀	四二二	貞治 四年	七月十三日	長谷場久武・同氏純連署狀
四〇〇	明応 六年	七月廿四日	沙弥善從讓狀抄	四二三	貞治 六年	十月 一日	寛阿讓狀
四〇一	明応 六年	七月廿四日	沙弥善從讓狀抄	四二四	貞治 六年	十月 一日	寛阿讓狀
四〇二	永正 七年	十一月十一日	池端清勝田地沽却狀	四二五	貞治 七年	五月十八日	長谷場久武讓狀
四〇三	天文十三年	十一月 五日	沙弥清本讓狀	四二六	文明十五年	八月廿一日	筭懸日記
四〇四	天文十三年	十二月	沙弥清本讓狀	四二七	正平 十年	十二月廿七日	長谷場実純契狀
四〇五	天正十三年	八月 十日	祢占重虎嫁取日記斷簡	四二八	貞和 二年	九月廿二日	沙弥道阿契狀
四〇六の1	嘉曆 二年	五月廿一日	沙弥道性請取狀	四二九	(貞和 二年)	八月 七日	一乘院僧琳乘奉書
2	嘉曆 二年	五月廿一日	沙弥道性請取狀抄	四三〇	(貞和 二年)	八月 六日	一乘院門跡覚実御教書
四〇七		[十月 六日]	權大檢校珍賢書狀	四三一	貞和 三年	八月十八日	永成奉書
四〇八		四月廿六日	散位清信書狀	四三二	貞和 二年	十月 五日	長谷場久純外八名連署契狀
四〇九	康永 二年	十月 四日	國衛定使定盛請取狀	四三三	康永 四年	三月十六日	一乘院留守所下文
四一〇	康永 三年	十一月廿二日	政位請取狀	四三四	建久 八年	十二月廿四日	内裏大番役支配注文
四一一	康永 四年	四月 五日	大宰府料物用途請取狀	四三五	建武 四年	四月廿九日	長谷場久純軍忠狀
四一二	曆応 四年	十一月 十日	二郎判官代末元請取狀	四三六	建武 四年	八月 六日	足利直義感狀
四一三	貞和 二年	十月十六日	すけよし請取狀	四三七	建安 二年	十二月 一日	島津氏久一字書出
四一四	貞和 三年	五月 四日	国衛正稅物請取狀	四三八	文政十二年		伊地知季安書
四一五	文明十二年	九月 廿日	迫助田地沽却狀	四三九			某安堵狀
四一六	[建久 九年]		關東御教書	※四四〇			野辺氏由緒問狀
四一七の1	文政 九年	十月廿四日	大山定清奥書	四四一	永享 五年	二月廿四日	伊集院為久宛行狀
2	文政 九年	十二月	園田実好奥書	四四二	長祿 三年	七月十六日	某安堵狀
四一八	元応 二年	八月 三日	沙弥阿妙讓狀				

文書目録

四四三	観応 三年	十月廿九日	足利直冬感状	1	武蔵国野辺郷地頭職相伝系図
四四四	貞和 五年	十一月 八日	野辺盛忠讓状		日向国櫛間院地頭職相伝系図
四四五	観応 三年	四月廿九日	足利直冬下文	2	日向国櫛間院地頭職相伝系図
四四六		七月 四日	從儀師幸雅施行状	四六七	野辺氏系図
四四七	応安 八年	二月廿五日	島津氏久書状	四六八	野辺克盛和歌
※四四八	文明十二年	正月元三日	野辺克盛和歌	四六九	野辺盛仁一流系図
四四九	安貞 三年	二月 日	日向国櫛間院田島敷注進目録	四七〇	日向国櫛間院本主次第手続系図
四五〇			某書状	四七一	平氏野辺家系図抄
四五一	永禄十二年	九月十六日	野辺盛季夢想歌	※四七二	永禄十二年 九月十六日 野辺盛季夢想歌
四五二	嘉吉 元年	十二月十二日	足利將軍家御教書	※四七三	観応 三年 四月廿九日 足利直冬下文
四五三		六月十九日	細川勝元書状	※四七四	七月 四日 從儀師幸雅施行状
四五四		三月十八日	長倉祐省外三名連署書状	※四七五	三月十八日 長倉祐省外三名連署書状
四五五	文永 五年	三月廿五日	日向国櫛間院年貢注文	※四七六	貞和 五年 十二月 八日 野辺盛忠讓状
四五六			野辺盛仁所領目録	※四七七	長禄 三年 七月十六日 某安堵状
四五七			高城名勝志方留拔萃	※四七八	六月十九日 細川勝元書状
※四五八	文永 五年	三月廿五日	日向国櫛間院年貢注文	※四七九	二月廿五日 島津氏久書状
※四六〇	嘉吉 元年	十二月十二日	野辺盛仁所領目録	四八〇	野辺盛長系図並相伝次第書
※四六一			足利將軍家御教書	四八一	(六月廿六日) 野辺家由緒問状
※四六二	安貞 三年	二月 日	某書状		
※四六三	観応 三年	十月廿九日	日向国櫛間院田島敷注進目録		
※四六四	永享 五年	二月廿四日	足利直冬感状		
※四六五			伊集院為久宛行状		
四六六			某安堵状		
			武蔵国野辺郷・日向国櫛間院地頭職相伝系図		
			「諸家系図文書 六」		
			肝付源助家系図		
			肝付次右衛門家系図		
			肝付源之丞家系図		
			伴姓肝付氏系図		



猿渡氏系譜文書

五三二	永仁 四年 十一月 廿日	院家某御教書	四	〔延宝 六年〕十一月十九日	勝部宗將書狀
五三三	永仁 六年 五月 三日	島津庄預所下文	五	延宝 八年 二月廿二日	猿渡信安証狀
五三四	永仁 七年 二月 一日	島津庄預所下文	六	〔天和 二年〕六月三日	猿渡信安屆書
五三五	元徳 二年 八月 日	鹿屋院雜掌兼信申狀	七の1	〔元禄 二年〕正月十四日	猿渡信安口上覚
五三六		鹿屋院惣地頭代押領田在家山野注文	2	〔元禄 二年〕正月十四日	猿渡信安家筋由緒覚
五三七		犬追物手組	八の1	〔元禄 十二年〕六月十日	猿渡信安口上覚
五三八	永正十三年 十一月 廿日	犬追物手組	2	〔元禄 十二年〕六月十日	猿渡信安由緒覚
五三九	永正十三年 十一月廿一日	犬追物手組	九	〔元禄 十三年〕十一月 六日	村山自伯元徳由緒之覚
五四〇		犬追物手組	1	〔元禄 十三年〕十一月 六日	猿渡信安内意伺書
五四一	文保 元年 六月 九日	肝付郡弁濟使尊阿藤兼見參料請取狀	一〇	元禄十三年十二月十八日	吉利忠名証文
五四二		樺山久高覚書	一一	元禄十三年十二月十八日	市来家年証文
五四三	七月廿八日	鹿屋理右衛門居書	一二	〔元禄 十四年〕四月 十日	猿渡信安内意口上覚
五四四		鹿屋理右衛門家系図	一三の1	〔元禄 十四年〕五月	猿渡信安由緒覚
五四五		鹿屋勝左衛門家系図	2	〔元禄 十四年〕五月	猿渡信安由緒覚
五四六		鹿屋仁右衛門家系図	一四	〔元禄 十四年〕五月 三日	蓮光院頼英書狀
五四七	応永 二年 二月廿九日	犬追物手組	一五	〔元禄 十四年〕五月廿五日	猿渡信安書狀
五四八	応永 二年 三月十七日	鹿屋兼詮覚書	一六	〔元禄 十四年〕六月十二日	蓮光院頼英書狀
五四九		鹿屋兼長由緒書上	一七	〔元禄 十四年〕六月十八日	猿渡信安書狀
			一八	〔元禄 十四年〕六月十八日	猿渡信安書狀
			一九	〔元禄 十四年〕六月廿八日	進藤長之書狀
			二〇	〔元禄 十四年〕六月十三日	蓮光院頼英書狀
			二一	〔元禄 十四年〕七月廿二日	猿渡信安口上覚
			二二	元禄十四年 七月廿五日	猿渡信安証狀
一	〔延宝 五年〕九月廿五日	勝部宗將書付並猿渡越中流系図	二三の1	〔元禄 十四年〕十月 五日	猿渡信安口上覚
二の1	〔延宝 五年〕十月十五日	猿渡信安由緒書付	2	〔元禄 十四年〕十月 五日	猿渡信安由緒覚
2	〔延宝 六年〕三月十七日	猿渡信安口上覚	二四	〔元禄 十四年〕十月 五日	猿渡家通考家譜
三	〔延宝 六年〕三月十三日	勝部宗將覚書			



26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

觀応元年 八月廿一日

東鑑  
東鑑  
東鑑  
東鑑  
東鑑  
大藏頼平軍忠狀  
古跡集  
応永記  
行脚僧雜錄  
文明記  
羽月山之門之山之神棟札  
栗野正八幡棟札写  
貴久公軍記  
上井覚兼日記  
上井覚兼日記  
大友御退治日帳  
上井覚兼日記  
九州記  
上井覚兼日記  
上井覚兼日記  
上井覚兼日記  
上井覚兼日記  
上井覚兼日記  
上井覚兼日記  
上井覚兼日記

重久氏系図

27	上井覚兼日記	二五	〔元禄十四年〕十月	通考大意
28	征韓録	二六	〔元禄十四年〕九月十八日	進藤長之書狀
29	島津義弘・同久保連署宛 行狀	二七	〔元禄十四年〕十一月廿一日	猿渡信安書狀
30	石田三成感狀	二八	元禄十四年十一月廿一日	猿渡信安覚書
		二九	〔元禄十四年〕十一月廿三日	猿渡信安覚書
		三〇	〔元禄十四年〕十二月廿三日	進藤長之書狀
		三一	〔元禄十四年〕十二月廿三日	近衛家家司進藤長之奉書
		三二	〔元禄十四年〕十二月廿五日	鎌田政由書狀
		三三	〔元禄十五年〕二月 六日	猿渡信安書狀
1	伊地知季安序文	一	天保 十年 正月	
2	重久千右衛門家系図	二		
3	藤原姓重久氏系図	三		
4	藤原篤持・同篤道連署起 請文	1	安元 二年 八月廿七日	
5	重久篤兼譜	2	文曆 二年 正月十九日	仮名重久田地売券
6	重久篤兼着到狀	3	元弘 三年 七月 日	重久篤兼譜
7	重久篤兼軍忠狀	4	建武 三年 二月 日	重久篤兼譜
	重久篤兼譜	5		

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	
(文亀 四年 二月)	貞和 六年 四月十一日	貞和 四年 十一月十六日	貞和 四年 十一月十六日	貞和 四年 六月	貞和 四年 六月	貞和 四年 六月	貞和 三年 (五)月廿七日	貞和 三年 二月十三日	貞和 三年 二月十三日	曆応 五年 八月一日	曆応 二年 九月五日	曆応 二年 九月五日	建武 五年 三月廿三日	建武 三年 十一月廿一日	建武 三年 十一月廿一日	建武 三年 六月	建武 三年 六月	建武 三年 六月	建武 三年 六月	建武 三年 六月	建武 三年 六月	建武 三年 六月	建武 三年 六月	建武 三年 六月	建武 三年 六月	建武 三年 六月
	島津忠昌社参随兵人教書 上抄	本田玄賀入道自記	島津貞久書下	重久篤兼譜	島津貞久軍勢催促状	重久篤兼譜	島津貞久軍勢催促状	重久篤兼譜	島津貞久軍勢催促状	重久篤兼譜	島津貞久軍勢催促状	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜	重久篤兼譜

諸旧記

「諸旧記 一」

九	八	七	六	五	四	三	二	一	初卷	34	35	四の1	2	五の1	2	3	六の1	2	七
(慶長十二年)	(慶長七年)	(慶長五年)	(慶長六年)	(慶長六年)	(慶長五年)	(慶長四年)	(慶長七年)	慶長六年	初卷	永正十八年	「大永 六年」	1	2	1	2	3	1	2	天保十年
九月廿五日	十二月卅日	十二月十三日	三月十四日	二月二日	十一月十三日	四月二日	四月十一日	八月廿四日	関ヶ原乱并琉球入大坂落城一件	三月 吉日	十一月 四日	正月 廿日	正月 廿日	七月十一日	七月十二日	七月十五日	九月 十五日	九月 十五日	九月十四日
本多正信書状	山口直友書状	山口直友書状	山口直友書状	井伊直政書状	井伊直政書状	徳川家康起請文前書	徳川家康起請文案	山口直友・本多正信連署起請文		大隅国重久名坪村	島津忠兼書状	額娃久甫口上覚	文書系図覚書	田中国明・市来家年連署受取状	某覚書	鎌田直右衛門・鎌田仲之丞連署證文	小山萬次郎證文	足立盛成證文	

二卷

- 一〇 (慶長十四年) 六月廿六日 本田正純書狀
- 一一 (慶長十四年) 七月 五日 徳川秀忠御内書
- 一二 (慶長十四年) 七月 五日 徳川秀忠御内書
- 一三 (慶長十四年) 七月 五日 徳川秀忠御内書
- 一四 (慶長十四年) 七月十三日 本多正純書狀
- 一五 (慶長十四年) 七月 九日 本多正信書狀
- 一六 (慶長十四年) 七月 七日 徳川家康御内書
- 一七 (慶長十四年) 十二月十五日 徳川秀忠御内書
- 一八 (慶長十四年) 十二月 廿日 本多正信書狀
- 一九 (慶長十四年) 十二月廿六日 徳川家康御内書
- 二〇 (慶長十四年) 十二月十五日 徳川秀忠御内書
- 二一 (慶長十四年) 十二月廿六日 本多正純書狀
- 二二 (慶長十五年) 五月十四日 本多正純書狀
- 二三 (慶長十五年) 十月 八日 井伊直継直書狀
- 二四 (慶長十五年) 九月十二日 最上家親書狀

三卷

- 二五 (慶長十九年) 十二月廿二日 本多正純書狀
- 二六 (慶長十九年) 九月廿三日 豊臣秀頼書狀
- 二七 (慶長十九年) 九月廿三日 豊臣秀頼書狀
- 二八 (慶長十九年) 十月十三日 島津家久書狀
- 二九 (慶長 廿年) 四月 廿日 本多正純書狀
- 三〇 (慶長 廿年) 五月 九日 山口直友書狀

琉球国平均以来書類集

- 三一 (慶長十四年) 七月 七日 徳川家康御内書
- 三二 (慶長十四年) 七月 五日 徳川秀忠御内書

- 三三 (慶長十六年) 五月廿六日 山口直友書狀
- 三四 (慶長十九年) 正月 六日 徳川秀忠御内書
- 三五 (正保 三年) 六月十一日 松平信綱外二名幕府連署書狀
- 三六 (慶安 元年) 九月 二日 堀田正盛書狀
- 三七 (慶安 元年) 九月 五日 松平信綱・阿部忠秋幕府連署書狀
- 三八 明曆 元年 七月十二日 島津久通外四名連署書狀
- 三九 (明曆 元年) 七月十三日 島津久通外四名連署書狀
- 四〇 (明曆 元年) 九月十三日 島津久通外四名連署書狀
- 四一 明曆 元年 九月十三日 島津久通外四名連署書狀
- 四二 (明曆 元年) 九月 六日 松平定行書狀
- 四三 (明曆 元年) 九月廿三日 島津久通外四名連署書狀
- 四四 (明曆 元年) 九月廿七日 松平定行書狀
- 四五 (寛文十二年) 十月 九日 板倉重矩書狀
- 四六 (寛文十三年) 正月廿六日 稲葉正則書狀
- 四七 (貞享 二年) 十一月十八日 某届書
- 四八 (貞享 二年) 十一月十八日 某口達覚
- 四九 (貞享 三年) 七月廿六日 伊勢十兵衛覚
- 五〇 (貞享 三年) 七月廿六日 伊勢十兵衛覚
- 五一 (貞享 三年) 十一月廿三日 某届書
- 五二 (貞享 三年) 十一月 朔日 某届書
- 五三 (貞享 三年) 十二月十五日 琉球渡金高制限覚書
- 五四 (貞享 四年) 九月 七日 某口上覚
- 五五 (貞享 四年) 九月 七日 某届書
- 五六 (貞享 四年) 十月十六日 某口上覚
- 五七 (貞享 四年) 十月 廿日 伊勢十兵衛覚

五八 「元禄 元年」 正月廿七日 国元家老連署書状

五九 六月十九日 京都町奉行前田直勝・井上正貞連署書状

六〇 (正徳 三年) 六月廿五日 島津久明覚書

六一 (正徳 三年) 七月 幕府老中達書

六二 (正徳 三年) 八月 三日 島津吉貴請書

六三 (正徳 三年) 九月 九日 土屋政直書状

〔諸旧記 二〕

六四 猪俣見益老日記

六五 承応 二年 七月十六日 上野隼人覚書

六六の1 瀬戸口老岐入道自記

六七 3 文政 七年 三月 大隅国直冬方交名注文  
瀬戸口民右衛門書状  
面高連長坊朝鮮在陣日記

〔諸旧記 三〕

六八の1 文明記

2 文明記末文書

六九の1 3 慶長十二年 四月上吉日 長谷場宗純書状

2 行脚僧雜録

3 元禄 五年 十二月廿六日 伊地知重英覚書

七〇の1 3 文化十三年 三月廿六日 伊地知季美証状

2 榊山玄佐自記

3 享保 五年 四月 六日 川上久寧久覚書  
川上久寧奥書  
鯨島日向入道自記

〔諸旧記 四〕

3 2 伊地知季安奥書  
島津忠国一流系譜書拔

七二 慶長十七年 正月 吉日 福岡伊与覚書

七三 下村甚右衛門覚書

七四 豊州表在陣覚書

七五 伊集院頼久契状

七六 川上忠真譜

七七 川上忠直譜

七八の1 惠岳妙智譜

3 2 町田久光譜  
町田久辰譜  
川上忠通譜  
小西行長・寺沢正成連署

八〇 (文禄 四年) 八月廿八日 市来家尚覚書

八一 島津義弘書状

八二 九月十七日 島津家久書状

八三 二月 廿日 友野甲斐守入道元真申状

八四 慶長 廿年 三月廿七日 薩隅日往古之事

八五の1 加世田仁礼覚兵衛所持之古書附写  
御当家由来之事  
渋谷四家由来之事

八六 3 2 享保十四年 正月 吉日 三ヶ国物語

〔諸旧記 五〕

八七の1

2

大村重頼古戦書付写

十一月廿五日

大村重頼古戦書付写  
真清覚書

八八の1

2

島津義久代諸外城地頭衆書上

大隅・薩摩二ヶ国諸外城地頭衆書上

日向一國諸地頭衆書上  
天正年中老中・御使衆書

3

日向一國諸地頭衆書上

天正年中老中・御使衆書

真清覚書

4

天正年中老中・御使衆書

真清覚書

湯田氏蔵旧記  
神戸五兵衛覚書

八九

5

十一月廿六日

湯田氏蔵旧記

神戸五兵衛覚書

九〇

2

五月十八日

財部善三右衛門前書

有田將監記

3

文化十五年

五月 吉日

川上親郁後書

九二

慶長十六年

二月十八日

濱田民部左衛門高名帳

九三の1

明曆二年

九月十三日

長野勘左衛門書出

九四の1

寛永十九年

九月 吉日

横山忠篤覚書

2

慶長五年

十月 十日

島津惟新義  
島津惟新弘感状

九五

天正十五年

六月十五日

島津日述様御在京供奉之日記

白坂氏系図文書

一

(文化 二年十一月)

伊地知季安書付

二

文化 二年十一月

藤原姓白坂氏系図序

三

慶応 二年十月十二日

白坂氏系譜後序

四

慶長 五年十月十日

藤原姓白坂氏系図

1

慶長 五年十月十日

島津惟新義感状

2

四月廿二日

伊勢貞昌書状

3

十月 五日

島津久元書状

4

正月廿九日

島津久元書状

5

八月十四日

島津久慶書状

6

六月 五日

島津久通書状

7

五月廿五日

島津久通書状

8

十月 七日

伊勢貞豊書状

9

七月廿一日

福屋兼昭書状

10

〔承応 二年〕八月十七日

福屋兼昭書状

11

〔承応 二年〕八月十九日

福屋兼昭書状

12

〔承応 二年〕八月十九日

福屋兼昭書状

五

文化 二年十二月十一日

伊地知季安奥書

六

文化 二年十二月十一日

酒匂景明覚書写

七

元和 元年六月十六日

慶長十九年日記抜書

八

元和 元年六月十六日

衆中帳抄

九

(元和 元年)七月十日

島津家久書状写

一〇

寛永十三年九月廿日

薩州鹿兒島衆中屋敷御検地帳上ノ抄

一一

寛永十三年九月廿日

慶安年間鹿兒島絵図堅野馬場写(部分)

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん  
東京大学  
史料編纂所所長  
加藤友康

国立歴史民俗博物館長  
宮地正人

尚古集成館前館長  
芳即正

鹿児島大学名誉教授  
五味克夫

委員  
安藤保晋  
田尚哉

原口泉山  
田尚二

三木靖宮  
下満郎

日限正守  
堂満幸子

大賀郁夫

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館長  
今吉弘

調査史料室  
徳永和喜

学芸専門員  
林匡

資料調査員  
上村文高  
原千鶴

高宮美佳子  
豊岡尊子

那加野文恵中  
原あけみ

鹿児島県史料 旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集四

平成15年1月10日印刷

平成15年1月31日発行

非売品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 株式会社 きょうせい